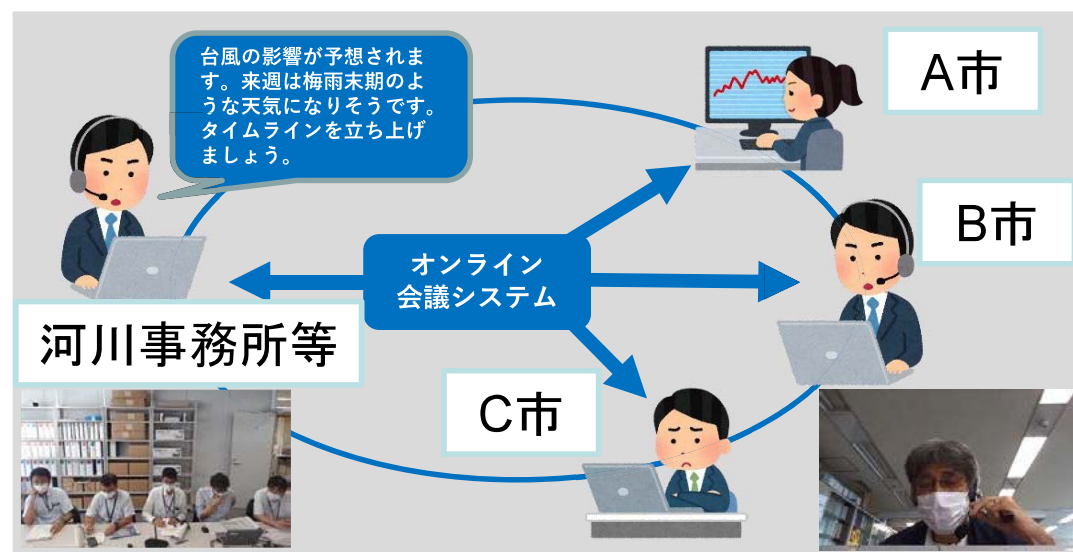


1. 洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）（Web会議の普及）	P1
2. 避難情報の変更について	P2
3. 水害危険性の周知促進（SNSを活用した防災情報の発信）	P4
4. 洪水予測や河川水位の状況に関する解説（気象台との合同会見）	P5
5. ダム放流情報を活用した避難体系の確立（ダム洪水調整機能協議会）	P7
6. 土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	P8
7. 避難計画作成の支援ツールの充実（マイ・タイムライン講習会の事例）	P12
8. はじめよう！みんなの避難スイッチ	P14
9. 要配慮者利用施設の避難計画の作成状況	P15
10. 要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用の手引き （洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波）	P16
11. 隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等の事例 （制度の紹介、相互応援や災害時等のバス利用に関する協定、広域避難の実施事例等）	P17
12. 浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等(小規模河川の氾濫推定図作成の手引き)	P39
13. ハザードマップの改良、周知、活用（洪水ハザードマップ進捗状況）	P40
14. まるごとまちごとハザードマップの実施事例	P41
15. 防災教育の促進	P42
16. 避難訓練への地域住民の参加促進（避難訓練ガイドブック）	P46
17. 共助の仕組みの強化（京都市・高知県の事例）	P88
18. 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	P125
19. 避難路、避難場所の安全対策の強化（災害時の「緊急避難路」整備について）	P128
20. 応急的な待避場所の確保（一時避難場所の活用事例）	P133
21. 水防資機材の確認	P141
22. 総合水防演習	P156
23. 浸水被害軽減地区	P157

# 水害対応タイムライン (TL) の立ち上げ時におけるWEB会議の導入

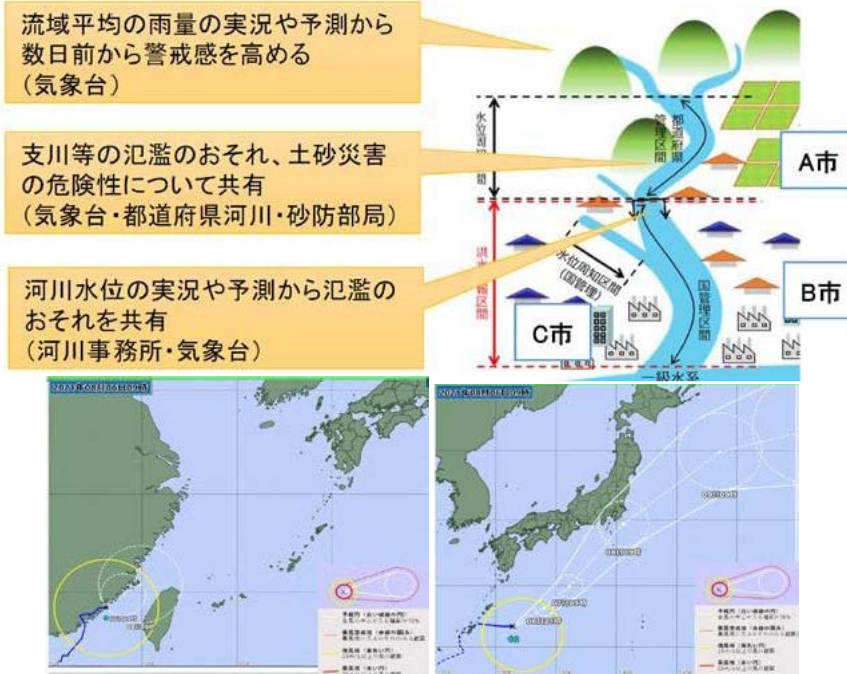
＜台風接近時等の危機感共有のためWEB会議システムを実施！＞

- タイムライン立ち上げ時にWEB会議システムを活用し危機感を共有。
- 台風の影響が予想される数日前にWEB会議を実施。この先一週間程度で、予想される気象災害等の情報を共有し、会議の場で、TL立ち上げ是非の意思決定。



オンライン会議により連携機関と防災情報や危機感の共有

- 気象台からの今後の見通しを情報共有。
- 各関係機関における今後の防災体制の予定について共有
- 同時に情報を共有することでタイムライン立ち上げの見通しも共有することが容易



広島県の天気予報 (7日先まで)									
2021年08月06日11時 広島地方気象台 発表									
日付	今日 06日(金)	明日 07日(土)	明後日 08日(日)	09日(月)	10日(火)	11日(水)	12日(木)	13日(金)	
広島県	曇時々晴	曇	曇時々晴	曇	曇一時雨	曇一時雨	曇	曇一時雨	
降水確率(%)	-/~/10/10	10/20/30/20	20	40	50	50	40	50	
信頼度	-	-	-	B	C	C	C	C	
広島 気温 (℃)	最高	36	34	34 (32~36)	33 (30~35)	30 (29~35)	31 (29~34)	31 (29~35)	29 (27~33)
	最低	-	28	27 (25~28)	26 (24~27)	25 (23~26)	25 (23~27)	24 (22~26)	24 (22~25)
向こう一週間 (明日から7日先まで) の平年値									
広島	降水量の7日間合計			最低気温		最高気温			
	平年並 4 - 31mm			25.6℃		33.3℃			

# 令和3年5月20日から

警戒レベル

4

## ひなんしじ 避難指示で必ず避難

## ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1	<b>災害発生情報</b> (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で**  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難で**  
危険な場所から避難  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。

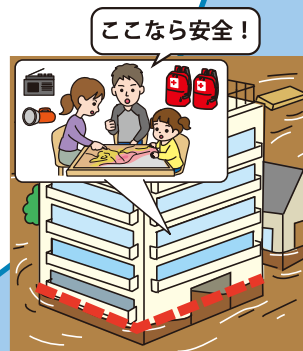


### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

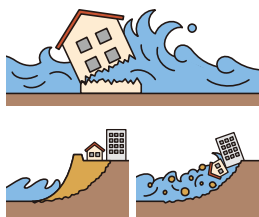
想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

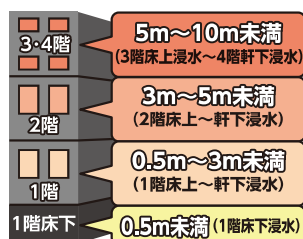
① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い



③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

# SNSを活用した効果的な防災情報発信事例

- リアルタイム性が高く利用者が多いという特徴を有するツイッターは情報が素早く広範囲に拡散することから災害関連情報の収集や発信に有効
- より効果的な活用手法として以下の取組を実施し一定の成果を確認
  - 取組①メディアとの**双方向の情報活用**による、情報の信頼性と効果的な情報拡散
  - 取組②防災情報発信の**迅速化**
  - 取組③出水時の情報を効果的に拡散させるため、**日常的に興味の湧く情報の発信も継続**

## 取組①

防災メディア連携や他機関連携タイムライン等で連携している地元アナウンサーのツイッターと**相互フォローし、危機管理情報をお互い発信**することで、情報の信頼性と効果的な情報拡散につながった。



佐波川ツイッターのフォロワー数が約1.5倍となった！  
(約400→600、R3.4→R3.8)



## 取組②

事務所危機管理担当者が迅速に防災情報を出せるように**官携帯からもツイッターが出来よう**にしている。



## 取組③

事務所ツイッターの日常ネタ(記者発表、事務所だより、工事現場との連携、自然、環境、風景、空撮などのシリーズ化)をしっかりと提供することで地道にフォロワー数を伸ばす。



# 台風10号接近に伴う合同会見

- 広島地方気象台と中国地方整備局が共同で警戒を呼びかける記者会見を実施。
- 資料を中国地方整備局HPに掲載。
- 合同会見の様子は、YouTubeでライブ配信を実施。終了後YouTubeに公開。

実施日時:

令和2年9月4日(金) 15:00～

実施場所: 広島合同庁舎2号館9階  
河川情報管理室

説明者:

広島地方気象台 高見広域防災管理官  
中国地方整備局 大作河川調査官



記者会見の状況

出席者	
	会社名
テレビ局 (5社)	RCC中国放送
	TSSテレビ新広島
	広島ホームテレビ
	広島テレビ放送
新聞社 (4社)	NHK
	毎日新聞
	朝日新聞
	読売新聞
中国新聞	
計	9社



YouTube掲載状況



会見の報道(TSSニュース)  
※民放4社で放送

# R3年8月豪雨での広島地方気象台との合同記者会見状況

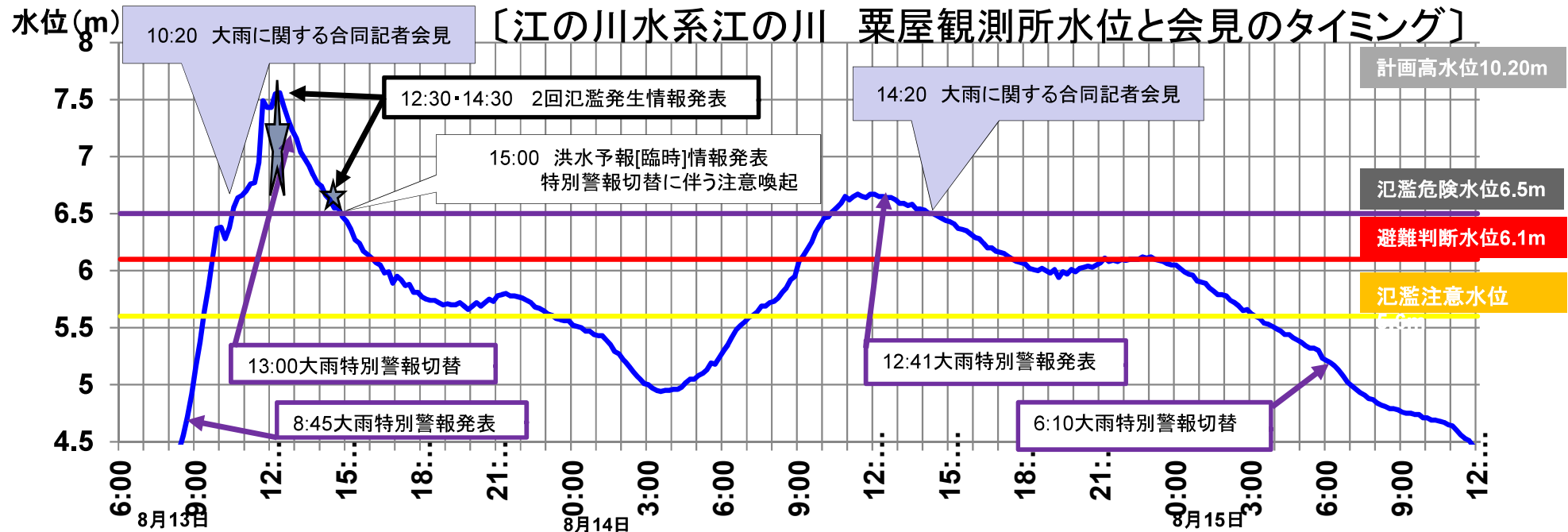
8/13 10:20からの合同記者会見



8/14 14:20からの合同記者会見



- ・広島地方気象台の大雨特別警報発表に合わせ、気象台と合同により注意喚起を実施
- ・自治体や報道関係者など36機関へ開催案内を行い、13日の会見では報道機関8者の取材とwebによる情報配信を実施



事 務 連 絡  
令和3年10月18日

河川関係事務所副所長 様  
総括保全対策官 様

広域水管理官  
水災害対策センター長  
(押 印 省 略)

河川法第 51 条の 2 に基づく「ダム洪水調節機能協議会」の設置について

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（令和3年10月18日国中整水第139号）が局長から通知されたところですが、標記について、下記に留意して設置されますよう、よろしくお願ひします。

#### 記

1. ダム洪水調節機能協議会（以下、「協議会」という。）の設置にあたっては、河川法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約等にその旨を明記する他、目的、協議会の対象ダム、協議会の構成、協議会の実施事項、協議会資料等の公表について記載すること。規約等の記載例については別紙－1を参考とされたい。
2. 協議会は、これまでに治水協定の締結にあたって水系毎に設置した「大規模氾濫時の減災対策協議会」で設置している「ダム部会」等を承継するものとし、規約等の改正をもって協議会の位置づけとして組織することとする。
3. 協議会は、令和3年10月末までに設置すること。
4. 河川法第 51 条の 2 第 3 項の規定に基づく協議を行う旨の通知については、規約等を改正する際に、文書で通知することとする。通知する文書は別紙－2を参考とされたい。
5. 降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議なども実施することから関係气象台に依頼し、構成員として参加して頂く。通知する文書は別紙－3を参考とされたい。なお、関係气象台の参加については調整済みです。

#### 【問い合わせ先】

河川部 水災害対策センター	村岡、中野 (M3882、3868)
河川管理課	池田、鷹家 (M3756、3771)



# 土砂災害警戒情報について



出典：政府広報オンライン



国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部



気象庁

## 土砂災害警戒情報とは

土砂災害警戒情報は、降雨による土砂災害の危険が高まったときに市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や、自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表している防災情報です。



土砂災害警戒情報のテレビでの表示例



土砂災害警戒情報の発表例

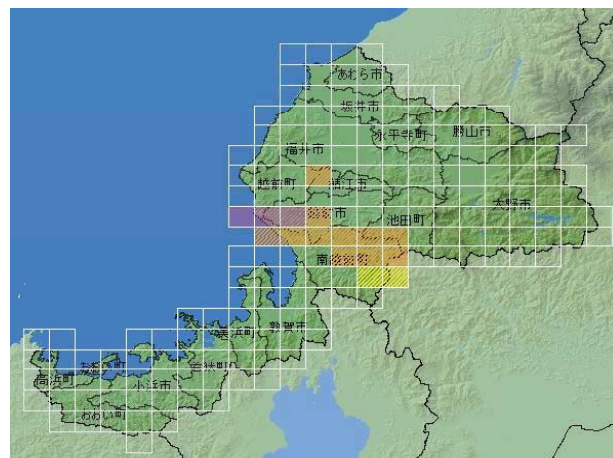
## 大雨のときには、土砂災害警戒情報に注意しましょう

土砂災害警戒情報は、テレビ・ラジオや防災無線のほか、気象庁ホームページ、各都道府県の砂防部局などのホームページなどでも確認できます。

雨が降り出したら、大雨警報や土砂災害警戒情報等の防災気象情報に注意しましょう。土砂災害警戒情報が発表されたら、市町村が発表する避難勧告等に注意し、いつでも行動できるよう心構えましょう。危険を感じたら自主的に避難することも重要です。

## 危険度をさらに詳しく知るには

都道府県と気象庁では、土砂災害警戒情報を補足する情報として、市町村内のより詳しい危険度がリアルタイムで分かるメッシュ情報や、危険度の推移が分かる情報などを提供しています。



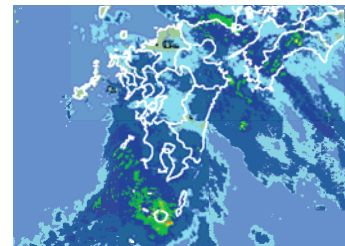
土砂災害危険度のメッシュ情報の表示例

## 土砂災害警戒情報のしくみ

都道府県と気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準を、過去の土砂災害発生・非発生時の雨量データをもとに、地域ごとに設定しています。設定に当たって、土砂災害は、地中にたくさんの雨が貯まったところに強い雨が降ると、発生しやすくなるという特徴があることが考慮されています。

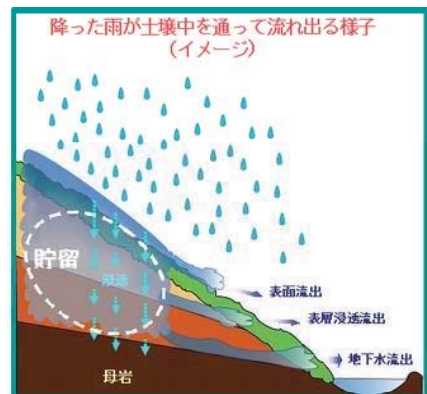
気象庁の解析雨量等をリアルタイムで監視し、避難に必要な時間を考慮して、2、3時間後に発表基準線を超えると予測される場合に、土砂災害警戒情報を発表します。

○短期降雨指標  
解析雨量(60分間積算雨量)

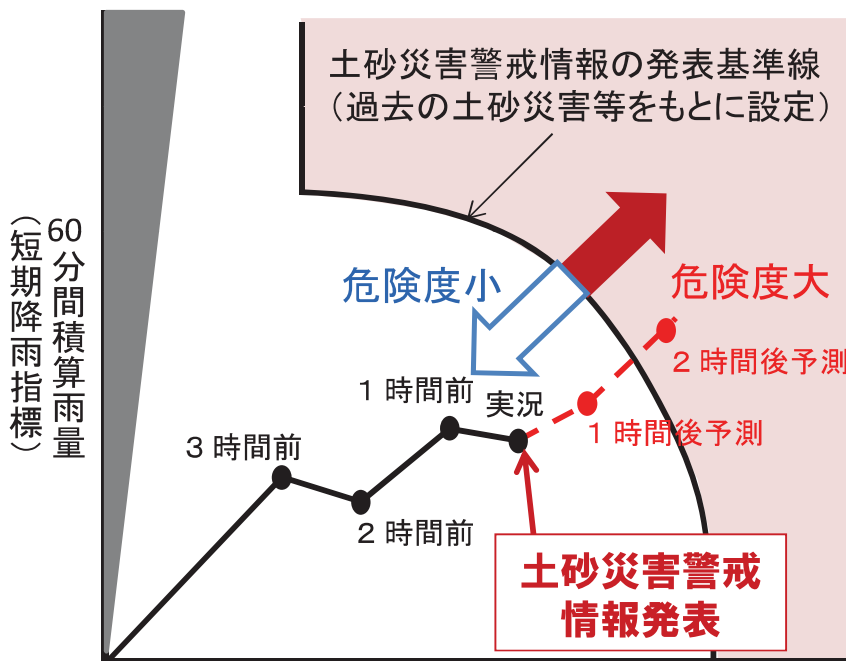


国交省、気象庁のレーダー雨量を国交省、気象庁、都道府県の雨量計で補正して解析した雨量

○長期降雨指標  
土壌雨量指数



降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもの



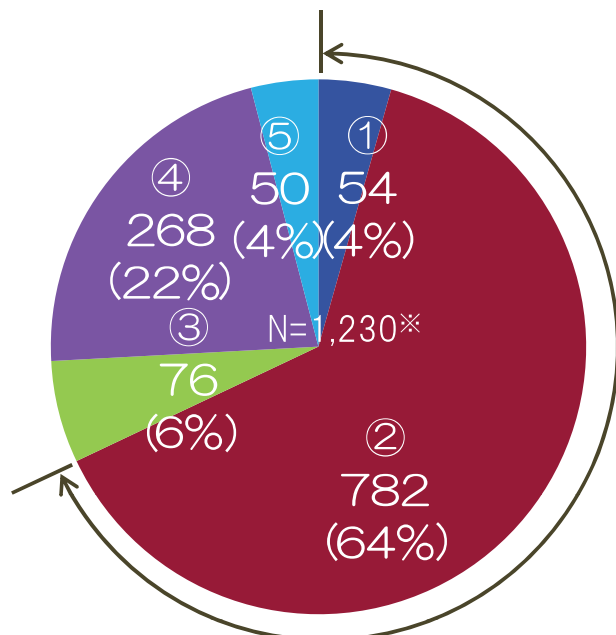
土壌雨量指数(長期降雨指標)

土砂災害警戒情報の発表基準

- 土砂災害警戒情報 (気象庁ホームページ)  
<http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>
- 土砂災害警戒判定メッシュ情報 (気象庁ホームページ)  
<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>
- 都道府県が公開している土砂災害警戒情報とそれを補足する情報のポータルサイト (国土交通省砂防部ホームページ)  
[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo\\_ken\\_link.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo_ken_link.html)

## 避難勧告への土砂災害警戒情報の活用状況

土砂災害警戒情報は市町村長が避難勧告を発令する際の参考となるよう発表していますが、土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画において、土砂災害の避難基準に土砂災害警戒情報を活用している市町村（①及び②）は約7割となっています。



土砂災害の避難基準に土砂災害警戒情報を活用している市町村（①及び②）：68%

※土砂災害警戒区域が指定された市町村数

市町村の地域防災計画における避難勧告発令基準の設定状況（H25.3.31時点）

- ① 土砂災害警戒情報が発表された時、避難勧告を発令する。
- ② 土砂災害警戒情報が発表された時、前兆現象が認められた時、災害が発生した時などにおいて、状況を総合的に判断して避難勧告を発令する。
- ③ 具体的な基準は記載してあるが、土砂災害警戒情報の記載がない。
- ④ 「土砂災害の恐れが高まった」など定性的な判断により避難勧告を発令する。
- ⑤ 避難勧告に関する記載なし。

### —お知らせ—



土砂災害は予測の難しい災害ですが、土砂災害から身を守るために国民の皆様を知っていただきたい3つのことについて、以下のURLでお知らせしております。

[http://www.mlit.go.jp/river/sabo/h25\\_typhoon26/miomamoru.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/sabo/h25_typhoon26/miomamoru.pdf)

#### 【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課 地震・火山砂防室  
 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
 電話 03-5253-8111（代表） 03-5253-8468（直通）  
 気象庁 予報部 予報課 気象防災推進室  
 〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4  
 電話 03-3212-8341（代表）

※お住まいの地域で発表される土砂災害警戒情報について詳しくは、各地の气象台や各都道府県の砂防部局までお問い合わせ下さい。

（2013年12月版）

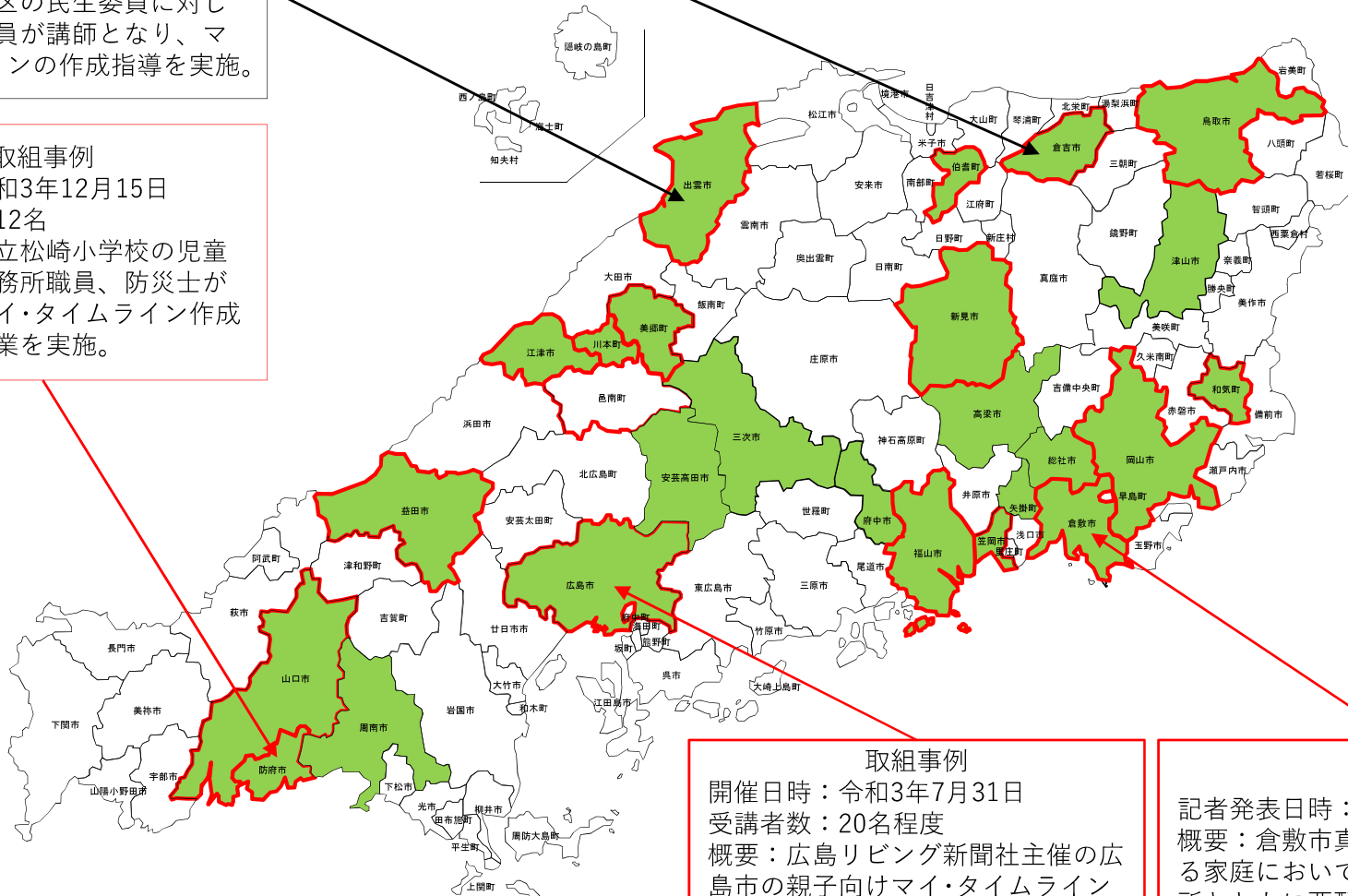
# マイタイムラインの取組

取組事例  
 開催日時：令和3年6月11日  
 受講者数：約50名  
 概要：倉吉市立河北小学校4年生に対して、事務所職員が講師となり、マイ・タイムラインの作成指導を実施。

・直轄沿川36自治体のうち  
20自治体 (55.6%) で実施済  
 ・直轄沿川以外に4自治体 で実施済

取組事例  
 開催日時：令和3年4月5日  
 受講者数：約15名  
 概要：川跡地区の民生委員に対して、事務所職員が講師となり、マイ・タイムラインの作成指導を実施。

取組事例  
 開催日時：令和3年12月15日  
 受講者数：約12名  
 概要：防府市立松崎小学校の児童に対して、事務所職員、防災士が講師となりマイ・タイムライン作成の防災教育授業を実施。



■ マイ・タイムライン講習会を実施した市町村  
 □ マイ・タイムライン講習会を今年度実施（予定）の市町村

取組事例  
 開催日時：令和3年7月31日  
 受講者数：20名程度  
 概要：広島リビング新聞社主催の広島市の親子向けマイ・タイムライン講習会において、事務所職員が「逃げキッド」を活用して説明を実施。

取組事例  
 記者発表日時：令和2年10月8日  
 概要：倉敷市真備地区の要配慮者のいる家庭において、地域住民、福祉事業所とともに要配慮者の避難計画をたて、実際に避難訓練を実施。

# 中国地方の取組 ～地域連携型要配慮者マイ・タイムライン～

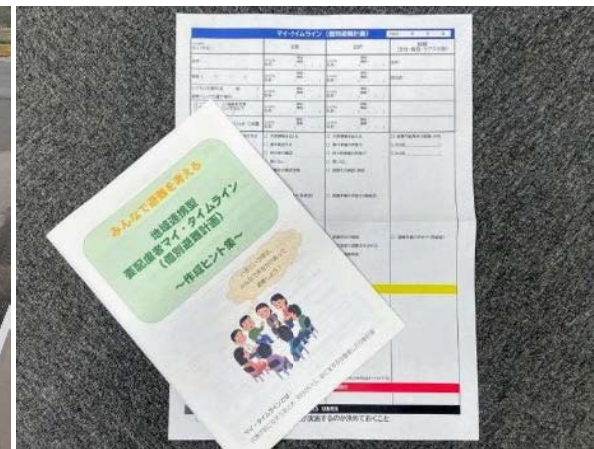
★地域を巻き込んで、要配慮者が避難できる仕組みを（岡山県倉敷市）



要配慮者マイ・タイムライン  
作成中の様子



要配慮者マイ・タイムラインにもとづき  
避難訓練を実施



要配慮者マイ・タイムライン  
作成ヒント集

日頃から気にかけて  
くださる近所みなさん  
に安心と感謝！

地域の方がいざという  
ときに助けてくれる  
ことは心強い！

今度はためらわず  
に避難したい！

日常的に声を掛け、  
いざというときは、  
一緒に避難をしたい！



地域の宝のような方々に、  
自分が恩返しできるチャン  
ス！

マイ・タイムライン  
は温かいまちづくり  
に必要不可欠！

皆で自分事として  
捉えて。まずはやっ  
てみるのが重要！

皆で集まり、顔を合  
わせながら話をする  
時間がとても大切！

作成者の声



劇団OiBokkeShiによる  
要配慮者マイ・タイムライン作成動画

事例のポイント：要配慮者（または家族）、隣近所の地域住民、福祉事業所が対面で話をすること

# はじめよう！ みんなの避難スイッチ

## 鳥取県版「避難スイッチ」取り組みの手引き

[https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1280475/hinanswitch\\_guide.pdf](https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1280475/hinanswitch_guide.pdf)

### はじめよう！ みんなの避難スイッチ

鳥取県版「避難スイッチ」取り組みの手引き



#### はじめに

近年、地球温暖化などを原因とした降雨量の増加に伴い、豪雨による自然災害（浸水害、土砂災害など）の被害が激甚化しています。

自然災害から住民の命を守り、危険な地域からの避難を促すため、市町村からの避難情報（避難指示など）をはじめ、さまざまな防災情報が多様な媒体から発表されていますが、必ずしも住民の避難行動に結びついておらず全国的な課題となっています。

この課題に対し、情報を受ける住民が適切なタイミングで避難すること、そのために「どのような情報等をもとに」「いつ」避難するか判断（＝避難スイッチ）を事前に、具体的に、みんなで決めておくことが、一つの有効な避難対策となります。

この手引きでは、避難スイッチを決めるためのノウハウを示すとともに、避難スイッチの取組事例を紹介します。

令和4年4月 鳥取県危機管理局

#### 手引きの構成

- 避難スイッチ 決定までの手順
- 【第1段階】 心配される自然災害の確認、基本情報の整理
  - 【第2段階】 過去の被災経験・気象状況、住民の記憶等の整理
  - 【第3段階】 避難スイッチの構成整理
  - 【第4段階】 「避難スイッチ」の決定、住民間で共有
  - 【第5段階】 避難スイッチを決定後

#### 避難スイッチ 取組事例の紹介

- 若桜町3地区（上町、中町、西町）
- 鳥取市大塚寺町地区
- 高齢者福祉施設（養護老人ホーム鳥取市なごみ苑）

#### 「避難スイッチ」とは？

京都大学防災研究所の矢守克也教授をはじめとした研究者が提唱する、住民の避難対策の取組手法の一つです。

「いつ」避難するか目安を3つのポイントで整理、住民に身近な避難の判断材料を準備し地域で共有します。

また、過去の災害事例では「人からの呼びかけ」によって避難を決定した方も多かったことから、近隣の方への声かけのほか、特に自力で避難が困難な方への声かけや避難支援を行うことも併せて行います。

- 鳥取県版「避難スイッチ」では、市町村が発表する避難情報を基本としつつ、気象庁の気象警報などの有用な「避難に関する各種情報」のほか、地域の「目で見える身近な異変」とを組み合わせて持つことで、情報の不達で逃げ遅れることなく地域単位で早めの避難を完了することを目指します。

（組み合わせ例）市町村の避難情報（高齢者等避難）＋河川水位の急激な上昇 ※いずれか早い方

#### 【市町村が発表する避難情報と警戒レベル】

警戒レベル	災害の切迫度	市町村の避難情報等	とるべき避難行動
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保	身の安全を守る行動
4	災害のおそれが高い	避難指示	危険な場所から全員が避難
3	災害のおそれあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難
2	気象状況悪化	（大雨注意報 等）	（避難行動を確認）
1	気象状況悪化のおそれ	（早期注意情報 等）	（備えを確認）

その他、鳥取県版「避難スイッチ」への支援等については、次のURLからご覧ください。  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/299571.htm>

- 「人からの呼びかけ」については、本県で進んでいる「支え愛マップ」(\*)の取り組みに準じて、個別的に地域の要支援者の避難支援体制づくりを自治会等の地区単位で進めてください。

※ 支え愛マップ-災害時に誰かの助け、声かけを必要とする人、声かけができる人、避難先などを盛り込んだ本県の独自マップ。鳥取県ではマップづくりを通じて地域の要支援者への避難支援体制づくりを進めている。

### 「避難スイッチ」決定までの手順

自治会等地区単位で、検討会等を通じて「避難スイッチ」を決定するための手順を以下に示します。なお、必要に応じて、市町村や県の関係課、鳥取地方気象台等に確認や助言を求めます。

#### 1 避難スイッチ決定の手順【第1段階】

地区で心配される自然災害の確認、地区の基本情報を整理します。

- 市町村が公表している「ハザードマップ」を参考に、地区で心配される自然災害（浸水害、土砂災害など）と、その影響範囲を確認する。避難先や避難経路も併せて確認する。

※ 過去の災害事例からも、ハザードマップの示すハザードの想定範囲と、実際の被災範囲が重なることが多いとされている。

県内市町村のハザードマップ



若桜町（浸水害、土砂災害）



鳥取市（想定最大規模降雨による浸水害）

※ハザードマップについては各市町村のホームページ等から確認してください。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/hz/>

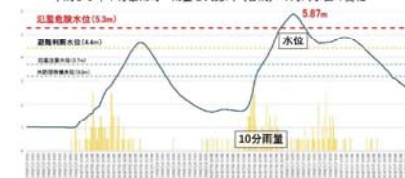
#### 2 避難スイッチ決定の手順【第2段階】

過去の被災経験や気象状況、住民の記憶等を持ち寄り、整理します。

- 過去の被災経験（被災の有無）を確認する。
- 過去の気象状況（例：過去に最も雨が降ったときの状況）を確認する。

※ 統計資料などから、「ここまできたら危ない」ポイントを確認する。  
※ 不明の点があれば、市町村や鳥取地方気象台等にも問い合わせ確認する。

平成30年7月豪雨時 雨量と大路川（吉成）の河川水位の変化



この事例では、長引く大雨により大路川（吉成）で氾濫危険水位を超え、越水の状態もあつた。

# 要配慮者利用施設の避難確保計画について

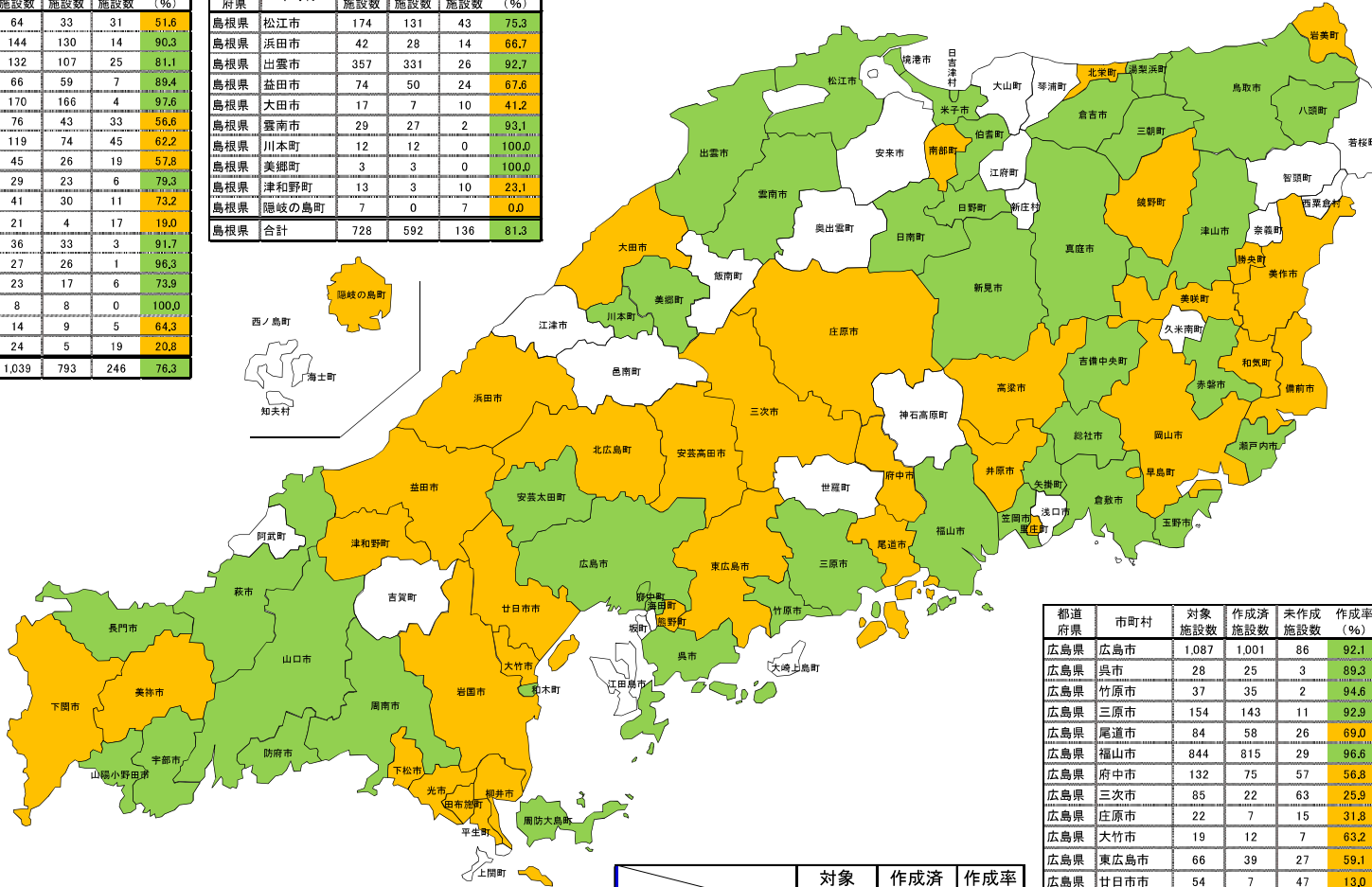
- 緊急行動計画での取組（R3年度末までに対象の全施設における避難確保計画の作成を完了）
  - ✓ 作成状況、訓練の実施状況を減災対策協議会等で共有し、推進を図る。（見える化）
  - ✓ 自治体支援の取り組み「講習会プロジェクト」により推進を図る。

■ 中国地方の作成状況 (R3.9 末時点)

- ・避難確保計画作成率は79.3% (全国73.7% 令和3年9月末現在)
- ・県、自治体ベースでは作成率に大きな差があり、二極化が見られる。

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	未作成施設数	作成率 (%)
山口県	下関市	64	33	31	51.6
山口県	宇部市	144	130	14	90.3
山口県	山口市	132	107	25	81.1
山口県	萩市	66	59	7	89.4
山口県	防府市	170	166	4	97.6
山口県	下松市	76	43	33	56.6
山口県	岩国市	119	74	45	62.2
山口県	光市	45	26	19	57.8
山口県	長門市	29	23	6	79.3
山口県	柳井市	41	30	11	73.2
山口県	美祢市	21	4	17	19.0
山口県	周南市	36	33	3	91.7
山口県	山陽小野田市	27	26	1	96.3
山口県	周防大島町	23	17	6	73.9
山口県	和木町	8	8	0	100.0
山口県	田布施町	14	9	5	64.3
山口県	平生町	24	5	19	20.8
山口県	合計	1,039	793	246	76.3

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	未作成施設数	作成率 (%)
鳥根県	松江市	174	131	43	75.3
鳥根県	浜田市	42	29	14	66.7
鳥根県	出雲市	357	331	26	92.7
鳥根県	益田市	74	50	24	67.6
鳥根県	大田市	17	7	10	41.2
鳥根県	雲南市	29	27	2	93.1
鳥根県	川本町	12	12	0	100.0
鳥根県	美郷町	3	3	0	100.0
鳥根県	津和野町	13	3	10	23.1
鳥根県	隠岐の島町	7	0	7	0.0
鳥根県	合計	728	592	136	81.3



避難確保計画作成率が全国平均未満の市町村  
 避難確保計画作成率が全国平均以上の市町村  
 市町村地域防災計画へ要配慮者施設の位置づけのない市町村

	対象施設数	作成済施設数	作成率 (%)
全国合計	105,310	77,595	73.7
中国地方合計	8,494	6,739	79.3

令和3年9月30日現在

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	未作成施設数	作成率 (%)
鳥取県	鳥取市	197	196	1	99.5
鳥取県	米子市	229	191	38	83.4
鳥取県	倉吉市	156	148	8	94.9
鳥取県	境港市	2	2	0	100.0
鳥取県	岩美町	3	2	1	66.7
鳥取県	八頭町	8	8	0	100.0
鳥取県	三朝町	5	5	0	100.0
鳥取県	湯梨浜町	26	26	0	100.0
鳥取県	北栄町	34	21	13	61.8
鳥取県	日吉津村	11	11	0	100.0
鳥取県	南部町	6	3	3	50.0
鳥取県	伯耆町	8	8	0	100.0
鳥取県	日南町	8	8	0	100.0
鳥取県	日野町	5	5	0	100.0
鳥取県	合計	698	634	64	90.8

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	未作成施設数	作成率 (%)
岡山県	岡山市	2,025	1,361	664	67.2
岡山県	倉敷市	729	690	39	94.7
岡山県	津山市	84	75	9	89.3
岡山県	玉野市	2	2	0	100.0
岡山県	笠岡市	5	5	0	100.0
岡山県	井原市	58	28	30	48.3
岡山県	総社市	122	100	22	82.0
岡山県	高梁市	34	4	30	11.8
岡山県	新見市	15	12	3	80.0
岡山県	備前市	2	0	2	0.0
岡山県	瀬戸内市	65	48	17	73.8
岡山県	赤磐市	23	20	3	87.0
岡山県	真庭市	21	21	0	100.0
岡山県	美作市	37	4	33	10.8
岡山県	和気町	33	11	22	33.3
岡山県	早島町	8	2	6	25.0
岡山県	里庄町	2	0	2	0.0
岡山県	矢掛町	7	7	0	100.0
岡山県	鏡野町	24	14	10	58.3
岡山県	勝央町	7	4	3	57.1
岡山県	美咲町	8	4	4	50.0
岡山県	吉備中央町	1	1	0	100.0
岡山県	合計	3,312	2,413	899	72.9

都道府県	市町村	対象施設数	作成済施設数	未作成施設数	作成率 (%)
広島県	広島市	1,087	1,001	86	92.1
広島県	呉市	28	25	3	89.3
広島県	竹原市	37	35	2	94.6
広島県	三原市	154	143	11	92.9
広島県	尾道市	84	58	26	69.0
広島県	福山市	844	815	29	96.6
広島県	府中市	132	75	57	56.8
広島県	三次市	85	22	63	25.9
広島県	庄原市	22	7	15	31.8
広島県	大竹市	19	12	7	63.2
広島県	東広島市	66	39	27	59.1
広島県	廿日市市	54	7	47	13.0
広島県	安芸高田市	37	21	16	56.8
広島県	海田町	27	27	0	100.0
広島県	熊野町	2	0	2	0.0
広島県	安芸太田町	19	17	2	89.5
広島県	北広島町	20	3	17	15.0
広島県	合計	2,717	2,307	410	84.9



要配慮者利用施設における  
避難確保計画の作成・活用の手引き  
(洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波)

令和4年3月

国土交通省 水管理・国土保全局

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・  
活用の手引き(国土交通省 水管理・国土保全局)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/tebiki.pdf>

# 大規模・広域避難に関する制度

平成29年12月21日

**洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討WG**

# 避難先の協議

## 概要

災害対策基本法において、災害発生時に一つの市町村の区域を越えて住民が避難する場合の市町村間等における協議の手続について、以下の規定がある。

### 広域一時滞在(同一都道府県内の場合)の概要

参考「逐条解説 災害対策基本法」

#### ■ 被災市町村長が他の市町村長と協議を行う。

- 協議を受けた市町村長は、正当な理由がない限り、被災住民を受け入れなければならない。
- 「正当な理由」とは、受入れ先の市町村も被災していること、あらかじめ指定した受入れ施設の収容可能人数を上回っていること等が挙げられるが、これらのような場合であってもなお、災害の規模、被災状況等によっては、被災者の受け入れを行わなければならないこともあり得る。
- 広域一時滞在に係る費用については、被災地方公共団体が原則として負担する。

#### ■ 被災市町村長が適当な協議の相手方を見つけられないような場合、都道府県知事が助言を行う。

- 日頃から繋がりのない市町村と協議をしなければならないことや、被災市町村に区域を越えた行政サービスについての豊富な知見を求めることは困難であることから、都道府県が助言をしなければならないとしている。
- 助言の内容としては、受入れ先の候補となる市町村や、被災住民の受入れ能力(施設数、施設概要等)等が考えられる。

#### ■ 被災市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、都道府県知事が代行する。

- 都道府県がその区域内の市町村が処理する防災に関する事務の実施を助ける責務を有することに鑑み、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合において、都道府県知事が代行する。

#### ■ 被災市町村長に加え、都道府県知事もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、内閣総理大臣が代行する。

### 都道府県外広域一時滞在(都道府県の区域を越える場合)の概要

#### ■ 市町村長から要求を受けて、都道府県知事が他の都道府県知事と協議を行う。

- 協議を受けた都道府県知事は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
- 協議先都道府県知事と協議をした管轄内の市町村長は、正当な理由がない限り、被災住民を受け入れなければならない(「正当な理由」は広域一時滞在と同じ)。
- 都道府県外広域一時滞在に係る費用については、被災地方公共団体が原則として負担する。

#### ■ 都道府県知事が適当な協議の相手方を見つけられないような場合、内閣総理大臣が助言を行う。

- 日頃から繋がりのない都道府県と協議をしなければならないことや、被災都道府県に区域を越えた行政サービスについての豊富な知見を求めることは困難であることから、都道府県が助言をしなければならないとしている(助言の内容は広域一時滞在と同じ)。

#### ■ 都道府県知事がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、内閣総理大臣が代行する。

# 避難先の協議

## (広域一時滞在の協議等)

- 第86条の8 **市町村長**は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在(以下「広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、**当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。**
- 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
  - 第1項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「協議先市町村長」という。)は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
  - 第1項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
  - 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長(以下この条において「協議元市町村長」という。)に通知しなければならない。
  - 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
  - 第1項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在用の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
  - 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第4項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

## (都道府県外広域一時滞在の協議等)

- 第86条の9 前条第1項に規定する場合において、**市町村長**は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在(以下「都道府県外広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、**都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。**
- 前項の規定による要求があつたときは、**都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。**
  - 都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
  - 第2項の場合において、協議を受けた都道府県知事(以下この条において「協議先都道府県知事」という。)は、被災住民の受入れについて、**関係市町村長と協議しなければならない。**
  - 前項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。)は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、**被災住民を受け入れるものとする。**この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
  - 第4項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
  - 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
  - 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事(以下この条において「協議元都道府県知事」という。)に通知しなければならない。
  - 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長(以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。)に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
  - 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
  - 第1項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在用の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
  - 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
  - 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
  - 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

## (都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行)

- 第86条の10 **都道府県知事**は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在用の必要があると認めるときは、**当該市町村の市町村長が第86条の8第1項及び第5項から第7項までの規定により実施すべき措置(同条第6項及び第7項の規定による報告を除く。)の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。**
- 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
  - 第1項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

## (都道府県外広域一時滞在の協議等の特例)

- 第86条の11 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在用の必要があると認めるときは、第86条の9第1項の規定による要求がない場合であっても、同条第2項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第9項中「第1項の規定により協議することを求めた市町村長(以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。)」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第11項中「第1項」とあるのは「第86条の11前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第9項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「前項の内閣府令で定める者に通知しなれば」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなれば」と、同条第13項中「前項」とあるのは「第86条の11後段の規定により読み替えて適用する第11項」とし、同条第10項及び第12項の規定は、適用しない。

## (都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

- 第86条の12 **都道府県知事**は、市町村長から求められたときは、第86条の8第1項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在用に関する事項について**助言をしなければならない。**
- 内閣総理大臣**は、都道府県知事から求められたときは、第86条の9第2項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在用に関する事項又は広域一時滞在用に関する事項について**助言をしなければならない。**

## (内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行)

- 第86条の13 **内閣総理大臣**は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在用又は都道府県外広域一時滞在用の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第86条の8第1項及び第5項から第7項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を**当該市町村長に代わって実施し、又は当該都道府県の知事が第86条の11前段並びに第86条の9第8項並びに第86条の11後段の規定により読み替えて適用する第86条の9第9項及び第11項の規定により実施すべき措置(第86条の11後段の規定により読み替えて適用する第86条の9第9項及び第11項の規定による報告を除く。)**の全部若しくは一部を**当該都道府県知事に代わって実施しなければならない。**
- 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村長又は都道府県知事の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示しなければならない。
  - 第1項の規定による内閣総理大臣の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

## 災害時の相互応援協定を締結 (2014.6.3) ～洪水犠牲者ゼロを目指して～

古河市・坂東市・境町・五霞町・茨城県建設業協会境支部は6月3日、坂東市ベルフォーレにおいて、災害時等における相互応援に関する協定を締結しました。平成20年9月に内閣府が公表した被害想定では、古河市・坂東市・境町で大規模な浸水が発生した場合、最悪1万人を超える人的被害があるとされています。大規模災害の可能性を踏まえ、災害時の一丸となった協力体制を確認しました。



▲災害時相互応援協定を締結し、防災への決意を新たにしました

出典：広報古河 2014.7.1 ([http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/cmsfiles/contents/0000003/3024/koga\\_0701\\_11.pdf](http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/cmsfiles/contents/0000003/3024/koga_0701_11.pdf))

### 広域避難で自治体が特定の避難所を指定した覚書を交わす茨城県初の事例

利根川の堤防が決壊した場合・・・

- ◆境町は面積の約8割が浸水する可能性があり、町内では最大で約8m浸水し、境町役場の浸水のほか、周辺道路の冠水の恐れがある
- ◆役場内の災害対策本部が機能しない可能性がある

災害時は茨城県立坂東総合高校(坂東市)に避難者の受け入れや境町の災害対策本部機能の一時的な受け入れなどを盛り込んだ覚書を交わした

## (事例紹介) 浸水時における広域避難に関する協定(桑員地域防災対策会議)

平成28年10月に、海拔ゼロメートル地帯を有する桑名市、木曾岬町を避難市町とし、いなべ市、東員町を受入市町とする「浸水時における広域避難に関する協定」を締結

### 浸水時における広域避難に関する協定

桑名市、いなべ市、木曾岬町及び東員町は、桑名市及び木曾岬町の海拔ゼロメートル地帯において風水害による高潮・洪水、又は地震・津波による浸水が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「浸水時等」という。）において、桑名市及び木曾岬町の住民が、市町の境界を越えていなべ市及び東員町へ避難（以下「広域避難」という。）する場合の避難及び受入に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、浸水時等に桑名市及び木曾岬町の住民が、広域避難を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難市町 桑名市及び木曾岬町又はどちらか一方
- (2) 受入市町 いなべ市及び東員町
- (3) 避難施設 受入市町が指定する施設

#### (避難施設の使用)

第3条 桑名市が、浸水時等において避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、桑名市内の指定避難所では収容できない場合、受入市町の避難施設を使用できるものとする。

2 木曾岬町が、浸水時等において広域避難に係る避難勧告又は避難指示を発令した場合、受入市町の避難施設を使用できるものとする。

#### (使用要請)

第4条 避難市町の長は、広域避難に係る避難勧告又は避難指示を発令する場合は、受入市町の長に対して、避難施設の使用について文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請を行い、後に速やかに文書を提出するものとする。

2 避難市町が避難施設の使用の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を受入市町に明示するものとする。ただし、緊急を要する場合は、概数、見込み等とし、後に通知するものとする。

- 一 避難する人数
- 二 避難する期間
- 三 前各号に定めるもののほか必要な事項

#### (避難者の受入)

第5条 受入市町の長は、前条第1項に定める要請を受けたときは、当該要請を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、使用する避難施設を指定し、避難市町の住民を受け入れるものとする。

#### (避難施設の運営)

第6条 避難市町が広域避難を実施する場合に使用する避難施設の運営は、避難市町が行うものとする。ただし、避難初期において避難市町の体制が整わない場合は、受入市町に支援を要請し、受入市町はその要請に応ずるものとする。

2 避難施設の運営にあたって、必要となる資材、食料等は避難市町が調達するものとする。ただし、調達するいとまがない場合は、受入市町に支援を要請し、受入市町はその要請に応ずるものとする。

#### (経費の負担)

第7条 受入市町が、避難市町の住民の受入及び避難施設の運営に要した経費は、原則として避難市町が負担するものとする。

#### (その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、必要に応じて協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各市町及び立会人が記名押印し、各1通を保有するものとする。

#### 附則

この協定は、平成28年10月26日から適用する。

平成28年10月26日

桑名市長 伊藤 徳宇

いなべ市長 日沖 靖

木曾岬町長 加藤 隆

東員町長 水谷 俊郎

(立会人) 三重県桑名地域防災総合事務所長 佐伯 雅司

# 市町村等への助言

## 概要

参考「逐条解説 災害対策基本法」

### （指定行政機関の長等による助言）

- 市町村長が避難勧告等を発令する際、河川等の施設管理者が市町村以外の者であるため、当該施設の情報十分に得られないこと、又は情報を得られても十分に知見がないため活用できないこと等により、**避難勧告等の発令を躊躇したり、タイミングを逃したり**することが考えられる。
- そのため、専門的知見等を有している河川管理者や気象台等から、災害に関する情報等の必要な助言を得られる体制をあらかじめ構築しておくために、**市町村長は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して助言を求めることができる**ことが定められた。

### 【災害対策基本法】

#### （関係行政機関等に対する協力要求）

第21条 **都道府県防災会議及び市町村防災会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。**

#### （指定行政機関の長等による助言）

第61条の2 **市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。**

※水防法においても、切迫した状況下で、避難勧告等が発令されておらず、河川管理者として市町村長が避難勧告等を発令すべき状況と判断し、これを市町村長に進言することができる  
(参考:「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」(平成29年2月 国土交通省))

### 【水防法】

#### （知事の指示）

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

#### （重要河川における国土交通大臣の指示）

第31条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

#### （勧告及び助言）

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

# 避難勧告等の発令

## 概要

### (避難勧告等の発令権者)

- 洪水・高潮に関する避難のための立退きの指示について、災対法による避難の指示等は**市町村長**が行うこととされている。

### (避難勧告等の発令が災害対策基本法では市町村長に付与された背景)

- 災害の種別により発令権者が異なることにより、相互の連携が十分にとられず、このことがひいては惨事を招いていることに鑑み、災害対策基本法では**住民に最も身近な市町村長に災害全般についての避難のための勧告または指示の権限を与えることとした**<sup>※1</sup><sup>※2</sup>。

※1 逐条解説 災害対策基本法

※2 災害対策基本法 沿革と解説 野田卯一 著 出版社: 全国防災協会

### 【災害対策基本法】

#### (市町村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、**市町村長は**、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、**避難のための立退きを指示することができる。**

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

※水防法においては、都道府県知事が避難の指示を行うとされている。これらは、災害対策基本法と水防法のそれぞれの規定に定める要件を具備している限り、いずれの規定の適用も考えられ、それぞれの規定の適用に当たり優先順位が存在するわけではない(参考:逐条解説 災害対策基本法)

#### 【水防法】

##### (立退きの指示)

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。



## 内閣総理大臣から国民に対する周知

### 概要

参考「逐条解説 災害対策基本法」

- 非常災害が発生し、又はおそれがある場合、市町村長が避難勧告・指示を行うことに加え、**内閣総理大臣から国民に対し、予想される災害の事態やとるべき措置等の確かつ迅速な避難のため必要となる情報を周知**することとしている。
- 被災地域の住民に適切な情報を提供し、**市町村長が行う避難勧告・指示の効果を高めるために行う**ものである。
- 周知の方法としては、内閣総理大臣自らの記者会見のほか、防災担当大臣や内閣府防災担当職員による記者会見や資料提供、ホームページその他のインターネットを用いた情報提供など、事態に応じた適切な手法がとられる。

### 【災害対策基本法】

(国民に対する周知)

第51条の2 **内閣総理大臣は**、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、**予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならない。**

## 都道府県の応急措置(避難者の運送の要請等)

### 概要

参考「逐条解説 災害対策基本法」

災害対策基本法において、**都道府県の応急措置(避難者の運送の要請等)**について、以下の規定がある。

- **都道府県知事は**、当該地域内の応急措置を総合的に調整する見地から、**関係機関(指定公共機関、指定地方公共機関等)に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。**

(参考)

東京都の地域防災計画等によると、江東5区を通過する鉄道会社について、指定公共機関に指定されている会社以外の全ての会社が指定地方公共機関に指定されており、なおかつこれらの機関が避難者の輸送の役割を担うことについて記載されている。

### 【災害対策基本法】

(都道府県の応急措置)

第70条 **都道府県知事は**、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、**その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。**この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2 都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。

3 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、**都道府県知事は**、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、**指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。**この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

## (参考事例) 災害時等におけるバス利用に関する協定(所沢市)

地震や集中豪雨など大規模災害等による広域的な被害が発生、または、発生するおそれがある場合に、避難者がバスにより避難所等に安全かつ迅速に避難するため、平成25年5月31日、一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会と「災害時等におけるバス利用に関する協定」を締結

出典: 所沢市HP (<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/moshimo/bosai/sonaeru/oenkyotei/buskyoutei.html>)

### 災害時等におけるバス利用に関する協定書

所沢市(以下「甲」という。)と一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会(以下「乙」という。)とは、災害時等における乙所有のバス(以下「バス」という。)の利用に関し、協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、甲の市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、避難者をバスにより避難所に安全かつ迅速に避難させること、又は一時的な避難所としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、市民の安全を確保することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、豪雨、暴風、洪水その他の異常な自然現象及び大規模な火事、爆発、武力攻撃事態等、緊急対処事態の原因により生ずる被害をいう。

#### (配車の要請等)

第3条 甲は、災害時等において、避難者を避難所に避難させること又は一時的な避難所としてバスを利用することが必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとし、乙は、甲からの要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

#### (要請の方法)

第4条 配車を要請は、原則としてバス配車要請書(別記様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はファックス等により要請できるものとし、その後速やかに配車要請書を提出するものとする。  
2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について確認するとともに、災害時等に支障をきたさないように努めるものとする。

#### (連絡責任者の選任等)

第5条 甲及び乙は、災害時等におけるバス利用を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。

#### (経費の負担)

第6条 第4条の規定による要請により乙に発生する経費の甲における負担額は、災害時等の直前における通常価格を基礎として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

#### (経費の請求等)

第7条 乙は、災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

#### (有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年5月30日までとする。ただし、この協定の期間の満了する日の30日前までに甲乙いずれからも申し出がない場合はさらにこの協定を1年間更新するものとし、以後の期間についても同様とする。  
※H29年も引き続き更新が行われている

#### (協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年 5月31日

所沢市並木一丁目1番地の1  
甲 所沢市  
所沢市長

坂戸市小沼292番地1  
乙 一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会  
会長

# 協力・連携を図る体制

## 概要

- 大規模・広域避難の検討を進めるにあたり、災害対策基本法では、都道府県防災会議の協議会において都道府県相互間地域防災計画の作成が、市町村防災会議の協議会において市町村相互間地域防災計画の作成が規定されている。また、水防法においては、大規模氾濫減災協議会の組織が規定されている

### (都道府県相互間地域防災計画及び市町村相互間地域防災計画)

- 相互間地域防災計画は、協議により定めた地域を対象として作成する※1。
- 市町村相互間地域防災計画としては、駒ヶ岳、有珠山等の九火山及び北海道泊原子力発電所周辺市町村で構成されている協議会が作成しているものがある※1。

### (大規模氾濫減災協議会)

- 洪水氾濫による被害の軽減を図るため、ハード・ソフト一体となった対策について多様な関係者が協議を行い、その結果を「地域の取組方針」等としてとりまとめて取組みを推進する※2。
- 協議事項としては、円滑かつ迅速な避難のための取組、適確な水防活動のための取組及び氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組等が想定される※2。

#### 協議会での取組事項

##### ① 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ①-1 情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ア洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認
  - イ避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認
  - ウ水害危険性(浸水想定及び河川水位等の情報)の周知
  - エICT等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実
  - オ隣接市町村等への広域避難体制の構築
  - カ要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援
- ①-2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
  - ア想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有
  - イ洪水ハザードマップの作成・改良と周知
  - ウまるごとまちごとハザードマップの促進
  - エ住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実
  - オ防災教育の促進
- ①-3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
  - ア危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備
  - イ危機管理型ハード対策の実施
  - ウ河川防災ステーション等の整備
  - エ避難場所、避難経路の整備

##### ② 的確な水防活動のための取組

- ②-1 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項
  - ア重要水防箇所の確認
  - イ水防資機材の整備等
  - ウ水防訓練の充実
  - エ水防に関する広報の充実
  - オ水防団間での連携、協力に関する検討
- ②-2 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項
  - ア災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実
  - イ洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実
  - ウ大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進
- ③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
  - ア排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等
  - イ浸水被害軽減地区の指定

※1 逐条解説 災害対策基本法

※2 水防法等の一部を改正する法律の施行について(平成29年6月19日 国土交通省)

- **大規模氾濫減災協議会の構成員は**、これを組織する国土交通大臣並びに都道府県知事、市町村長、水防管理者、河川管理者及び管区气象台長又は沖縄气象台長若しくは地方气象台長が必須の構成員とされている。また、必須の構成員に加え、国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める者を協議会の構成員とすることができる。例えば、浸水が想定される近隣市町村、**広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村**、避難誘導や救助といった災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊、協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院、洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者等が想定されることである※2。 9

## 協力・連携を図る体制

### 【災対法】

(都道府県相互間地域防災計画)

第43条 都道府県防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る都道府県相互間地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

(市町村相互間地域防災計画)

第44条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

### 【水防法】

(大規模氾濫減災協議会)

第15条の9 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

## その他(避難所費用の負担について)

### 概要

- 多数の者が避難して継続的に救助を必要と見込まれる場合においては、都道府県知事の判断により災害救助法を適用することができる。
- その場合、例えば、大規模水害発生の恐れがある場合で大規模・広域避難に伴う“救助(避難所の設置等)”に対しては、当該都道府県が費用を負担する。(国庫による負担も一定割合ある。)

#### 【災害救助法施行令】

(災害の程度)

第1条 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

#### 【災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令】

(令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準)

第2条 令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

### (参考)救助の種類

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理             |
| ② 食品、飲料水の給与     | ⑦ 学用品の給与              |
| ③ 被服、寝具等の給与     | ⑧ 埋葬                  |
| ④ 医療、助産         | ⑨ 死体の捜索及び処理           |
| ⑤ 被災者の救出        | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |
- (救助法第4条)

## その他(緊急災害対策本部・非常災害対策本部の設置)

### 概要

参考「逐条解説 災害対策基本法」

- **災害が発生した場合**において、特別の必要があると認める時に、内閣府に**非常災害対策本部**を設置する。
- 国の総力を挙げて災害応急対策の推進に当たらなければならないほどの**災害が発生した場合**に**緊急災害対策本部**を設置する。
- 非常災害対策本部長は、**関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等**に対し、指示権を有する。
- 緊急災害対策本部長の場合には、**指定行政機関の長**に対しても指示することができる。
- 指示の内容としては、地方公共団体に対する相互間での広域応援の実施の指示や指定地方行政機関等に対する物資の供給、輸送等に関する民間の広域協力の要請等が想定される。

#### 【災対法】

(非常災害対策本部の設置)

第24条 **非常災害が発生した場合**において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に**内閣府に非常災害対策本部を設置することができる**。

2 内閣総理大臣は、非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

(非常災害対策本部長の権限)

第28条 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、**関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる**。

3 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、前三項の規定による権限の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。

5 非常災害対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(緊急災害対策本部の設置)

第28条の2 **著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合**において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に**内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる**。

2 第二十四条第二項の規定は、緊急災害対策本部について準用する。

3 第一項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

(緊急災害対策本部長の権限)

第28条の6 緊急災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該緊急災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、**関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる**。

3 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 緊急災害対策本部長は、前三項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

5 緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第一項から第三項までの規定による権限(第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を緊急災害現地対策本部長に委任することができる。

6 緊急災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

解説アーカイブス これまでの解説記事

## 「台風19号 問われた『広域避難』」(時論公論)

2019年10月21日(月)

松本 浩司 解説委員



ニュース解説「時論公論」です。台風19号による大規模水害の発生から1週間が過ぎました。大きな被害が出てしまった一方で、利根川中流の4つの県にまたがる地域では「広域避難」という初めての取り組みが行われました。「広域避難」は氾濫で全域が水没する恐れのある地域の住民が県や市町村の境を超えるなどして、離れた安全な地域に事前に避難をするものです。今回、東京でも検討されましたが実施は見送られ、この2つのケースから効果や課題が見えてきました。この問題を考えます。



【被害の全体像】



台風19号では74河川の135ヶ所で堤防が決壊。これを含むのべ271の河川で氾濫が発生し、甚大な被害を引き起こしました。

近くに安全な避難所がなく逃げ遅れたり、都市部では避難所が足りないなど避難をめぐるさまざまな問題点が明らかになってきました。

【初めての広域避難】

こうした中、事前の計画通りに多くの住民が隣の市に避難した町があります。

### 「阪神・淡路大震災27年 ボランティア 新たな課題」

[総合]2022年1月26日(水) 午後11時20分～11時30分

### 「コロナ禍で注意したいヒートショック 対策は？」

[総合]2022年1月27日(木) 午前10時05分～10時15分

検索ワードを入力してください

例) テーマ、ジャンル、解説委員名など

<< 2022年01月

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

年月から探す

【竹田解説委員も出演！】  1/27 (木) 18:20～Eテレ 「天才てれびくん」生放送！

[https://twitter.com/nhk\\_anaroom/status/1485911322638311425](https://twitter.com/nhk_anaroom/status/1485911322638311425)

01月26日 11:59



利根川沿いに広がる茨城県境町です。利根川が氾濫すると9割が浸水すると想定され、町内には安全な避難所をほとんど確保できません。このため周辺の市と協定を結び、いざというときに住民を受け入れてもらうことにしていました。

今月12日、台風の接近に伴って町は利根川を管理する国の河川事務所と連絡を取り合っ  
て警戒態勢をとりました。



夕方、事務所から「今後、危険水位を超えてさらに上昇する恐れがある」という連絡を受け「広域避難」を行うことを「決意」。避難準備情報を出したうえでバス11台を使ってお年寄りなどの避難所への移動を開始し、高齢者施設は入所者を隣の市の施設に避難させました。





バス11台でお年寄りなどの移動を開始

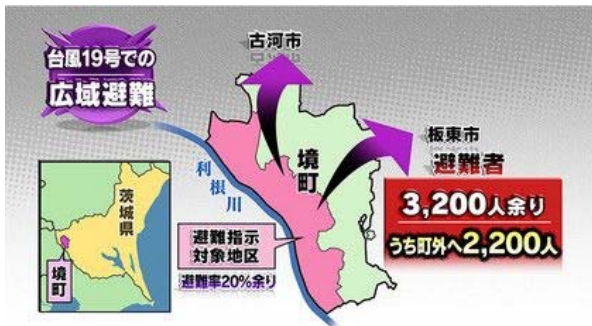


バス11台でお年寄りなどの移動を開始

夜になって水位が基準を超えたため「避難勧告」、「避難指示」を発表。住民にあらかじめ決めてある隣の2つの市の高校に避難するよう呼びかけ、車を持たない人はバスでピストン輸送しました。



避難勧告 → 避難指示  
隣接2市の高校に避難 呼びかけ



こうした呼びかけで3200人が避難所に避難をし、このうち2200人は町外の避難所に避難しました。避難指示が出た地域では20パーセントあまりの人が避難をした計算で、去年の西日本豪雨のときの全体の避難率が0.5パーセントだったことを考えると高い割合と言えます。境町周辺で利根川は氾濫しませんでした。水は堤防とほぼ同じ高さまで達して氾濫寸前の状態でした。



境町が広域避難をできたのは県境を超えて流域自治体で準備を進めてきたからです。茨城、栃木、群馬、埼玉4県の5つの市町と河川事務所で「広域避難協議会」を作り、体制を整えてきました。

今回の台風では埼玉県加須市でも避難した9400人のうち少なくとも850人が市外に避難したことがわかっていて、群馬県板倉町も町外への避難を呼びかけました。広域避難の取り組みは全国数カ所で行われていますが、この問題に詳しい専門家は「実際に大規模な避難が行われたのは初めてだ」と話しています。

【広域避難を見送った江東5区】

一方、東京東部の江戸川区や江東区など荒川流域の5つの区は、今回の台風で広域避難を検討しましたが見送りました。



荒川と江戸川が大規模氾濫を起こした場合、250万人が暮らす5区の9割の地域が、深いところで5メートル以上浸水すると想定されています。

避難所はおよそ20万人分しかないため、5つの区は住民に親戚や知人を頼るなどして5区の外に避難してもらう、大規模な広域避難計画を去年8月にまとめました。

避難を呼びかけるタイミングは、

- ▼巨大台風の直撃が予測されたり、
  - ▼荒川流域で500ミリを超え大雨が予測された場合で、
- 氾濫が想定される3日前から「広域避難」を呼びかけるというものです。



今回、台風19号の接近で5つの区は広域避難を検討しました。当初、基準を下回っていましたが、台風が上陸する日の朝になって気象庁の予想雨量が増えて500ミリという基準に達しました。しかし、すでに雨風が強まり始め、間もなく鉄道の計画運休も始まる時

刻で、広域避難を呼びかければ大渋滞が起こるなどかえって混乱を招くとして見送りました。

今回、広域避難の呼びかけが見送られるなか多くの方が区内の避難所に避難しました。江戸川区は3万5000人、足立区は3万3000人にのぼりました。一部の避難所はいつぱいで、これ以上受け入れが難しい状態になりました。

#### 【「広域避難」山積する問題】

今回の台風での2つの地域の対応を通じて、広域避難の有効性がわかる一方、さまざまな問題が見えてきました。



5つの区では避難所の収容能力などから広域避難の呼びかけ対象は137万人と膨大な人数です。対象を絞り込んだり、優先順位をつけたりすることはできないか、検討が必要でしょう。

また計画運休を考慮した移動手段の確保、情報伝達など自治体と国、関係機関でシミュレーションを重ね、現実的な誘導策を示していく必要があります。

呼びかけるタイミングも難しいことがわかりました。基準に達しなくても、早い段階から避難ができる人から広域避難を勧める、柔軟が運用も必要かもしれません。

さらに住民も避難所には限りがあり、避難場所を自ら確保し自分の身を守らなければならないこと、きびしい現実ですが、これを知っておく必要があるでしょう。

広域避難には難問が山積していますが、何もしなければ最悪の被害が避けられない一方、広域避難をする人が多くなれば全体の被害を小さくできる可能性があります。今回の経験を活かしてできる手立てを進めることが大切になります。

#### 【避難場所の確保に一層の努力を】

一方で、広域避難を少なくするためにも地元で安全な避難場所を確保する一層の努力も必要です。全国の自治体は避難場所として学校や公民館などを指定していますが、公共施設は数が限られることから、民間施設の協力を広げていくことができるかが大きな課題になります。



荒川沿いに位置し、氾濫が起こると全域が浸水すると想定されている埼玉県戸田市では、緊急の避難場所を確保するため市内の自治会が民間企業やマンションなどに協力を要請して、いざというときに一時、受け入れてもらう約束をしています。



今回の台風19号で、市内の大型ショッピングセンターは臨時休業していましたが、市の要請を受けて立体駐車場を開放しました。ツイッターで情報が拡散したこともあって次々と車が避難をしてきました。最終的に380台が避難をして浸水に備えました。



このほか2つの事業所が避難をしてきた住民を受け入れ、家族連れなどが一夜を過ごしました。こうした「共助」の取り組みを広げていく必要があります。

#### 【まとめ】

今回の台風19号は事前に大きな被害が予想されただけに、これまでの気象災害に比べると多くの人が事前に避難をしたと見られます。「防災意識が少しだけでも変わってきたのかも知れない」と話す専門家もいます。一方で避難所の確保など、さまざまな課題が新たに、あるいは、あらためて浮かび上がりました。「今後、19号と同じような台風がめずらしくはなくなる」とも指摘されていて、広域避難を含めソフト、ハード両面での水害対策の検証と強化が求められます。

(松本 浩司 解説委員)

#### キーワード

[ハザードマップ](#) [台風19号](#) [広域水害](#) [広域避難](#) [浸水](#)

#### 関連記事



2019年12月27日(金)

「今年の水害に学ぶ～『浸水前提』の対策を」  
(時論公論)

松本 浩司 解説委員



2019年11月29日(金)

「土砂災害 見逃された危険箇所」(時論公論)

松本 浩司 解説委員



2019年10月23日(水)

「台風19号 どう備えるか 新幹線の浸水被害」  
(時論公論)

中村 幸司 解説委員

[ご意見・お問い合わせ](#) [NHKにおける個人情報保護について](#) [放送番組と著作権](#) [NHKインターネットサービス利用規約](#)

Copyright NHK (Japan Broadcasting Corporation). All rights reserved. 許可なく転載することを禁じます。このページは受信料で制作しています。

## 福岡・九州 新型コロナ関連情報をまとめました

熊本 社会

### 人吉市が広域避難実施 バスで熊本市へ

2020/9/6 11:54 (2020/9/6 17:12 更新)



熊本市にバスで広域避難する人吉市民。乗車前に新型コロナウイルス対策で検温を受けた

7月の豪雨災害で開設済みの避難所にすでに約500人の避難者がいる熊本県人吉市は6日、避難所の密状態を避け、新型コロナウイルス感染を恐れる在宅避難者の安全を図るため、チャーターバスによる熊本市への広域避難を実施した。

32人が乗り込んだバス2台が午前11時前、熊本県立劇場（熊本市）に向けて出発。人吉市鬼木町の川原新一さん（70）は「今回の台風は異常。豪雨では被災しなかったが、できるだけ安全な場所で身を守りたい」と話し、妻とバスに乗り込んだ。

国土交通省が5日、同市を流れる球磨川が氾濫する恐れがあると警戒を呼び掛け。同市と県は5日夜に広域避難の実施を決定し、バスをチャーター。市は6日午前7時から防災無線や広報車で避難を呼び掛けた。県立劇場では約350人分の受け入れ態勢を整え、毛布や食料を用意している。

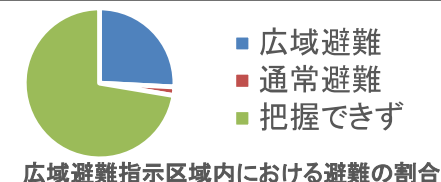
#### PR

-  年収450万円以上なら検討すべ PR Credit-cardGET by CUEBiC
-  恐ろしい！北米最大の湿地で見つかった生き物 PR Mairaku
-  ヘイ！タダで作れて10,000円も貯るぞ PR クレジットカード比較ナビ

#### アクセスランキング

	1日	1週間	1ヶ月
1		九州7県で新たに4962人感染型コロナ、福岡5日連続2千人	
2		熊本県で新たに687人が感染ラスタ-4件発生	
3		福岡県「まん延防止」先取りへ 24日から3カ月ぶり短時間	
4		福岡県で3389人感染見込み型コロナ、初の3千人超えか	

台風第19号による利根川の出水において埼玉県加須市が01:00に避難指示を出し、約9,500人が避難し、そのうち約8,500人が広域避難(通常の避難先ではなく大規模浸水を想定した広域避難先への避難)を行った。



## ■ 利根川の状況の連絡(ホットライン)

利根川上流河川事務所長が加須市長に、利根川の状況を電話で直接伝えるホットラインを24回実施(発着回数)  
主な内容

- ・計画規模(1/200)を越える雨量が予測されている、避難が夜中にかかりそうなので早めに電話した(15:49)
- ・栗橋地点が計画高水位を超える恐れがある、広域避難を検討する必要がある(23:07)
- ・堤防が最も低い箇所を超える恐れがある、加須市は広域避難を検討して下さい(00:47)

## ■ 加須市の広域避難実施状況

### ○避難周知

防災行政無線、エリアメール、SNS、Lアラート、消防車によるアナウンスの他、自治会長及び民生委員に電話して避難呼びかけを依頼

### ○避難方法

市が広域避難用に用意したバス(10台(延べ15回輸送))、自家用車など

### ○交通制御

避難する車で道路が渋滞したため、加須市が加須警察署に交通指導を依頼し、信号を手動操作してもらった



【参考】平成29年度に「利根川中流4県境広域避難協議会」を設置し、片田東京大学大学院特任教授の指導で広域避難のシナリオ案を検討中であった。また、加須市では、バスを用いた広域避難訓練を平成29年度から3回実施済みであった。

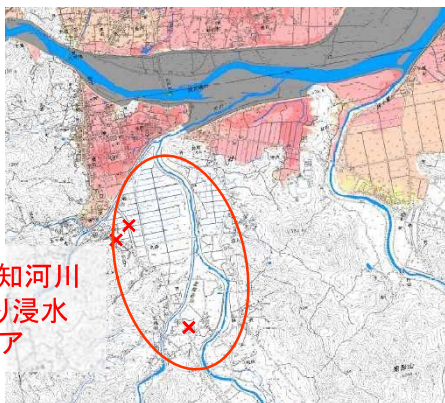
# 「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」の公表

- 令和元年東日本台風では、浸水想定区域図の作成が義務付けられていない小規模河川の氾濫により浸水被害が発生。
- 小規模河川では、氾濫計算に必要な河川横断データ等が計測されていない場合が多く、浸水が想定される範囲等の計算に課題。
- これらの河川でも浸水が想定される範囲等を計算できるよう「中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会」を開催し、検討結果を「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」としてとりまとめ(令和2年6月)。

## <背景・課題>

○ 令和元年東日本台風では、浸水想定区域図の作成が義務付けられていない小規模河川の氾濫により浸水被害が発生。

洪水予報河川や水位周知河川以外の河川の氾濫により浸水被害が発生しているエリア



阿武隈川水系阿武隈川洪水浸水想定区域図

凡例

×: 人的被害箇所

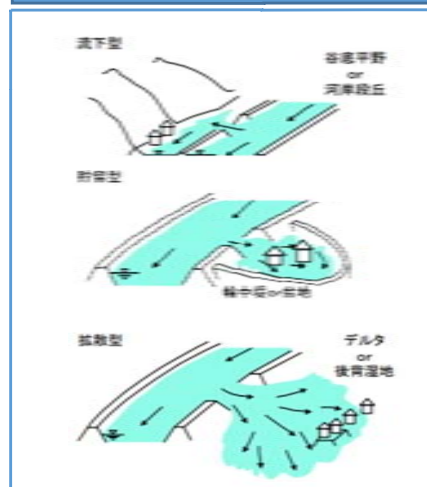
出典: 静岡大学防災総合センター牛山教授レポートより

## <検討会の概要>

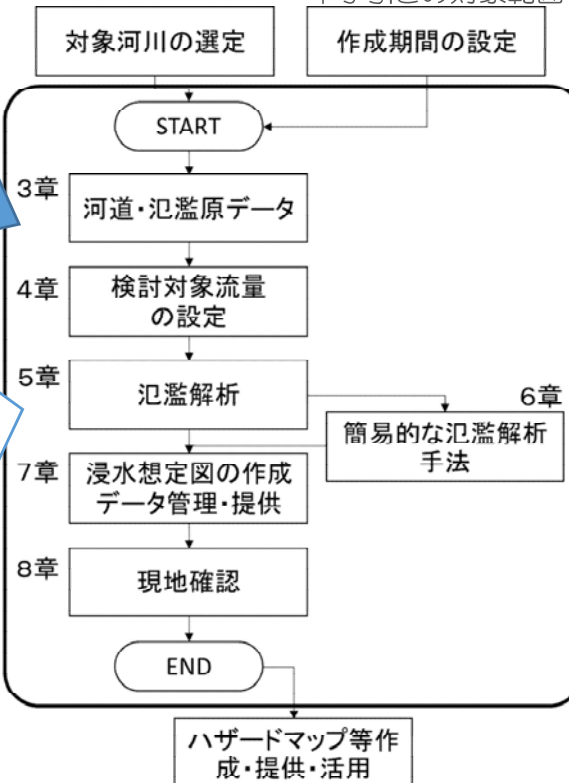
- 第1回検討会(令和2年1月7日)
  - ・簡易的な水害リスク評価手法の検討
  - ・都道府県アンケート結果の報告
- 第2回検討会(令和2年3月25日)
  - ・「小規模河川の簡易的な浸水想定図作成の手引き(仮称)」素案を提示
- 第3回検討会(令和2年5月25日)
  - ・「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き(仮称)」案をとりまとめ

## <手引きの概要>

- 航空レーザ測量データを用いて、河道及び氾濫原を概略的に測量
- 「流下型」「貯留型」「拡散型」の3種類の氾濫形態に分類することで、計算の負担を軽減。

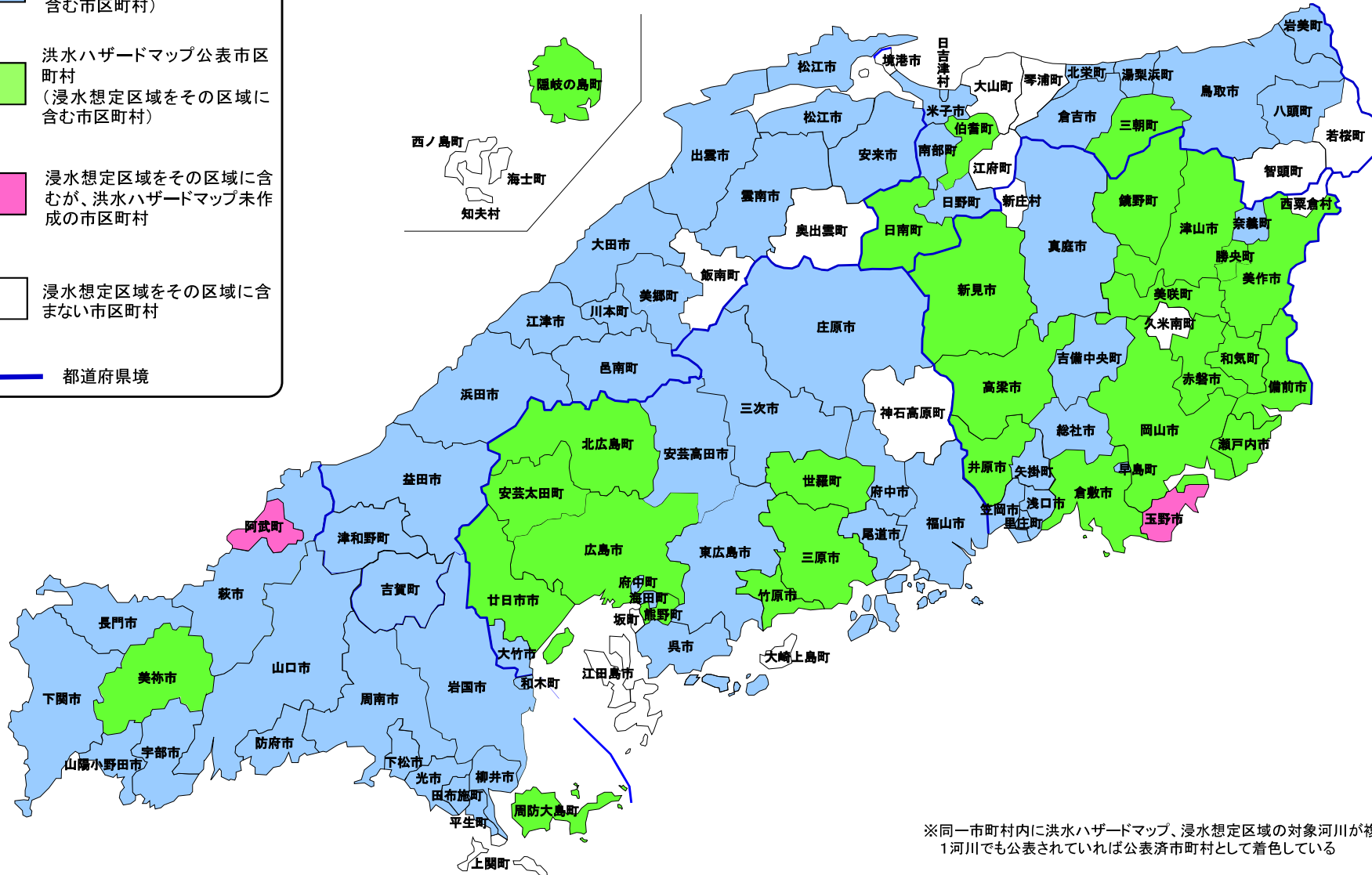
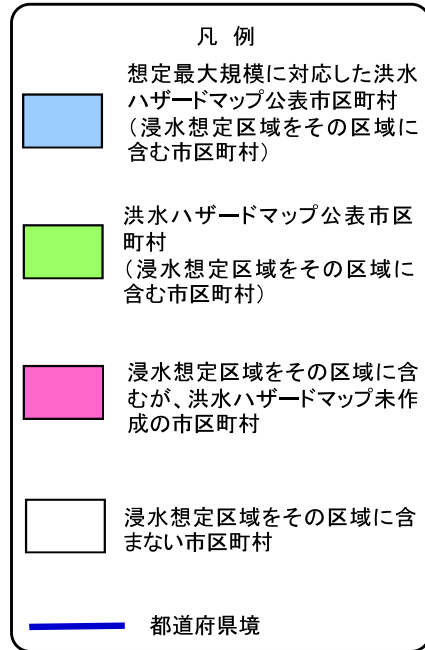


- 1章 総説(目的、適用範囲等)
- 2章 氾濫推定図作成のフローと本手引きの対象範囲





# 中国地方整備局管内の洪水ハザードマップ公表状況(令和3年7月末)



※同一市町村内に洪水ハザードマップ、浸水想定区域の対象河川が複数ある場合、1河川でも公表されていれば公表済市町村として着色している

※白抜きの市町村については、今後の検討により浸水想定区域に含まれる場合がある。

「まるごとまちごとハザードマップ」とは、自らが生活する地域の洪水の危険性を実感できるよう、“まちなか”にある電柱や施設などに、河川が氾濫した場合の想定浸水深や避難場所などの情報を載せた標識を設置する取り組みです。日常的には洪水への意識を高めるとともに、発災時には安全かつスムーズな避難行動に繋げ、被害を最小限に留めることを目的としています。

## 【設置数】

130か所（電柱103か所・小中学校の壁面27か所）

※令和3年12月現在

## 【位置図】

[Googleマップで表示](#)



※Googleマップの上記マークをクリックすると、詳細が表示されます。

※原則、第二大場川を境に中川に近い地域は中川の浸水想定、江戸川に近い地域は江戸川の浸水想定を標記しています。



- 各学校教育現場における防災教育の推進のため、学校と連携し、**指導計画の作成支援等**に関する取組を推進
- 災害時の危険な状況を表現した**映像教材やイラストなど**、命を守るために必要な知識を分かりやすく伝える**コンテンツを作成**

- 現状・課題**
- 平成29年3月に改訂された学習指導要領において、防災に関する内容が充実。
  - 防災教育が実施されている場を拡大し、**命を守るために必要な知識**等を習得する内容へ充実する必要。
  - 地震等に比べて、**水害に対する防災教育**は十分な取組がなされているとはいえ、危険性を正しく伝えられるツールも不足しており必要性は高い。

## 指導計画の作成支援等

- ・ **平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において**、防災教育に関する支援を実施する小中学校を教育関係者等と連携して決定し、**指導計画**(わかりやすい授業の流れやポイントを整理した計画)の**作成支援等に着手**。  
※1協議会で1学校以上で実施
- ・ **平成30年度末までに**、国の支援により作成した指導計画等を、**都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有**する予定。



伊豆の国市の発問計画の例



伊豆の国立長岡南小学校における授業の様子

## 水害に対する防災教育動画

- ・ **児童**が水害時の危険な状況を理解し、**命を守るための正しい知識と日頃の供え**の習得を支援。併せて**教師・PTA**に対して防災教育の重要性を啓発。
- ・ 国土交通省のホームページで紹介し、授業、教師・PTAへの研修、大規模氾濫減災協議会等で活用予定。

**第1部**  
災害遭遇場面(危機意識の醸成)  
⇒水害発生時に想定される危険事象を紹介



**第2部**  
災害時の対応方策  
⇒各災害場面における適切な行動・判断の方法の紹介(国土交通省提供ツール等の紹介)



## 避難訓練を活用した防災教育の推進

- ・ **避難訓練及びその前後の教科学習の時間を活用**し、命を守るために必要な知識等を教えるためのマニュアルを作成予定。
- ・ 平成29年度は全国から2校(東京、愛知)をモデル校とし、**水害を想定した避難訓練を試行**し、内容の充実を検討。



高知県黒潮町での訓練  
津波の届かない高台まで避難

## 「命を守る」ためのイラスト集

- ・ **児童が怖がらずに災害時の危険な状況を学ぶことができるイラスト集**を作成。



**【解説】**ドアの外に30cm水がたまると、ドアが開かなくなってしまうよ！  
⇒家の周りが水に浸かる前に安全な場所に逃げよう！

# 防災教育の支援

国土交通省では、学校で行われる防災教育の取組に対して様々な支援を行っています。

## 町田市立鶴川第二小学校（東京都）

- ・ 鶴川第二小学校では「防災朝会」と題して、  
命を守るために取るべき具体的な行動を教員が子供たちに紹介。
- ・ 国土交通省では子供たちにも分かりやすいイラストを学校に提供。



平成29年11月6日  
全校児童約560名を対象にした「防災朝会」

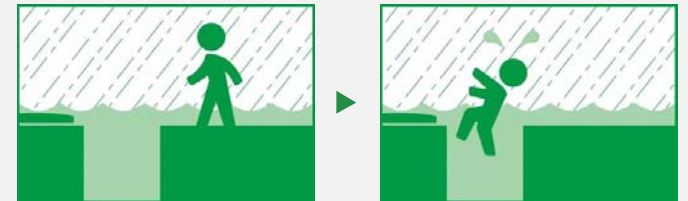


熱心に聞き入る子供たち

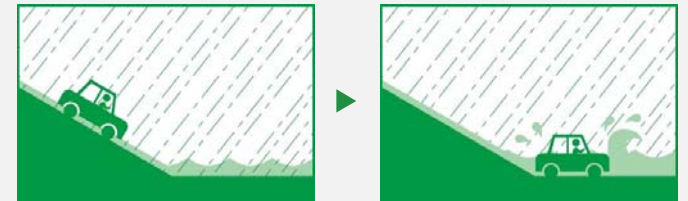
### 【子供たちにも分かりやすいイラストを作成】



ドアの外に30cm水がたまると、ドアが開かなくなってしまうよ！  
⇒家の周りが水に浸かる前に安全な場所に逃げよう！



足が見えない中歩くと、マンホールや水路に気づかず落ちてしまうことがあるよ！  
⇒家の周りが水に浸かる前に安全な場所に逃げよう！



深い水たまりの中では車が走れなくなってしまうよ！  
⇒道路の水たまりには入らず引き返そう！



水がひざまでの深さになると、歩くのが難しくなってしまうよ！  
⇒家の周りが水に浸かる前に安全な場所に逃げよう！

# 防災教育の支援

国土交通省では、学校で行われる防災教育の取組に対して様々な支援を行っています。

## 豊田市立元城小学校（愛知県）

- ・元城小学校では矢作川の氾濫リスクを踏まえて洪水避難訓練を実施。命を守るために取るべき具体的な行動を教員が子供たちに紹介。
- ・国土交通省では出前講座の実施および子供たちにも分かりやすいイラストやパネル等を学校に提供。



提供パネルを用いた、避難訓練前の事前指導

【先生のコメント】  
イラストが想像をかき立てて、これが必要だとか、こういう風に逃げた方がよい、というような発想につながった。



平成29年11月29日  
全校児童約240名を対象にした洪水避難訓練



近隣のショッピングセンターに協力してもらい屋上へ避難



避難先のショッピングセンター屋上で、インタビューに答える児童

【子供たちにも分かりやすいイラスト・パネル等を提供】



【児童のコメント】  
・イラストだと想像しやすい。  
・写真よりもイラストの方がまとめてあり分かりやすかった。

# 防災教育モデル授業研修会に参加

- 主催：倉敷市教育委員会・内閣府・文部科学省  
(国土交通省は、教材として「逃げキッド」を提供、水害リスクに関する助言などの支援)
- 開催場所：倉敷市立中洲小学校 体育館 ■開催日：令和2年1月28日
- 参加者：約230名(児童を除く一般来場者や学校関係者。児童は1組・3組各約30名)
- 概要：小学5年生の「総合的な学習の時間」の公開授業として、倉敷市の豪雨災害の概要とハザードマップについて学び(第1時)、「逃げキッド」を用いてマイ・タイムラインの作成と避難のシミュレーション(第3時)を行い、早期避難の重要性を学びました。  
倉敷市では、令和2年度から市内全小学校で逃げキッドを教材にマイ・タイムラインの授業を行う予定です。



ハザードマップの読み方について学習



作成したマイ・タイムラインについて意見交換



教材として活用した倉敷市洪水ハザードマップと逃げキッド



授業の様子

学校関係者向け

# 水災害からの 避難訓練 ガイドブック



# 目次

1. はじめに	02
2. 本ガイドブックのコンセプトと水害に関する避難の流れ	03
3. 水害に関する避難訓練のパターン例と避難訓練時に指導する事項の例	06
① 学校における避難訓練のパターンの設定	06
② パターン別の避難訓練実施例	08
③ 避難訓練時に活用できる教材例	12
4. 水害の避難訓練に関連した教科内容の展開プラン	14
① 小学校 低学年	15
② 小学校 中学年	16
③ 小学校 5 学年	17
④ 小学校 6 学年	18
5. 水害に関する避難訓練の実践事例	19
① 愛知県 豊田市立元城小学校	19
② 東京都 町田市立鶴川第二小学校	23
6. 参考資料	26
① パターン別の避難訓練実施例の参考資料（時程）	26
② 避難訓練時に活用できる教材例（「水害に関するワンポイント」関連資料）	29
③ 「防災集会」時に用いる教材資料の例	36
④ 国土交通省として支援可能な内容	39
⑤ 国土交通省 防災教育 担当窓口一覧（地方整備局等）	40



# 1. はじめに

水害から命を守るためには、一人一人が水害時において自ら判断し適切な避難行動をとる能力を養う必要があり、水害及びそれに対する避難に関する「知識」や「心がまえ」を持つことが不可欠です。

水害に対する心構えと知識を備え、災害時に適切な避難行動をとることができる個人を育成するための防災教育としては、家庭、学校、社会の3つの場がありますが、学校において防災教育を進めることにより、子どもから家庭、さらには地域へと防災知識等が浸透していくことが期待できます。

しかしながら全国の学校では水害に対する防災教育が十分に実施されているとは言えない状況にあります。これは学校において防災教育を実施する時間と機会が限られていることが一因として考えられます。

この学校関係者向け資料「水災害からの避難訓練ガイドブック」では、全国の学校で実施されている「避難訓練」の時間の活用に着目しました。避難訓練時の時間を活用した指導及び各教科等での学習内容を避難訓練と関連づけ、水害から命を守るために必要となる行動と知識について体系的に理解するとともに、避難訓練の効果が高められることをねらいとして作成しました。

この資料が避難訓練時の事前・事後の指導等に活用され、今後大規模な水害が発生した場合でも子どもたちが自ら考え、主体的に避難できるよう、学校教育現場において、水害に備えた防災教育の充実が図られることを願っています。

## 【本ガイドブックのポイント】

①「避難訓練」の活用に着目 …「避難訓練」の活用の意義・避難訓練と各教科等の学習の関連イメージ等を整理 【「避難訓練」の時間を活用することで無理なく防災教育を展開できます】	P3-4
②避難の流れ（水害）を整理 …実際の水害から避難するための流れを整理 【水害に関する避難の手順やタイミングを分かりやすくまとめました】	P5
③水害に関する避難訓練のパターンを設定 …学校敷地の水害リスクを踏まえて、避難訓練のパターンを選択できるよう整理 【あなたの学校では水平・垂直のどちらに避難しますか。水害リスクに応じて選択できます】	P6-11
④水害に関する避難訓練時に指導する事項（例）を整理 …教員が児童に指導する事項（「水害に関するワンポイント」）の例と教材資料を作成 【そのまま授業でつかえる教材資料を用意しました】	P12-13 P29-35
⑤教科内容の展開プラン（例）を作成（新学習指導要領に準拠） …水害の避難訓練に関連した教科内容の展開プランを作成（低学年・中学年・第5学年・第6学年） 【避難訓練と理科・社会等の教科での学習内容の関連性が一目で分かるようにしました】	P14-18

## 2. 本ガイドブックのコンセプトと水害に関する避難の流れ

### 1. 本ガイドブックのコンセプト

- ①「避難訓練」の活用（水害に関する避難訓練の実施）
- ②「避難訓練」時の事前事後学習の充実化
- ③「避難訓練」と教科学習・総合的な学習の時間の学習内容（学年別）を関連させたカリキュラム・マネジメントの展開

本ガイドブックでは、水害を対象として、特別活動で行う避難訓練の例と、避難訓練と関連付けて指導する事項を記載しています。合わせて各教科等の関連する内容及び事前指導・事後指導の例を記載し、避難訓練での学習内容が深まるよう関連付けを行っています。

「命を守る」避難訓練として記載事項を是非ご活用ください。

### 2. 「避難訓練」の活用の意義

- ①水害から命を守るための知識や心がまえを学習
- ②教科等で得た知識をふまえて実際に行動して避難行動を学ぶ機会

**避難訓練と教科学習などを関連付けた実践的な防災教育を展開することにより、水害時に各種情報から危険性を判断して、主体的に自らの命を守る行動ができることを目指す**

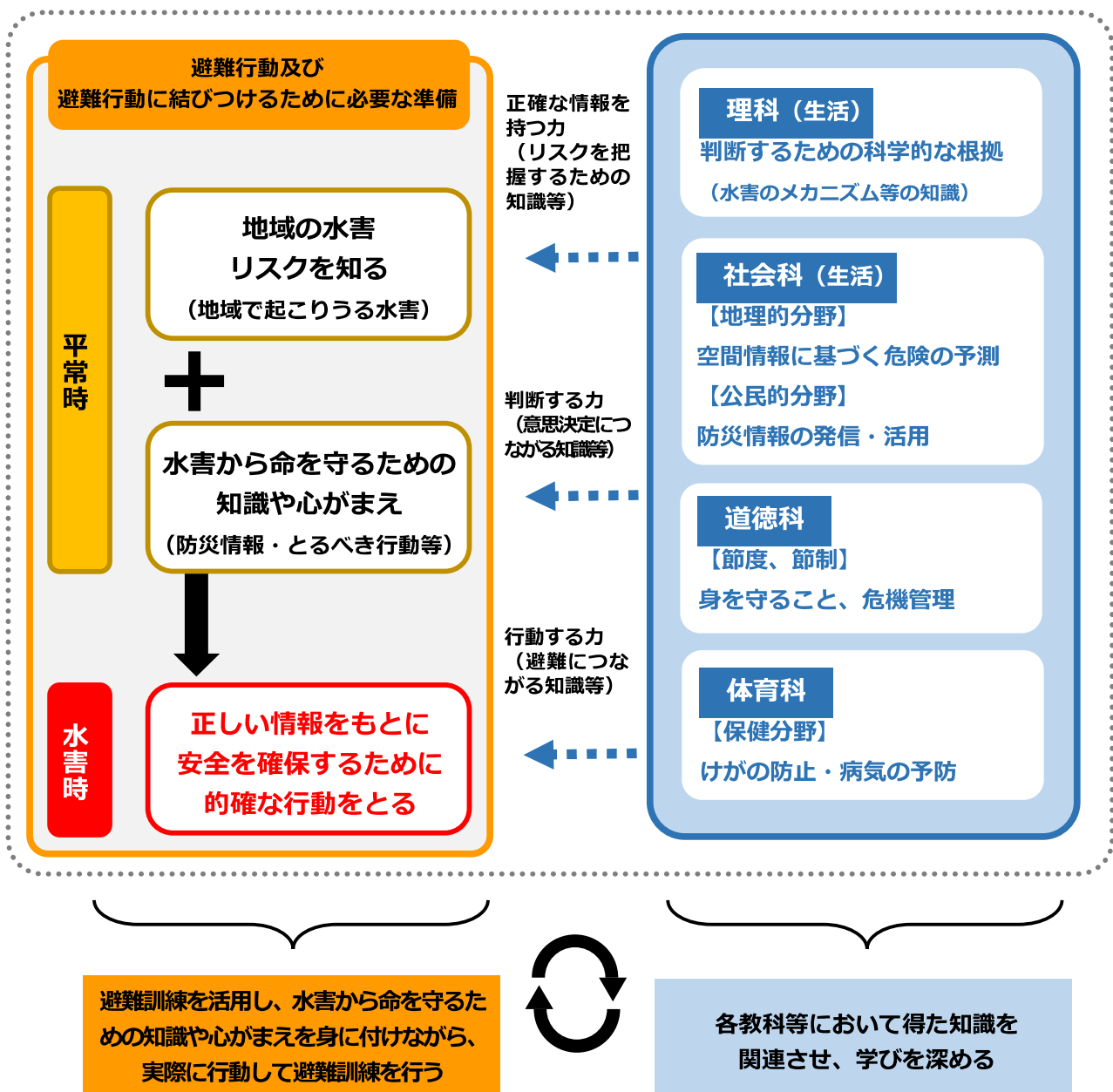
「避難訓練」は全国の学校で行われる活動です。避難訓練の時間を活用することで、水害から「命を守る」行動を学ぶことが期待できます。

さらに地域の水害リスクを知ること、より実感を伴った避難訓練の実施や避難行動の学習が期待できます。

### 3. 「水害から命を守る」ための、「避難訓練」と各教科等の学習との関連イメージ

「水害から命を守る」ためには、日ごろから地域の水害リスクを知り、水害から命を守るための知識や心がまえを身に付け、水害時には正しい情報をもとに安全を確保するために的確な行動をとるなど、避難行動及び避難行動に結びつけるために必要な準備を行うことが重要です。

また、避難訓練と各教科等の学習を関連付けることにより、教科等で得た知識を水害から命を守るための知識や心がまえや実際の行動に結び付けることができると考えられます。



避難訓練と各教科等の学習との関連イメージ

# 避難の流れ (水害)

地域の水害リスクを知る (地域で起こりうる水害)

水害から身を守るための知識や心がまえ (防災情報・取るべき行動等)

降雨 (大雨・台風等)

現在地の状況を確認 (自分が今いるところ等のリスク)

- ・ 防災気象情報
- ・ 川の水位に関する情報
- ・ 避難についての情報

## 事前避難 evacuation (退避)

### 水平避難

居住地と異なる  
安全な場所へ移動

広域避難場所等  
(学校や体育館等)

一時 (1次) 避難場所、  
一時 (1次) 集会所等  
(近隣の公民館、高台のグラウンドなど)  
あくまで一時的な避難先

水害の危険が  
なくなる

家に被害があるか確認

## 事後避難 sheltering (避難所)

避難所に避難 (小・中学校など)

被害があり  
生活できない

### 垂直避難

切迫した段階で上層階へ移動

自宅の2階  
居住建物の高層階等  
(2階より3階へ、3階より4階へ)

浸水が始まっているなど  
水平避難すること自体が  
危険な状況は垂直避難

水害の危険が  
なくなる

家に戻る・在宅避難

被害がない

### 避難のタイミング

できるだけ早めに気象状況や川の水位などを知り、水害が発生する域外に逃げる「水平避難」、もしくは緊急的に自分の家の2階やマンションの上の階などに逃げる「垂直避難」で命を守ることになります。どの程度の水位から危険かは、それぞれの河川の特性や整備水準により異なります。まずは、災害発生前に安全な場所にいることが重要です。(命を守る水害読本)より  
避難の判断によって、生死が分かれる場合があるということを覚えておきましょう。避難するかしないかは人任せにせず、ラジオテレビや行政等からの情報、自分の目と耳で確かめた情報をもとに、上のフローチャートを参考にして判断します(「東京防災」より)

### 3. 水害に関する避難訓練のパターン例と 避難訓練時に伝える事項の例

地震や火災等に比べ、学校では水害に関する避難訓練を実施する事例は限られています。しかしながら、水害は全国どこでも起こり得る災害です。「地震発生時の避難」と「水害発生時の避難」は同じ「避難」という言葉が使われていますが、大きく異なる意味を持ちます。地震は災害発生後に避難を行う突発型の災害であることに對し、水害は降雨から危険な状況になるまで猶予時間（リードタイム）がある進行性の災害であり、事前に避難することが重要です。避難を開始するのが早ければ早いほど、避難に関する選択肢が多くなります。

また、より実感を伴う避難訓練を行うためには、浸水想定区域図やハザードマップを基に学校敷地の水害リスクを把握し、その水害リスクに応じた避難を想定することが必要です。

学校では、気象情報や各自治体の避難に関する情報に留意し、早期に対応を検討することが大切です。

#### 1. 学校における避難訓練のパターンの設定

学校において、立地条件や過去の災害状況等を踏まえてどのような避難訓練を行うことが必要かを検討できるようフローをまとめました。

##### (1) 浸水想定区域図やハザードマップを基に学校敷地の水害リスクを把握

学校敷地の水害リスクとして以下の3パターンに分類しました。

##### 【水害リスク①】 浸水の目安が3m以上（2階浸水）または家屋倒壊危険ゾーン

早期の立ち退き避難が必要な区域に校舎が立地している

- ・ 浸水深が深く、校舎の2階以上が浸水する恐れのある区域
- ・ 浸水により家屋の倒壊が想定される区域

##### 【水害リスク②】 浸水の目安が0.5~3m未満（1階床上浸水）または0.5m未満（1階床下浸水）

早期の立ち退き避難が必要な区域ではないが、浸水想定区域に校舎が立地している

##### 【水害リスク③】 浸水想定区域外

浸水想定区域に校舎は立地していない

##### 【参考】 学校敷地の水害リスクの確認方法

#### 1. 洪水ハザードマップを確認・入手

「重ねるハザードマップ」や学校が立地する市区町村の「洪水ハザードマップ」を確認する。  
(下記 HP から閲覧またはダウンロードが可能)

【国土交通省ハザードマップポータルサイト】 <https://disaportal.gsi.go.jp/>

#### 2. 洪水ハザードマップで浸水深（浸水した場合に想定される水深）を確認

「洪水ハザードマップ」内の凡例の色分けを確認する。

① 浸水想定区域図の「浸水した場合に想定される水深（ランク別）」を確認する

② 洪水時家屋倒壊危険ゾーン（洪水はん濫）※（あれば）を確認する

※一定の仮定のもと、浸水深と流速から直接基礎の標準的な木造家屋が氾濫流により倒壊等する恐れがあるエリア

## (2) 学校敷地の水害リスクに応じて以下のような避難訓練のパターンを想定

### 【近くの川の氾濫を想定した避難訓練】

#### 1. 水平避難（高台避難）

・水害リスク①に対して、浸水想定区域にある場所から近隣の高台に避難する

#### 2. 垂直避難

・水害リスク②又は水害リスク①であるが避難前に浸水が生じてしまったケースを想定して、学校の屋上や上層階へ避難する

#### 3. 学校待機

・水害リスク③において、浸水想定区域に校舎は立地していないが、校区内に浸水想定区域が存在する場合は、避難することなく学校に待機する

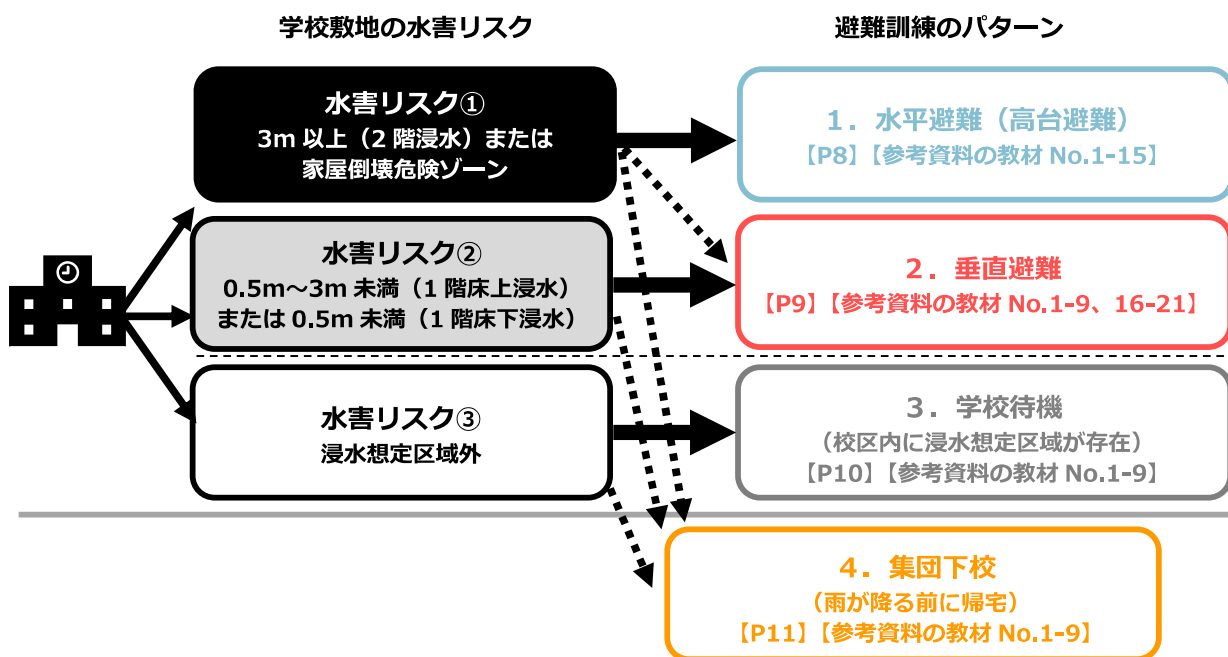
### 【大型の台風（大雨）の接近に備えた避難訓練】

#### 4. 集団下校

・台風（大雨）の接近に備え、水害リスク①・②・③の事前対応として、雨が降る前に集団下校にて帰宅する

### 学校における避難訓練のパターン選択フローチャート

下記フローチャートにて学校敷地の水害リスクの確認とリスクに応じた避難訓練のパターンを想定する。



### 【学校敷地の水害リスク】（再掲）

#### 水害リスク① 浸水の目安が 3m 以上（2 階浸水）または家屋倒壊危険ゾーン

早期の立ち退き避難が必要な区域に校舎が立地

- ・浸水深が深く校舎の 2 階以上が浸水する恐れのある区域
- ・浸水により家屋の倒壊が想定される区域

#### 水害リスク② 浸水の目安が 0.5～3m 未満（1 階床上浸水）または 0.5m 未満（1 階床下浸水）

早期の立ち退き避難が必要な区域ではないが、浸水想定区域に校舎が立地

#### 水害リスク③ 浸水想定区域外

浸水想定区域に校舎は立地していない

## 2. パターン別の避難訓練実施例

### 1 水平避難（高台避難）

#### … 浸水想定区域にある場所から近隣の高台へ避難を行う

（学校敷地の水害リスク①に対して、浸水想定区域にある場所から近隣の高台に避難する）

##### ■ねらい

水害に関する情報を得た場合（「避難勧告等」の発令及び学校独自の判断）の避難の仕方を身につける。

##### ■想定

地域の川が氾濫する恐れがあり、市から「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたため、水平避難（高台避難）を行う。

##### ■その他

- ・学校敷地外の活動を行うため、事前に関係部署等へ連絡を行う。
- ・訓練時には、天候にかかわらず雨具を使用するので、事前に準備させておく

##### 【訓練項目】

- ・非常サイレンと緊急放送
- ・避難の準備をし、外へ出る
- ・集合・整列
- ・避難場所（近くの高台）へ避難
- ・避難場所に集合・人数確認
- ・振り返り



**… 学校の屋上や上層階等への避難を行う**

(学校敷地の水害リスク②又は水害リスク①であるが避難前に浸水が生じてしまったケースを想定して、学校の屋上や上層階へ避難する)

**■ねらい**

水害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合の避難の仕方を身につける。

**■想定**

大雨による氾濫の恐れがあり、避難場所への徒歩での移動は危険な状況のため、校舎 3 階に緊急避難を行う。

**■その他**

- ・水害リスクが高い場所は事前に避難をすることが望ましいが、避難前に浸水が生じてしまった場合や、外出することでかえって命に危険が及ぶような場合を想定して学校の屋上や上層階への垂直避難を行うことを強調して伝える。

**【訓練項目】**

- ・非常サイレンと緊急放送
- ・避難の準備をし、避難行動を開始（校舎の 3 階へ避難）
- ・避難教室に集合・整列
- ・体育館へ移動（先生のお話）
- ・振り返り





**… 学校内に待機する**

(学校敷地の水害リスク③において、浸水想定区域に校舎は立地していないが、校区内に浸水想定区域が存在する場合は、避難することなく学校に待機する)

**■ねらい**

自宅・学校周辺の通学路の危険箇所を踏まえ、学校内に待機することで水害を回避する能力を育成する。

**■想定**

大雨により地域の川が氾濫する恐れがあり、校区内に浸水想定区域が存在することから、避難することなく学校に待機する。

**■その他**

- ・待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。

**【訓練項目】**

- ・職員の情報共有
- ・児童への伝達
- ・学校待機に関する児童生徒への指導
- ・学校待機（児童生徒に食料配布や寝床作り等の役割分担を確認する）
- ・振り返り



**… 台風の接近（大雨）に備え、雨が降る前に帰宅する**

（台風（大雨）の接近に備え、学校敷地の水害リスク①・②・③の事前対応として、雨が降る前に集団下校または引渡しにて帰宅する）

**■ねらい**

台風の接近や大雨が予想されるときに、安全に集団下校するとともに、通学路の危険箇所を知って危険を回避する能力を育成する。

**■想定**

大型台風が接近し、午後から大雨と暴風が予測されるため、午前で授業を打ち切り、給食終了後に集団で下校する。

**■その他**

- ・教員は、事前に分担の下校経路、緊急時解散場所及び危険箇所を確認する。
- ・教員は、訓練の際に、携帯電話を携帯し、緊急時の連絡に備える。

**【訓練項目】**

- ・職員打ち合わせ
- ・保護者への連絡
- ・児童への伝達
- ・集団下校に関する児童生徒への指導
  - ①体育館などに集合
  - ②同じ方面に帰る児童生徒を集合（下校班や地区子供会などのグループを活用する場合がある）
  - ③人数等の確認
- ・下校開始・緊急時解散場所への引率
- ・（翌日）訓練の振り返り



### 3. 避難訓練時に活用できる教材例

避難訓練の事前・事後に児童に指導する事項（「水害に関するワンポイント」）の例と教材例を作成しました。関連する各教科等の学習や、集会等での指導に活用することも可能です。

※資料番号は、参考資料『避難訓練時に活用できる教材例（「水害に関するワンポイント」関連資料）』内の資料番号（右上）を参照

#### 【避難訓練時に指導する事項（「水害に関するワンポイント」）の例】

##### （1）共通事項

##### ■川は、あふれる

###### 【低学年・中学年・高学年共通】

普段は恵みの多い川だが、大雨等で氾濫することがある . . . . . 資料 No.1

###### 【中学年向け追加情報】

水量が増えると川の様子は変わる。大雨時は近づかない . . . . . 資料 No.2

###### 【高学年（5 学年・6 学年）向け追加情報】

あふれるパターン（外水氾濫と内水氾濫） . . . . . 資料 No.3

##### ■あふれると水につかる

###### 【低学年・中学年・高学年共通】

あふれると土地の低い所は水浸しになる（地域の災害を知る。避難訓練で想定している浸水状況等）  
. . . . . 資料 No.4

###### 【中学年向け追加情報】

浸水深の標識等を知る . . . . . 資料 No.5

###### 【高学年（5 学年・6 学年）向け追加情報】

浸水想定区域について（ハザードマップ） . . . . . 資料 No.6

##### ■あふれるまえににげる（水がこないところへ）

###### 【低学年・中学年・高学年共通】

「自分は大丈夫」と思わず、安全なところへ逃げる . . . . . 資料 No.7

###### 【中学年向け追加情報】

上流に雨が降ると今いるところが晴れていても水位が上がる . . . . . 資料 No.8

###### 【高学年（5 学年・6 学年）向け追加情報】

避難についての情報や、川の水位情報を得る . . . . . 資料 No.9

## (2) 避難訓練のパターンに応じて指導する事項

### ① 水平避難において指導すること

#### ■ どこににげるかしておく

##### 【低学年・中学年・高学年共通】

避難場所・ルート確認（家族でも話し合う） . . . . . 資料 No.10

##### 【中学年向け追加情報】

避難場所には種類がある（避難所と避難場所は違う等） . . . . . 資料 No.11

##### 【高学年（5 学年・6 学年）向け追加情報】

複数の避難ルートを考えておく . . . . . 資料 No.12

#### ■ にげるときのちゅうい

##### 【低学年・中学年・高学年共通】

浸水の深さがひざ上になると歩行は危険なので近くの高台へ . . . . . 資料 No.13

##### 【中学年向け追加情報】

水は高い所から低い所へ流れる。水の流れを予想して逃げる . . . . . 資料 No.14

##### 【高学年（5 学年・6 学年）向け追加情報】

足元に注意。水が濁っている。（深いところやマンホール等がある。杖をついて確認する） . . 資料 No.15

### ② 垂直避難において指導すること

#### ■ 上ににげる（あふれたらすぐに上へ）

##### 【低学年・中学年・高学年共通】

学校や自宅、近所のビルなど堅牢な建物の2階以上に避難 . . . . . 資料 No.16

##### 【中学年向け追加情報】

地下室等は冠水しやすく、ドアが開かなくなる . . . . . 資料 No.17

##### 【高学年（5 学年・6 学年）向け追加情報】

あふれる前でも、2階以上に逃げれば危険のない場合は、無理に水平避難をせずに上に逃げる 資料 No.18

#### ■ 水につかったら・・（氾濫で孤立したら）

##### 【低学年・中学年・高学年共通】

助けが来るまで待つ . . . . . 資料 No.19

##### 【中学年向け追加情報】

ラジオ等で、情報を得る . . . . . 資料 No.20

##### 【高学年（5 学年・6 学年）向け追加情報】

あらかじめ持っておくべきものを準備しておく . . . . . 資料 No.21

## 4. 水害の避難訓練に関連した教科内容の展開プラン

水害の避難訓練と、教科等の関連内容及び事前指導・事後指導で避難訓練時に教える事項の例、使用する教材・サイトを関連させた展開プランの例を、小学校「低学年」・「中学年」・「第5学年」・「第6学年」の4種類作成しました。（「高学年」は関連する学習内容が多いことから「第5学年」と「第6学年」に分けています。）

※「水害に関するワンポイント（避難訓練時に指導する事項の例）」は避難訓練における各教室での事前指導・事後指導だけでなく、関連する各教科等の学習でのワンポイントとしても活用ください。

- ① **小学校 低学年**
- ② **小学校 中学年**
- ③ **小学校 5学年**
- ④ **小学校 6学年**

本ガイドブックでは、特別活動で行う水害を対象とした避難訓練の例と、避難訓練と関連づけて指導する事項を記載しています。また、合わせて各教科等の関連する内容を記載し、避難訓練の事前事後の授業において、避難訓練での学習内容が深まるよう関連付けを行っています。

「水害から命を守る」ためには、日ごろから地域の水害リスクを知り、水害から命を守るための知識や心がまえを身に付け、水害時には正しい情報をもとに安全を確保するために的確な行動をとるなど、避難行動及び避難行動に結びつけるために必要な準備を行うことが重要です。

「理科（生活）」・「社会科（生活）」・「道徳科」・「体育科」等の教科や総合的な学習の時間等において、「正確な情報を持つ力（リスクを把握するための知識等）」、「判断する力（意思決定につながる知識等）」、「行動する力（避難につながる知識等）」等を学びながら、実際の行動に結び付けることが有効と考えられます。

**特別活動** <健康安全・体育的行事> ・心身の健全な発達や健康の増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにする。

**道徳** <生命の尊さ> ・ <自然愛護> <畏敬の念>

**体育科 (第1・2学年) <水遊び>**  
・水遊びの心得を守って安全に気をつけたりする

## 生活科 (第1・2学年)

- <学校生活に関わる活動> ・学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かり、楽しく安心して遊びや生活をしたり、安全な登下校をしたりしようとする。
- <地域に関わる活動> ・自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接したり安全に生活したりしようとする。
- <公共物や公共施設を利用する活動> ・身の回りにはみんなで使うものがあることやそれらを支えている人々がいることなどが分かるとともに、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用しようとする。
- <身近な自然を観察> ・自然の様子や季節の変化、季節によって生活の様子が変わることや気付くとともに、それらを取り入れ自分の生活を楽しくしようとしている。
- <身近な自然を利用> ・身近な自然を使って遊ぶ面白さや自然の不思議さに気付くとともに、みんなが楽しみながら遊びを創り出そうとする。
- <動物を飼ったり植物を育てたりする活動> ・動植物は生命をもっていることや成長していることに気付くとともに、生き物への親しみをもち、大切にしようとする。

## 避難訓練の例

パターンは入れ替え可能



## パターン3. 学校待機

<ねらい> 自宅・学校周辺の通学路の危険箇所を踏まえ、学校内に待機することで水害を回避する能力を育成する。また、「防災集会」を通じ、大雨の時に注意することや避難の仕方のポイントを理解する。

<想定> 大雨により地域の川が氾濫する恐れがあり、校区内に浸水想定区域が存在することから、避難することなく学校に待機する。また、大雨の時の河川の様子や河川の氾濫の様子を知るとともに、避難の仕方、危険な場所などについて「防災集会」で学習する。

### <時程>

- |       |              |                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13:00 | 臨時職員打ち合わせ    | ・校長より天候状況を知らせ、学校内に待機する事を伝達。保護者に一斉メールで知らせる。                                                                                                                                                                                         |
| 13:05 | 児童への伝達       | ・学年主任より各学級担任に知らせ、児童へ伝達する                                                                                                                                                                                                           |
| 13:10 | 学校待機に関する学級指導 | ・学年毎に学校内での安全確保について指導する                                                                                                                                                                                                             |
| 13:15 | 学校待機         | ・食料配布や寝床作りなどの役割分担や天候等の確認方法等について話し合う。                                                                                                                                                                                               |
| 13:25 | 体育館に集合       | ・児童朝会の時間に全校児童が体育館に集合する。                                                                                                                                                                                                            |
| 13:30 | 「防災集会」の実施    | ・校長と朝のあいさつをし、「防災集会」を行うことについて知る。<br>・防災担当教員より「大雨による『さいがい』から『いのち』をまもる」講話をする。<br>・DVD「まもるいのち ひろめるぼうさい」(青少年赤十字防災教育プログラム)を視聴する。<br>・台風などで大雨が降ったときの河川の様子や河川の氾濫の様子をプレゼンする。<br>・ポイント1「ひなんする」を解説する。<br>・ポイント2「きけんなばしよをしる」を解説する。<br>・まとめをする。 |
| 13:45 | 各教室に戻る       | ・担任の指示で、各教室に戻る。                                                                                                                                                                                                                    |
| 13:50 | 振り返り         | ・防災カードゲーム等を活用し、各教室で学年の実態に即して振り返りを行う。                                                                                                                                                                                               |
| 14:10 | 訓練終了         | ・訓練を終了する。                                                                                                                                                                                                                          |

### <その他>

- ・避難訓練の機会を活用した防災学習。
- ・各教室内で学級毎に学年の実態に応じて「防災集会」の実施内容を振り返る。
- ・教材資料には、最近の災害の写真及び地域の川の写真(平常時と増水時)を入れると効果的である。

## 水害に関するワンポイント (避難訓練時に指導する事項の例)

### 【共通事項】

- 川は、あふれる  
・普段は恵みの多い川だが、大雨等で氾濫することがある (資料 No.1)
- あふれると水につかる  
・あふれると土地の低い所は水浸しになる (資料 No.4)
- あふれる前に逃げる(水がこないところへ)  
・「自分は大丈夫」と思わず、安全なところへ逃げる (資料 No.7)

### 【水平避難】

- どこに逃げるか知っておく  
・避難場所・ルートを確認する(家族でも話し合う) (資料 No.10)
- 逃げる時の注意  
・浸水深がひざ上になると歩行は危険なので近くの高台へ (資料 No.13)

## 教材の工夫

<関連する教材例> ・東京防災「防災ノート」(東京都教育委員会)、学習教材「防災まちづくり・くにつくり」(内閣官房国土強靱化推進室)、DVD「まもるいのち ひろめるぼうさい」(青少年赤十字防災教育プログラム)  
・防災カードゲーム「このつきながおきるかな?」(国土交通省)

<参考サイト> ・国土交通省 ハザードマップポータルサイト <http://disaportal.gsi.go.jp/>  
・気象庁 高解像度降水ナウキャスト <https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>  
・国土交通省 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do>  
・国土交通省 「身につく防災」コンテンツ <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/library/minitsuku.html>

**特別活動** <健康安全・体育的行事> ・心身の健全な発達や健康の増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようとする。

**道徳** <生命の尊さ> ・ <自然愛護> <畏敬の念>

**総合的な学習の時間** <水にかかわる内容>

**社会科**  
(第3学年)  
<地理的環境と人々の生活>  
・身近な地域や自分たちの市の様子を大まかに理解する。  
(第4学年)  
<現代社会の仕組みと働きと人々の生活>  
・地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解する。

**理科** (第4学年)  
<雨水の行方と地面の様子>  
・水は、高いところから低いところへと流れてあつまること。  
・水のしみ込み方は、土の粒の大きさによって違いがあること。  
<天気の様子>  
・水は、水面や地面などから蒸発し、水蒸気になって空気中に含まれていくこと。また、空気中の水蒸気は、結露して再び水になって現れることがあること。

**体育科** (第3・4学年)  
<水泳運動>  
・水泳運動の心得を守って安全に気をつけたりすること。



パターン 1. 水平避難 (高台避難)

<ねらい> 水害発生時の避難行動や防災学習を通して、遭遇する可能性のある危険な状況を知り、命を守るための正しい知識と日頃の備えについて理解する。

<想定> 地域の川が氾濫する恐れがあり、市から「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたため、水平避難(高台避難)を行う。その後「洪水から身を守るには～命を守るための3つのポイント」(国土交通省)のDVD資料を活用して学習する。

<時程>

8:50	水害対応避難訓練の意義	・児童生徒等の実態に応じた事前指導を行う
9:00	非常サイレンと緊急放送	・河川の氾濫の恐れがあり、市より「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたことを伝える。 ・避難場所まで避難するため、傘や合羽などの雨具を持って、直ちに昇降口前に集合することを伝える。
9:02	避難の準備をし、外へ出る	・火気の始末と戸締りをする。・運動靴に履き替え、雨具を持って素早く外へ出る
9:10	集合・整列	・昇降口前に、学級毎に整列する。担任が人数を確認して、校長へ報告する。
9:12	避難場所(近くの高台)へ	・1列を基本として歩行する(交通安全に留意して移動)
9:37	集合・人数確認	・人数を確認し、訓練の意義についての話をする。
9:47	避難場所を出発する	・昇降口前に、学級毎に整列する。担任が人数を確認して、校長へ報告する。
10:10	帰校・各教室へ移動	・到着した学級または学年から人数を確認し、教室に入る。
11:15	DVD視聴(概要版8分)	・DVD資料「洪水から身を守るには～命を守るための3つのポイント」を視聴する。
11:25	話し合いとまとめ	・命を守るための3つのポイント ① 身の回りの危険とイザという時の行動について、普段からお家の人とよく話しておくこと ② 浸水が始まる前に逃げること ③ 安全に避難する方法を知っておくこと
11:40	訓練終了	・訓練を終了する。

<その他> 話し合いを設定せずに、通常版(24分)を視聴させて、教師がポイントを示す学習もできる。

**水害に関するワンポイント (避難訓練時に指導する事項の例)**

**【共通事項】**

- 川は、あふれる
  - ・普段は恵みの多い川だが、大雨等で氾濫することがある (資料 No.1)
  - ・水量が多いと、川の様子は変わる。大雨時は近づかない (資料 No.2)
- あふれると水につかる
  - ・あふれると土地の低い所は水浸しになる (資料 No.4)
  - ・看板等であふれた時の深さを知ろう (資料 No.5)
- あふれる前に逃げる(水がこないところへ)
  - ・「自分は大丈夫」と思わず、安全なところへ逃げる (資料 No.7)
  - ・上流に雨が降ると現在地が晴れていても水位が上がる (資料 No.8)

**【水平避難】**

- どこに逃げるか知っておく
  - ・避難場所・ルートを確認する(家族でも話し合う) (資料 No.10)
  - ・避難場所には種類がある (資料 No.11)
- 逃げる時の注意
  - ・浸水深がひざ上になると歩行は危険なので近くの高台へ (資料 No.13)
  - ・水は低い所へ流れる。水の流れを予想して逃げる (資料 No.14)

教材の工夫

<関連する教材例> ・東京防災「防災ノート」(東京都教育委員会)、学習教材「防災まちづくり・くにつくり」(内閣官房国土強靱化推進室)、「洪水から身を守るには～命を守るための3つのポイント」(国土交通省)

<参考サイト>

・国土交通省 ハザードマップポータルサイト	<a href="http://disaportal.gsi.go.jp/">http://disaportal.gsi.go.jp/</a>
・気象庁 高解像度降水ナウキャスト	<a href="https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/">https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/</a>
・国土交通省 川の防災情報	<a href="http://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do">http://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do</a>
・国土交通省 「身につく防災」コンテンツ	<a href="http://www.mlit.go.jp/river/bousai/library/minitsuku.html">http://www.mlit.go.jp/river/bousai/library/minitsuku.html</a>

**特別活動** <健康安全・体育的行事> ・心身の健全な発達や健康の増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようとする。

**道徳** <生命の尊さ> ・ <自然愛護> <畏敬の念>

**総合的な学習の時間** <水にかかわる内容>

**社会科（第5学年）**

<国土の地形や気候>

・我が国の国土の地形や気候の概要を理解するとともに、人々は自然環境に適応して生活することを理解する。

<自然災害>

・自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解する。

**理科（第5学年）**

<流れる水の動きと土地の変化>

・流れる水には、土地を浸食したり、石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。  
・雨の降り方によって、流れる水の量や速さは変わり、増水によって土地の様子が大きく変化する場合があること。

<天気の変化>

・天気の変化は、雲の量や動きと関係すること。  
・天気の変化は映像などの気象情報を用いて予測できること。

**体育科（第5学年）**

<水泳運動>

・安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。

・水泳運動の心得を守って安全に気を配ったりすること。

<保健>

・けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。

**避難訓練の例**

パターンは入れ替え可能

**教科関連**

**パターン4. 集団下校**

<ねらい> 台風の接近や大雨が予想されるときに、安全に集団下校するとともに、通学路の危険箇所を知って危険を回避する能力を育成する。

<想定> 大型台風が接近し、午後から大雨と暴風が予測されるので、午前で授業を打ち切り、給食終了後に集団下校する。

<時程>

12:00	臨時職員打合せ（学年主任）	・校長より天候状況を知らせ午前で授業打ち切り給食終了後に一斉下校する事を伝達 ・保護者に一斉メールで知らせる。 ・学年主任より各学級担任に知らせ、児童へ伝達する。
12:05	児童への伝達	
12:10	給食準備・給食	
12:50	給食終了・片付け・下校準備	
13:00	集団下校に関する学級指導	・学年毎に下校時や家庭での安全確保について指導する。
13:10	下校開始 緊急時解散場所への引率	・放送で指示された学年毎に、昇降口に移動し、校庭で下校方面別に並んで下校する。 ・教員は、分担された緊急時解散場所まで引率して児童を解散させ、約10分間待機。 ・教員は、緊急時解散場所において児童が戻ってこないことを確認後に、帰校する。 ・教員は、帰校後、管理職に状況報告する。
13:45	訓練終了	・昨日の集団下校の状況や危険箇所の有無について確認する。

翌日の朝の会 訓練の振り返り

<その他>

- ・教員は、事前に分担の下校経路、緊急時解散場所及び危険箇所を確認する。
- ・教員は、訓練の際に、携帯電話を携帯し、緊急時の連絡に備える。

**水害に関するワンポイント（避難訓練時に指導する事項の例）**

**【共通事項】**

- 川は、あふれる
  - ・普段は恵みの多い川だが、大雨等で氾濫することがある（資料 No.1）
  - ・水量が多いと、川の様子は変わる。大雨時は近づかない（資料 No.2）
  - ・堤防が壊れるとあふれる（資料 No.3）
- あふれると水につかる
  - ・あふれると土地の低い所は水浸しになる（資料 No.4）
  - ・看板等であふれた時の深さを知ろう（資料 No.5）
  - ・ハザードマップで深さや逃げる場所を知ろう（資料 No.6）
- あふれる前に逃げる（水がこないところへ）
  - ・「自分は大丈夫」と思わず、安全なところへ逃げる（資料 No.7）
  - ・上流に雨が降ると現在地が晴れていても水位が上がる（資料 No.8）
  - ・避難についての情報や、川の水位情報を得る（資料 No.9）

**【水平避難】**

- どこに逃げるか知っておく
  - ・避難場所・ルートを確認する（家族でも話し合う）（資料 No.10）
  - ・避難場所には種類がある（資料 No.11）
  - ・複数の避難ルートを考えておく（資料 No.12）
- 逃げるときの注意
  - ・浸水深がひざ上になると歩行は危険なので近くの高台へ（資料 No.13）
  - ・水は低い所へ流れる。水の流れを予想して逃げる（資料 No.14）
  - ・足元に注意（深い場所やマンホール、側溝等がある）（資料 No.15）

**教材の工夫**

<関連する教材例> ・東京防災「防災ノート」（東京都教育委員会）、 学習教材「防災まちづくり・くにつくり」（内閣官房国土強靱化推進室）

<参考サイト> ・国土交通省 ハザードマップポータルサイト <http://disaportal.gsi.go.jp/>  
 ・気象庁 高解像度降水ナウキャスト <https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>  
 ・国土交通省 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do>  
 ・国土交通省 「身につく防災」コンテンツ <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/library/minitsuku.html>



# 第6学年 水害の避難訓練に関連した教科内容の展開プラン（例）

実施時期：6月～9月

**特別活動** <健康安全・体育的行事> ・心身の健全な発達や健康の増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにする。

**道徳** <生命の尊さ> ・ <自然愛護> <畏敬の念>

**総合的な学習の時間** <水にかかわる内容>

## 社会科（第6学年）

### <現代社会の仕組みと働きと人々の生活>

・国や地方公共団体の政治（ex.自然災害からの復旧や復興）は、国民民主権の考えの下、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをしていることを理解する。

## 理科（第6学年）

### <生物と環境>

・生物は、水及び空気を通して周囲の環境と関わっていること（水の循環にも触れる）。

### <土地のつくりと変化>

・地層は、流れる水の働きや火山の噴火によってできること。  
・土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。

## 体育科（第6学年）

### <水泳運動>

・安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。  
・水泳運動の心得を守って安全に気を配ったりすること。

### <保健>

・けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。

## 避難訓練の例

パターンは入れ替え可能

### 教科関連

## パターン2. 垂直避難

<ねらい> 水害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合の避難の仕方を身に付ける。

<想定> 大雨による河川の氾濫の恐れがあり、避難場所への徒歩での移動は危険な状況のため、校舎の3階以上に緊急避難を行う。

### <時程>

10:55	避難訓練の意義	・各学級の実態に即した事前指導を行う
11:05	非常サイレンと緊急放送	・河川の氾濫の恐れがあり、市より「避難勧告」が発令されたことを伝達する。 ・避難場所への徒歩での移動は危険な状況のため校舎3階以上に緊急避難することを放送する。
11:07	避難行動開始	・火気の始末と戸締りをする。 3階以上に避難する。
11:12	避難教室に集合・整列	・あらかじめ決めておいた各教室は集合・整列する。 ・人数を確認して本部に報告する。
11:15	体育館に移動	・児童を体育館に集合させる。
11:20	全体指導	・訓練の評価をするとともに、実際に垂直避難した場合に避難教室で過ごす場合があることを意識させる。
11:37	各教室に戻る	・担任の指示で、各教室に戻る。
11:40	振り返り	・各教室で学年の実態に即して振り返りを行う。
11:50	訓練終了	・訓練を終了する。

### <その他>

・水害リスクが高い場所は事前に避難することが望ましいが、避難前に浸水が生じてしまった場合や、外出することでかえって命の危険が及ぶような場合を想定して学校の屋上や上層階への垂直避難を行うことを強調して伝える。

## 水害に関するワンポイント（避難訓練時に指導する事項の例）

### 【共通事項】

#### ○川は、あふれる

- ・普段は恵みの多い川だが、大雨等で氾濫することがある（資料 No.1）
- ・水量が多いと、川の様子は変わる。大雨時は近づかない（資料 No.2）
- ・堤防が壊れるとあふれる（資料 No.3）

#### ○あふれると水につかる

- ・あふれると土地の低い所は水浸しになる（資料 No.4）
- ・看板等であふれた時の深さを知ろう（資料 No.5）
- ・ハザードマップで深さや逃げる場所を知ろう（資料 No.6）

#### ○あふれる前に逃げる（水がこないところへ）

- ・「自分は大丈夫」と思わず、安全なところへ逃げる（資料 No.7）
- ・上流に雨が降ると現在地が晴れていても水位が上がる（資料 No.8）
- ・避難についての情報や、川の水位情報を得る（資料 No.9）

### 【垂直避難】

#### ○上にげる（あふれたらすぐに上へ）

- ・学校や自宅、近所のビルなど堅牢な建物の2階以上に避難（資料 No.16）
- ・地下室等は冠水しやすく、ドアが開かなくなる（資料 No.17）
- ・あふれる前でも、2階以上に逃げれば危険のない場合は、無理に水平避難をせずに上に逃げる（資料 No.18）

#### ○水につかったら・・・（氾濫で孤立したら）

- ・助けが来るまで待つ（資料 No.19）
- ・ラジオ等で、情報を得る（資料 No.20）
- ・あらかじめ持っておくべきものを準備しておく（資料 No.21）

## 教材の工夫

### <関連する教材例>

・東京防災「防災ノート」（東京都教育委員会）、学習教材「防災まちづくり・くにつくり」（内閣官房国土強靱化推進室）

### <参考サイト>

・国土交通省 ハザードマップポータルサイト <http://disaportal.gsi.go.jp/>  
 ・気象庁 高解像度降水ナウキャスト <https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>  
 ・国土交通省 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do>  
 ・国土交通省 「身につく防災」コンテンツ <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/library/minitsuku.html>

## 5. 水害に関する避難訓練の実践事例

### 1 豊田市立元城小学校（愛知県）の事例

- ・豊田市立元城小学校では、東日本大震災を契機として、平成 23 年度より水害に関する避難訓練を実施しています。
- ・同校は矢作川の「洪水浸水想定区域内」（計画規模・想定最大規模）にあり、「家屋倒壊等氾濫想定区域」（氾濫流）にも該当している。矢作川の氾濫により校舎（高さ：約 12m）の 3 階までの浸水が想定されていることから、校舎の 3 階へと避難する垂直避難だけでなく、付近のショッピングセンター（高さ：約 19m）の屋上へ避難する水平避難（高台避難）を行っています。

#### 【学校敷地の水害リスク① 浸水の目安が 3m 以上（2 階浸水）または家屋倒壊危険ゾーン】に該当

- ・児童を通じ、保護者や地域にも避難訓練の必要性の認識が広がりを見せています。

#### ①水平避難（高台避難）

##### … 浸水想定区域にある場所から近隣の高台へ避難

###### ■概要

- ・豊田市立元城小学校では、平成 29 年度に小学校から約 450m 離れた「ショッピングセンター（同年 9 月にオープン）」の屋上へと避難する水平避難訓練（高台避難）を実施した。
- ・平成 27-28 年度は学校から約 1.8km 離れている朝日丘中学校まで徒歩にて移動する訓練を行っていた。
- ・矢作川の水位を判断基準とした「洪水対応フローチャート」を学校独自で作成し、行政の避難勧告を待つのではなく、余裕をもって避難できるように工夫している。（矢作川の高橋水位計が 4.7m に達した場合、元城小学校独自の判断で水平避難（高台避難）を行う）
- ・国土交通省、愛知工業大学、岐阜聖徳学園大学、民間企業や地域と連携している。
- ・本ガイドブックに掲載している「避難訓練時に教員が用いる教材資料の例（「水害に関するワンポイント」関連資料）」を用い、避難訓練時の事前指導・事後指導を行った。
- ・児童を通じ、保護者や地域にも避難訓練の必要性について認識が広がってきている。

###### ■ポイント

- ・避難訓練当日に事前学習と事後学習を行い、避難訓練の意義や地域の水害リスク等を踏まえた学習を行っている。
- ・水害リスクを踏まえて、状況に応じた複数の避難ルートを設定している。
- ・地域と連携し、校外へ出て活動することへの理解が得られている。

###### ■ねらい

水害に関する情報を得た場合（「避難勧告等」の発令及び学校独自の判断）の避難の仕方を身につける。

###### ■想定

矢作川が氾濫する恐れがあり、矢作川高橋水位計が 4.7m に達したため、豊田市から「避難準備・高齢者等避難開始」は発令されていないが、元城小学校独自の判断で水平避難（高台避難）を行う。

■ 避難訓練実施の様子



パネルを用いた、避難訓練前の事前指導

「避難訓練時に活用できる教材」を活用し、児童生徒等の実態に応じた事前指導を行った



校外に出て移動する児童

校内の非常サイレンが鳴り、避難訓練を開始した。運動靴に履き替え、傘や合羽などの雨具を持ち、低学年と高学年にルートに分けて避難した。



全校児童が近隣のショッピングセンターへ避難

1列を基本として歩行し、全校児童が近隣のショッピングセンターへ移動した。横断歩道では教員が横断歩道の両サイドに分かれて安全確認を行った。



ショッピングセンター内を迅速に避難

ショッピングセンター内では、階段を通り屋上へと迅速に避難を行った。



ショッピングセンター屋上で学習の振り返り

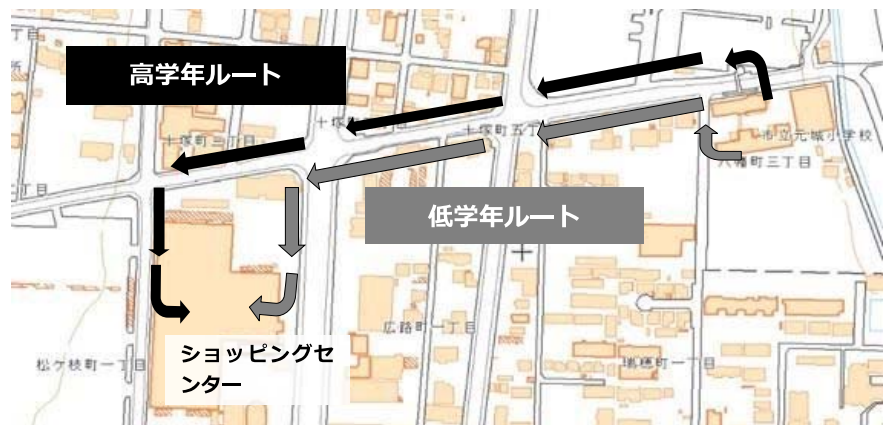
ショッピングセンター屋上に全校児童が集合し、人数確認を行った。その後、学校長より学習の振り返りを行った。



スライドを用いた、避難訓練後の事後指導

「避難訓練時に活用できる教材」を活用し、児童生徒等の実態に応じた事後指導を行った

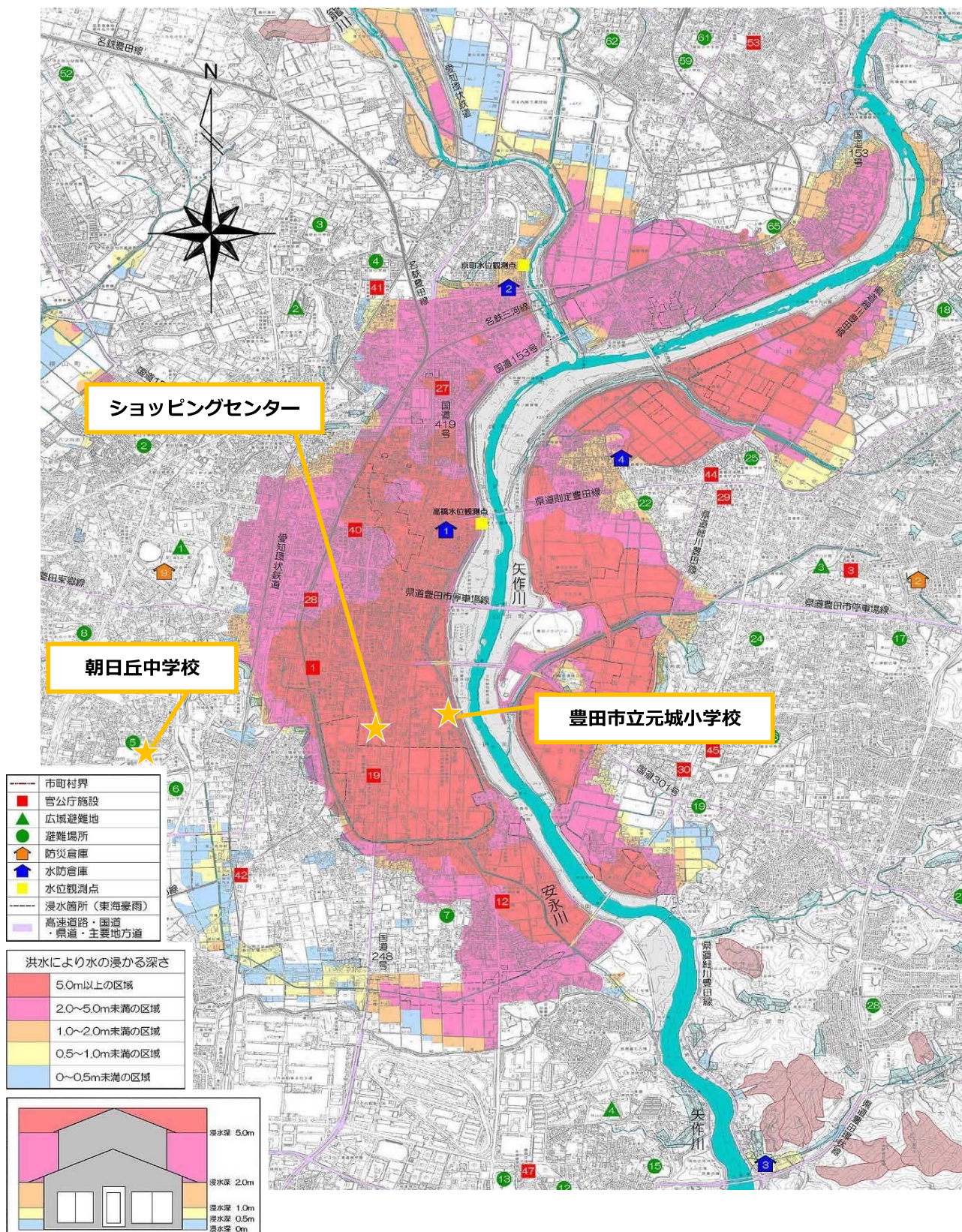
【避難ルート】  
低学年と高学年にルートに分けて避難



国土地理院地図

【参考資料】豊田市洪水ハザードマップ（高橋地区）一部トリミング 出典：豊田市洪水ハザードマップ（H16.3）

- ・平成 27-28 年度 避難訓練移動先：朝日丘中学校（元城小学校より約 1.8km）
- ・平成 29 年度 避難訓練移動先：ショッピングセンター（元城小学校より約 450m）



## 【参考コメント】

本ガイドブックに掲載している「避難訓練時に教員が用いる教材資料の例（「水害に関するワンポイント」関連資料）」を用い、避難訓練時の事前指導・事後指導を行った際の教員及び児童のコメント。

### ○教員のコメント

イラストが想像をかき立てて、これが必要だとか、こういうふう逃げた方がよい、というような発想につながった。

### ○児童のコメント

- ・イラストだと想像しやすい。
- ・写真よりもイラストの方がまとめてあり分かりやすかった。

## ②垂直避難

### … 学校の屋上や上層階等への避難

#### ■概要

- ・豊田市立元城小学校では、平成 26 年度に学校の 3 階へと避難する垂直避難に関する訓練を行った。
- ・学校への浸水が既に始まるなど、避難場所への移動が危険な場合も想定されるため、緊急的な避難方法（垂直避難）として実施した。

#### ■ポイント

- ・地域の水害リスクを踏まえ、緊急性の高い状況化を想定し、学校の 3 階へと避難する垂直避難も実施している。
- ・水平避難だけでなく、垂直避難の訓練を行うことで状況に合わせた避難をシミュレーションすることができる。

## 2 町田市立鶴川第二小学校（東京都）の事例

- ・平成 27 年度より文部科学省研究開発学校に指定された町田市立鶴川第二小学校（東京都）では、思考力及び人間形成力の育成を図る目的で、新教科「21 世紀スキル科」を開発しています。
- ・上記開発内容として河川防災教育や水環境について取組み、河川教育カリキュラム作成試行検討の一環として避難訓練と各教科等の学習を関連付けた実践的防災教育の展開を図っています。
- ・同校では、毎月避難訓練を実施（項目：地震・火災・大雨等）。平成 29 年度には台風を想定した集団下校及び「防災朝会（防災集会）」を実施しています。
- ・同校は高台に位置していますが、校区内には真光寺川が流れ、浸水想定区域が存在しています。

【学校敷地の水害リスク③ 浸水想定区域外】に該当

### ①集団下校

… 台風の接近（大雨）に備え、集団下校を行う

#### ■概要

- ・町田市立鶴川第二小学校では、台風接近時等に備え、児童を早期に帰宅させることが必要と判断した場合は、教職員が学年別・方面別に児童を引率して避難誘導を行っている。
- ・これらの集団下校の訓練を行うことにより、いざという時に備え迅速に帰宅することを目指している。

#### ■ポイント

- ・避難誘導の際には、学校独自にあらかじめ設定した緊急時解散場所（「鶴二ポイント」）で教職員がしばらく待機し、児童の帰宅を確認する等の効率化を図っている。
- ・あわせて通学路の危険個所について、教職員と児童が一緒に確認しながら下校することにより、危険を回避する能力も育成している。

### ②防災集会（座学）

… 各避難訓練後の振り返りとして実施

#### ■概要

- ・町田市立鶴川第二小学校では、平成 29 年度に「防災朝会（ぼうさいちようかい）」と題した取組みを全校児童を対象に行った。
- ・東京都内の小学校は月に 1 回程度「避難訓練」を実施しており、本来は「児童朝会」の時間で安全指導を行う予定であったが、朝会時の避難訓練として「防災朝会」と題した取組みに変えた。
- ・15 分程度の限られた時間を活用して教員が水害について、命を守るために取るべき行動を体系的に指導した。

#### ■ポイント

- ・最近の災害や身近な川の写真等があると児童の関心を高めることができる
- ・避難訓練の事前・事後指導として実施すると効果的である。
- ・学級ごとに各避難訓練後の振り返りとしても実施できる

## ■実施の様子



### 【実施例】

#### ■ねらい

避難の仕方のポイント及び大雨の時に注意することを理解する

#### ■想定

児童朝会と避難訓練を合わせて「防災集会」を実施する

#### ■時程

8:25	体育館へ移動	<ul style="list-style-type: none"><li>・静かに速やかに移動する</li><li>・できるだけ話を聞きやすいように固まって整列する。</li></ul>
8:30	先生のお話	<ul style="list-style-type: none"><li>・教材資料を用い、プレゼンテーションによる説明を行う</li><li>・聞く姿勢に気をつけて話を聞けるよう配慮する</li></ul>
8:45	各教室へ移動	<ul style="list-style-type: none"><li>・静かに速やかに移動する</li></ul>
8:47	振り返り	<ul style="list-style-type: none"><li>・各教室で振り返りを行う</li><li>・各学年の実態に即した事後指導を行う</li></ul>

#### ■その他

- ・避難訓練の機会を利用した防災学習
- ・学級ごとに各避難訓練後の振り返りとして実施する。
- ・教材資料には、最近の災害の写真及び地域の川の写真（平常時と増水時）を入れると効果的である。  
※災害の写真や地域の川の写真は河川管理者等が提供できるものもある

### 【先生のお話（例）】

教材資料は「【参考資料】「防災集会」時に用いる教材資料の例」を参照

- ・写真は直近の災害及び地域の川の写真（平常時・増水時）を盛り込む
- ・映像データは、青少年赤十字防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」等を使用

スライド	項目	話す内容（例）
1	導入	・最近の天気について
2	映像上映	・映像にて台風等による大雨の様子を確認する
3	台風等で大雨が降ると	・台風は夏から秋にかけて多く発生する。 ・学習の意義（大雨が降ったときのどう命を守るか等について）
4	川があふれる	・大雨が降ると川があふれることがある。 ・最近起きた水害について
5	ほかにも	・水害が起きると、（水の力で）街の様子はどうなるか ・気づいた点を児童に挙げてもらう
6	想定外の雨	・ニュース等で「想定外の雨」という言葉を聞くようになった。 ・日本中どこでも水害は起こり得る。
7	ポイント1 避難する	・大雨から身を守るために、大切なことが2つある。 ・その1つは避難をすること。
8	①早めに逃げる	・自分の家は大丈夫だろうと思っていると、いざという時に逃げられなくなる。早めに避難するのがポイント
9	②安全な道を通って逃げる	・あふれた水は茶色く濁っている。底が見えなくなる。 ・大丈夫と思っても、実は水路やマンホール等による危険がある ・普段から安全な道を自分で確認しておく必要がある
10	③水の流れを予想する	・水は上から下へ流れる。大雨の際は、坂の下に流れて行く。 ・時間がたつと低い場所は水に浸かる。車も水に浸かると動けなくなる。どこに水がたまるかを予想することが大事
11	ポイント2 危険な場所を知る	・大切なことの2つめは、「危険な場所を知る」こと。
12	地域の川	・地域の川を紹介し、あふれることがある事を伝える。 ・増水時に興味本位で川の様子を見に行くと流されることがある。
13	家から避難場所まで	・自宅から避難場所までの通学路に潜む危険について挙げてもらう。（川の近くや、土地の低い所、斜面の近くなど）
14	まとめ①	・大雨の時は、①川や水路に近づかない、②危険な道は通らない
15	まとめ②	・避難するときは、①早く、②安全に、③水の流れを予想する
16	おわりに	・正しく避難する方法や、危険な場所を知っていれば子どもでも自分で判断できる。大人と一緒に避難できる。 ・普段から、地域で大雨が降ったら危ないところはどこかを探しておいて欲しい。



## 6. 参考資料

### 1

### パターン別の避難訓練実施例の参考資料（時程）

#### 1. 水平避難（高台避難）

##### … 浸水想定区域にある場所から近隣の高台へ避難を行う

（学校敷地の水害リスク①に対して、浸水想定区域にある場所から近隣の高台に避難する）

##### ■時程

8:50	水害対応避難訓練の意義	・ 児童生徒等の実態に応じた事前指導を行う
9:00	非常サイレンと緊急放送	・ (訓練) 氾濫の恐れがあり、市より「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたことを伝達する ・ 避難場所まで避難するため、傘や合羽などの雨具を持って、直ちに昇降口前に集合することを伝達する
9:02	避難の準備をし、外へ出る	・ 火気の始末と戸締りをする ・ 運動靴に履き替え、雨具を持って素早く外へ出る ・ 「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」の徹底をする
9:10	集合・整列	・ 昇降口前に、学級毎に整列する。 ・ 担当が人数を確認して、校長へ報告する。
9:12	避難場所（近くの高台）へ避難	・ 低学年と高学年にルートに分けて避難する ・ 1列を基本として歩行する。 ・ 教務主任は、緊急連絡名簿を持ち、車で避難路の確認をしながら、避難先に行き、人数確認の報告を受ける。 ・ 横断歩道では、状況を見ながら可能であれば2列で渡る。その際、教師が横断歩道の両サイドに分かれ、指示できるようにする。学級の途中で分かれた場合は、残りの児童が渡るまで待つ。
9:37	避難場所に集合・人数確認 先生のお話	・ できるだけ話を聞きやすいように固まって整列する。 ・ 訓練の意義を再確認できるよう、聞く姿勢に気を付けて話を聞けるよう配慮する
9:47	避難場所を出発する	・ 行きと同じルートであるが、気が緩まないよう、特に、交通安全に留意して移動できるようにする。
10:10	帰校・各教室へ移動	・ 到着した学級または学年から人数を確認し、教室に入る
10:15	振り返り	・ 各教室で振り返りを行う ・ 児童生徒等の実態に応じた事後指導を行う

## 2. 垂直避難

### … 学校の屋上や上層階等への避難を行う

(学校敷地の水害リスク②又は水害リスク④であるが避難前に浸水が生じてしまったケースを想定して、学校の屋上や上層階へ避難する)

#### ■ 時程

10:55	水害対応避難訓練の意義	・ 児童生徒等の実態に応じた事前指導を行う
11:05	非常サイレンと緊急放送	・ (訓練) 氾濫の恐れがあり、市より「避難勧告」が発令されたことを伝達する ・ 避難場所への徒歩での移動は危険な状況のため校舎3階に緊急避難することを伝達する
11:07	準備をし、避難行動を開始	・ 火気の始末と戸締りをする ・ 「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」の徹底をする
11:12	避難教室に集合・整列	・ あらかじめ決めておいた各教室へ集合・整列する ・ 人数を確認して、報告する。
11:15	体育館へ移動	・ 静かに速やかに移動する
11:20	全体指導	・ 訓練の評価をするとともに、実際に垂直避難した場合に避難教室で過ごす場合がある事を意識させる。 ・ 訓練の意義を再確認できるよう、聞く姿勢に気を付けて話を聞けるよう配慮する。
11:37	各教室に戻る	・ 担任の指示で、各教室に戻る
11:40	振り返り	・ 各教室で振り返りを行う ・ 各学年の実態に即した事後指導を行う

## 3. 学校待機

### … 学校内に待機する

(学校敷地の水害リスク③において、浸水想定区域に校舎は立地していないが、校区内に浸水想定区域が存在する場合は、避難することなく学校に待機する)

#### ■ 時程

13:00	臨時職員打合せ (学年主任)	・ 校長より天候状況を知らせ、学校内に待機する事を伝達 ・ 保護者に一斉メールで知らせる。
-------	-------------------	--------------------------------------------------

13:05	児童への伝達	・学年主任より各学級担任に知らせ、児童へ伝達する。
13:10	学校待機に関する学級指導	・学級毎に学校内での安全確保について指導する。
13:15	学校待機	・食料配布や寝床作りなどの役割分担について確認し話し合う。また、天候の確認を行う。
13:25	体育館に集合	・全校児童が体育館に集合する
13:25	「防災集会」の実施	・大雨の時に注意すること（自宅や学校周辺の通学路の危険箇所）などを伝える
13:50	訓練の振り返り	・各教室で学年の実態に即して振り返りを行う

## 4. 集団下校

### … 台風の接近（大雨）に備え、雨が降る前に帰宅する

（台風（大雨）の接近に備え、学校敷地の水害リスク①・②・③の事前対応として、雨が降る前に集団下校または引渡しにて帰宅する）

#### ■ 時程

12:00	臨時職員打合せ （学年主任）	・校長より天候状況を知らせ午前で授業打ち切り給食終了後に一斉下校する事を伝達 ・保護者に一斉メールで知らせる。
12:05	児童への伝達	・学年主任より各学級担任に知らせ、児童へ伝達する。
12:10	給食準備・給食	
12:50	給食片付け・下校準備	
13:00	集団下校に関する学級指導	・学級毎に下校時や家庭での安全確保について指導する。
13:10	下校開始 緊急時解散場所への引率	・放送で指示された学年毎に、昇降口に移動し、校庭で下校方面別に並んで下校する。 ・教員は、分担された緊急時解散場所まで引率して児童を解散させ、約10分間待機する。
13:45	訓練終了	・教員は、緊急時解散場所において児童が戻ってこないことを確認後に帰校する。 ・教員は、帰校後、管理職に状況報告する
翌日の朝の会	訓練の振り返り	・昨日の集団下校の状況や危険箇所の有無について確認する。

## 共通事項

## ■ 川は、あふれる

## 【低学年・中学年・高学年共通】

普段は恵みの多い川だが、大雨等で氾濫することがある

資料 No.1

## 【中学年向け追加情報】

水量が増えると川の様子は変わる。大雨時は近づかない

資料 No.2

## 【高学年（5 学年・6 学年）向け追加情報】

あふれるパターン（外水氾濫と内水氾濫）

資料 No.3

## 川は、あふれる。

共通 No.1

低学年 中学年 5 学年 6 学年

ふだんは、めぐみのおおい川だが、おお雨などで「はんらん」することがある。

川の水でおこめをつくっている。



おお雨がふると、川はあふれることがある。

写真提供：国土交通省河川防災課

## 川は、あふれる。

共通 No.2

低学年 中学年 5 学年 6 学年

水のりょうがふえたと川の様子はかわる。  
大雨の時は川に近づかない。

大雨の前の様子



大雨で川の水のりょうがふえた時の様子



大雨の時は川に近づかない

## 川は、あふれる。

共通 No.3

低学年 中学年 5 学年 6 学年

堤防が壊れるとあふれる。ほかにも川に流れきらない雨があふれることがある。

①堤防が壊れてあふれるケース ②川に流れきらない雨があふれるケース



画像提供：国土交通省河川防災課

**共通事項**

**■あふれると水につかる**

**【低学年・中学年・高学年共通】**

あふれると土地の低い所は水浸しになる（地域の災害を知る。避難訓練で想定している浸水状況等）

資料 No.4

**【中学年向け追加情報】**

浸水深の標識等を知る

資料 No.5

**【高学年（5学年・6学年）向け追加情報】**

浸水想定区域について（ハザードマップ）

資料 No.6

**あふれると水につかる。**

共通 No.4

低学年 中学年 5学年 6学年

あふれると、とちのひくいところは、水びたしになる。

しゃしんの学校は3かいまで水びたしになる

ここまで水につかるばあいがある



高島市立高島小学校

**あふれると水につかる。**

共通 No.5

低学年 中学年 5学年 6学年

かんばんなどで水があふれたときの深さを知らう。

水があふれたときの深さを教えてくれるかんばん



高島市立高島小学校

**あふれると水につかる。**

共通 No.6

低学年 中学年 5学年 6学年

ハザードマップで深さやにげる場所を知らう。

自分たちの住むところのハザードマップで、川があふれたときの深さが分かる。

家や学校が水につかるかどうか、あらかじめ調べておこう。



高島市立高島小学校

**共通事項**

**■あふれるまえににげる  
(水がこないところへ)**

【低学年・中学年・高学年共通】

「自分は大丈夫」と思わず、安全なところへ逃げる

資料 No.7

【中学年向け追加情報】

上流に雨が降ると今いるところが晴れていても水位が上がる

資料 No.8

【高学年（5 学年・6 学年）向け追加情報】

避難についての情報や、川の水位情報を得る

資料 No.9

**あふれるまえににげる  
(水がこないところへ)**

共通 No.7

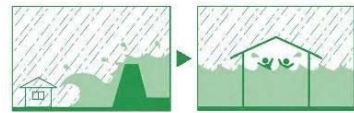
低 中 5  
学 学 学  
年 年 年

「じぶんはだいじょうぶ」とおもわず、あんぜんなところへにげる。



じぶんはだいじょうぶ。もしものときはだれかがよびかけにきてくれる。

と、おもっていると...



あふれるまえに、あんぜんなところへ



(あふれたらむりをせず、ちかくのたかいところへ)

**あふれるまえににげる  
(水がこないところへ)**

共通 No.8

低 中 5  
学 学 学  
年 年 年

川は、遠くでふっている雨を運んでくる。今いる場所が晴れていても、水があふれることがある。

水は、高い場所からひくい場所へと流れて集まる。そのため山や高い所にふった雨は、川となって運ばれてくる。近くだけでなく遠くの天気も知ろう。



**あふれるまえににげる  
(水がこないところへ)**

共通 No.9

低 中 5  
学 学 学  
年 年 年

ひなんについての情報や川の水位に関する情報をチェックしよう。

ひなんに関する情報を知って、命を守る行動をとる。

危険度 大だい

避難指示 (緊急)

避難勧告

避難準備・高齢者等避難開始

安全確保を!

川の水位に関する情報を知っておく。

【「川の防災情報」等で情報を得る】

## 水平避難において指導すること

### ■ どこにげるかしておく

#### 【低学年・中学年・高学年共通】

避難場所・ルート確認（家族でも話し合う）

資料 No.10

#### 【中学年向け追加情報】

避難場所には種類がある（避難所と避難場所は違う等）

資料 No.11

#### 【高学年（5 学年・6 学年）向け追加情報】

複数の避難ルートを考えておく

資料 No.12

## どこにげるか しておく

水平避難 No.10

低 中 5  
学年 学年 学年

かそくや先生と、ひなんするばしよを  
たしかめておこう。



ちずをつかって、あぶないところやみちを  
かくにんしておこう。

## どこにげるか しておく

水平避難 No.11

低 中 5  
学年 学年 学年

ひなんする場所にはしゅるいがある。

#### ①サインをおぼえよう。



こうずい

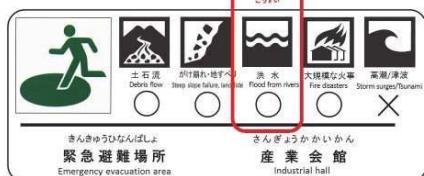


ひなん場所  
(キケンからげ  
るところ)



ひなん所  
(にげた後で生活  
するところ)

#### ②さいがいのしゅるいにあった 「ひなん場所」をえらぼう。



こうずいからにげるところ

緊急避難場所  
Emergency evacuation area

産業会館  
Industrial hall

※図は「防災教育用図表(緊急地震速報)」より。

## どこにげるか しておく

水平避難 No.12

低 中 5  
学年 学年 学年

複数のひなんルートを考えておく。

#### ①地図を用意し、 自分の家とひなんする場所に しるしをつけよう。



#### ②どの道を通ってひなんする か、3つくらいルートを考え てみよう。



③実際にひなんルートを歩いてみよう。  
(土地のひくいところ、マンホールなどのキケン  
をチェックしてルートを見なおそう)

※図は「防災教育用図表(緊急地震速報)」より。

## 水平避難において指導すること

### ■ にげるときのちゅうい

#### 【低学年・中学年・高学年共通】

浸水の深さがひざ上になると歩行は危険なので近くの高台へ

資料 No.13

#### 【中学年向け追加情報】

水は高い所から低い所へ流れる。水の流れを予想して逃げる

資料 No.14

#### 【高学年（5 学年・6 学年）向け追加情報】

足元に注意。水が濁っている。（深いところやマンホール等がある。杖をついて確認する）

資料 No.15

### にげるときの ちゅうい

水平避難 No.13

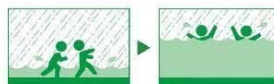
低 中 5 6  
学年 学年 学年 学年

水のふかさが、ひざのうえになると、あるけなくなる。

水のながれがはやいと、あさくてもあるけなくなる。あふれるまえににげよう。



ながくつたと、中に水が入ってきてあるけなくなる



もしひなんしているときに水があふれたら、すぐにちかくのたかいところ上がろう

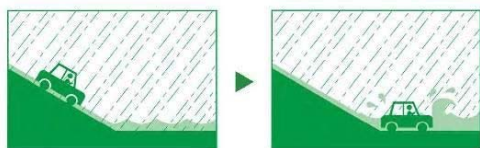
### にげるときの ちゅうい

水平避難 No.14

低 中 5 6  
学年 学年 学年 学年

水は高いところから、ひくいところへ流れる。水の流れを予想してにげる。

水はひくいところへ流れる。ひくいところは、水がたまる。



車も、深いところではドアやマダが聞かなくなる。



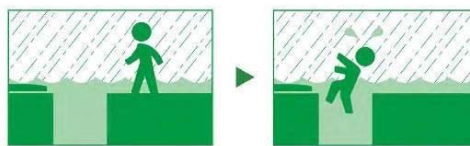
### にげるときの ちゅうい

水平避難 No.15

低 中 5 6  
学年 学年 学年 学年

あふれたときは、足元に注意。水はにごって、底が見えなくなる。

あふれた水はにごっている。底が見えづらいので、マンホールや水路などに気がつかず、すいこまれてしまうことがある。



深いところがないかどうか、つえをつけて足元をチェックしよう。



## 垂直避難において指導すること

### ■上にする (あふれたらすぐに上へ)

#### 【低学年・中学年・高学年共通】

学校や自宅、近所のビルなど堅牢な建物の2階以上に避難

資料 No.16

#### 【中学年向け追加情報】

地下室等は冠水しやすく、ドアが開かなくなる

資料 No.17

#### 【高学年 (5 学年・6 学年) 向け追加情報】

あふれる前でも、2階以上に逃げれば危険のない場合は、無理に水平避難をせずに上に逃げる

資料 No.18

### 上にする (あふれたらすぐに上へ)

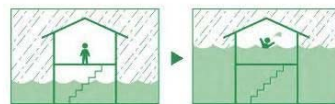


あふれたら、できるかぎり上に上げる。



学校やじたく、ちかくのビルなど、できるだけ高いところへ上がる。

水は、2かいまでおしよせておくことがある。



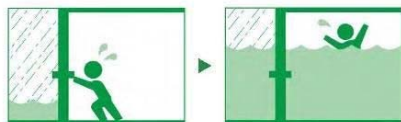
### 上にする (あふれたらすぐに上へ)



地下に水が入ると、にげられなくなる。すぐに地上へ上げよう。

地上が水につかると、地下に水が流れこんでくる。水につかるまえに上へ。

地下にいと地上の様子が変わりにくくなるのでちゅうい。



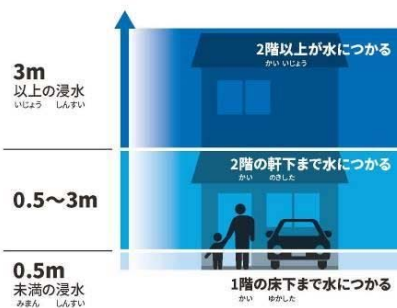
30cmの水でも、水あつでドアが開かなくなる。

### 上にする (あふれたらすぐに上へ)



あふれる前でも、2階以上ににげれば危険のない場合は、無理にひなんせず上に上げる。(外に出る方が危険なこともある)

学校やじたくがどのくらい水につかるかを知り、適切な行動をする。



垂直避難において指導すること

■水につかったら・・・（氾濫で孤立したら）

【低学年・中学年・高学年共通】

助けが来るまで待つ

資料 No.19

【中学年向け追加情報】

ラジオ等で、情報を得る

資料 No.20

【高学年（5学年・6学年）向け追加情報】

あらかじめ持つておくべきものを準備しておく

資料 No.21

**水につかったら...**  
ほんらん こりつ  
**（氾濫で孤立したら）**

**垂直避難** No.19

低学年	中学年	5学年
低学年	中学年	6学年

たすげがくるまでまつ。むりにそとにでない。



すぐにたすげがくるわけではない。  
 なん日もたすげがこないこともあるが、むりにそとへ  
 でないようにしよう。

**水につかったら...**  
ほんらん こりつ  
**（氾濫で孤立したら）**

**垂直避難** No.20

低学年	中学年	5学年
低学年	中学年	6学年

ラジオなどで、じょうほうをえよう。



こりつすると、まわりで何が起こっているかわかりにくくなる。  
 電池式（じゅう電式）のラジオなどでじょうほうをえる。

**水につかったら...**  
ほんらん こりつ  
**（氾濫で孤立したら）**

**垂直避難** No.21

低学年	中学年	5学年
低学年	中学年	6学年

あらかじめ上もに持つていくものを準備じゅんびしておく。

こりつしても何日か過すごせるように、  
 水・食べ物・かいちゅう電でん灯・ラジオ・きちよう品ひんなどをもって  
 2階以上かいじょうに上がる。



<input type="checkbox"/> かいちゅうでんとうやランタン	<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> かんづめやたべものなど	<input type="checkbox"/> たくじょうコンロやなんりょう
<input type="checkbox"/> きちようひん	<input type="checkbox"/> かんいトイレやおむつ	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> もうふ・カイロ
<input type="checkbox"/> いやくひんなど	<input type="checkbox"/> したぎ・ぐんてなど	<input type="checkbox"/> こうく・はさみ・ロープなど	<input type="checkbox"/> ヘルメットなど

<p>ぼうさいしゅうかい <b>防災集会</b></p> <p>大雨による「さいがい」から 「いのち」をまもる</p> 	<p><b>DVDを見る</b></p>  <p>※青少年赤十字防災教育プログラム 「まもるいのち ひろめるぼうさい」映像等を使用</p>
<p><b>たいふうなどで 大雨がふると…</b></p> 	<p><b>川があふれる</b></p> <p>※最近起きた水災害の写真を入れる</p> <p>家に水がながれこむ</p> <p>ていぼうが けずれる</p> <p>●●年●●月●●日 【最近起きた水災害名】</p>
<p><b>ほかにも…</b></p>  <p>すいがいがおきると、まちのようすはどうなるでしょうか</p>	<p>こんなことばを、よくきくようになりました</p> <p>「そうていがいの雨が・・・」</p> <p>「今までにけいけんしたこと のない・・・」</p> <p>どこでも大雨がふることがあります。</p> 

ポイント

**1**



ひなんする

①はやめににげる

30cmの水・・・ドアがあかなくなる



②あんぜんなみちをとおつてにげる



すいろ・マンホール

③みずのながれをよそうする



水はひくいところへ

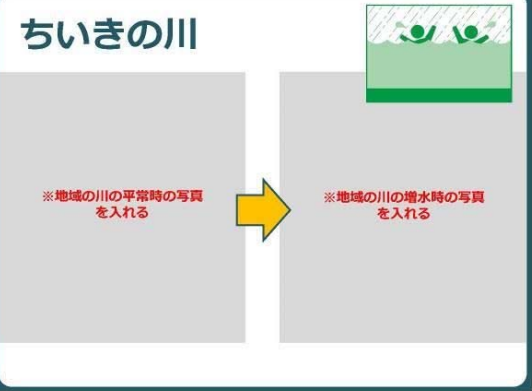
ポイント

**2**



きけんな  
ばしょをしる

ちいきの川



※地域の川の平常時の写真を入れる

※地域の川の増水時の写真を入れる

いえから、ひなんばしょまで



## まとめ

### 大雨のときは、

- ①川やすいろうにちかづかない。
- ②きけんなみちはとおらない。



### ひなんするときは

- ①はやく
- ②あんぜんに
- ③水のながれをよそうして



### ぼうさいしゅうかい 防災集会

大雨による「さいがい」から  
「いのち」をまもる



国土交通省では、主に以下のような取組で支援することができます。学校において防災教育の充実が図られるよう、これらの取組を是非活用してください。

支援内容についてご希望、ご質問等がございましたら次ページに記載の担当窓口にご相談下さい。

### ①防災教育の学習教材等の開発・作成支援

国土交通省では、各学校で防災教育を実践する際に、学校関係者等と連携・協働し、教育委員会・学校等のニーズに応じた学習教材等の作成支援を行っています。

### ②河川や災害に関連する資料（学習教材等）の提供

全国の河川を所管する河川事務所等では、河川に関連するさまざまな情報を掲載した冊子やパンフレット等の提供とともに、河川教育や防災教育の学習素材となる写真やデータ等についての提供ならびにホームページでも公開しています。

#### 【参考 HP】

防災教育ポータル (<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>)

### ③河川施設等の見学受入れ及びさまざまな資料等の展示・公開等

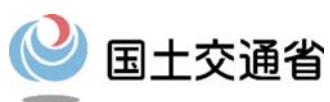
全国には、河川や砂防等に関連するさまざまな資料等を展示し一般に公開している施設があり、特に国土交通省が所管する河川やダム等には「〇〇資料館」等が整備・設置されています。これらの施設では、学習教材等の展示、施設見学の支援などと合わせさまざまな学習や研修の場として利用できるようになっていています。さらに、工事の現場についても、子どもたちの現地見学や学習の場として提供できる場合があります。

### ④出前講座（出前授業）等による支援

全国各地の河川管理者等（河川事務所等）は、学校や市民団体等からの依頼や要請があれば、防災教育に関連する学習活動の支援や出前講座（出前授業）等を行っています。

該当都道府県	整備局等	住所	課	TEL
北海道	北海道開発局	〒060-8511 札幌市北区北 8条西2丁目（札幌第1合同 庁舎）	防災課	011-709-2311
			河川計画課	011-709-2311
青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県	東北地方整備局	〒980-8602 仙台市青葉区 本町3-3-1 仙台合同庁舎B 棟	防災課	022-225-2171
			河川環境課	022-225-2171
茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県・長野県	関東地方整備局	〒330-0081 埼玉県さいた ま市中央区新都心2-1 さい たま新都心合同庁舎2号館	防災課	048-601-3151
			河川環境課	048-601-3151
新潟県・富山県・石川県	北陸地方整備局	〒950-8801 新潟県新潟市 中央区美咲町1-1-1	防災課	025-280-8836
			河川管理課	025-370-6769
岐阜県・静岡県・愛知県・ 三重県	中部地方整備局	〒460-8514 名古屋市中区 三の丸2-5-1（名古屋合同庁 舎第2号館内）	防災課	052-953-8357
			河川環境課	052-953-8151
福井県・滋賀県・京都府・ 大阪府・兵庫県・奈良県・ 和歌山県	近畿地方整備局	〒540-8586 大阪市中央区 大手町1-5-44 大阪合同庁舎 第1号館	防災課	06-6942-1141
			河川環境課	06-6942-1141
鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県	中国地方整備局	〒730-8530 広島市中区上 八丁堀6-30 広島合同庁舎第 2号館	防災課	082-221-9231
			河川計画課	082-221-9231
香川県・徳島県・愛媛県・ 高知県	四国地方整備局	〒760-8554 香川県高松市 サンポート3-33	防災課	087-811-8310
			河川管理課	087-811-8320
福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県	九州地方整備局	〒812-0013 福岡市博多区 博多駅東2-10-7 福岡第2合 同庁舎	防災課	092-471-6331
			河川環境課	092-471-6331
沖縄県	沖縄総合事務局	〒900-0006 沖縄県那覇市 おもろまち2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎2号館	防災課	098-866-1903
			河川課	098-866-1911

編集



**水管理・国土保全局**

防災課 ・ 河川環境課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

(代表電話) 03-5253-8111





現在位置 : [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [自主防災組織の活動について](#) 防災訓練事例集

## 防災訓練事例集

ページ番号76606

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2019年7月9日

## 防災訓練事例集

自主防災会で実施されている様々な防災訓練の様子を紹介しています。

### 自主防災会防災訓練活動事例集

[情報収集伝達訓練\(ファイル名:01.pdf サイズ:2.11 メガバイト\)](#)

情報収集や情報伝達訓練の活動事例です。

[消火訓練\(ファイル名:02.pdf サイズ:1.34 メガバイト\)](#)

消火訓練の活動事例です。

[避難訓練\(ファイル名:03.pdf サイズ:1.47 メガバイト\)](#)

避難訓練の活動事例です。

[救出・救護訓練\(ファイル名:04.pdf サイズ:1.92 メガバイト\)](#)

救出・救護訓練の活動事例です。

[給食・給水訓練\(ファイル名:05.pdf サイズ:301.15 キロバイト\)](#)

給食・給水訓練の活動事例です。

[夜間訓練\(ファイル名:06.pdf サイズ:522.52 キロバイト\)](#)

夜間訓練の活動事例です。

[水災訓練\(ファイル名:07.pdf サイズ:286.88 キロバイト\)](#)

水災害に対する訓練の活動事例です。

[図上訓練\(ファイル名:08.pdf サイズ:543.27 キロバイト\)](#)

図上訓練の活動事例です。

[事業所連携訓練\(ファイル名:09.pdf サイズ:1.04 メガバイト\)](#)

事業所と自主防災会の連携訓練の活動事例です。

[その他\(ファイル名:10.pdf サイズ:2.22 メガバイト\)](#)

その他の防災活動事例です。

[総合防災訓練\(ファイル名:11.pdf サイズ:2.99 メガバイト\)](#)

総合防災訓練の活動事例です。



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード \(無償\) してください。](#)

### お問い合わせ先

京都市 消防局消防団・自主防災推進室

電話 : 075-212-6692

ファックス : 075-212-6958

(c) City of Kyoto. All rights reserved.

# 自主防災活動事例集



## 『自主防災活動事例集』の使い方

この冊子は、自主防災組織のみなさまが抱えるさまざまな課題について、解決のヒントとなるように県内外の活動事例や参考となる情報をとりまとめたものです。

日ごろの活動で生じる課題に対する取組事例や情報が検索できるように整理しています。

いろいろな工夫をしながら活動している自主防災組織の取組を参考にして、地域の防災活動に活かしましょう。

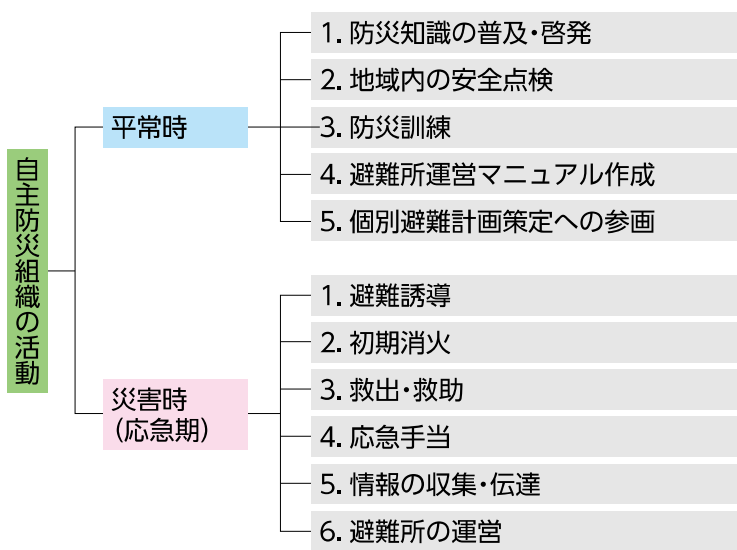
# はじめに

私たちは、数多くの災害経験をとおして災害の規模が大きくなるほど、行政機関や消防、警察、自衛隊などの応急救助機関の活動である「公助」のみでは限界があることを学んできました。

阪神・淡路大震災では、生き埋めや建物などに閉じ込められた人のうち、およそ95%の人が自力または身近な人に助けられたとされています。また、南海トラフ地震のような大規模災害では、県内各地で甚大な被害が同時多発的に発生するため、そうしたところ全てに「公助」を行き渡らせることはできません。

つまり、南海トラフ地震から命を守り、命をつないでいくためには、「公助」に加えて、自分の身は自分で守る「自助」や、近隣の人たちが互いに協力して助け合う「共助」がとても重要なのです。この「共助」の要になるのが自主防災組織です。

自主防災組織に期待される役割としては、例えば平常時では、災害に対して正しい知識を持ち、地域住民で共有すること、避難路の安全点検・維持管理を行うこと、いざというときに地域住民で避難所の運営ができるよう運営マニュアルの作成や運営訓練に参加すること、一人では避難することができない方のための個別の避難計画の策定にかかわること（避難支援者の一人となること）などが考えられます。また、災害時には、避難の誘導、初期消火、救助・救出の支援、負傷者の応急手当、避難所の運営、要配慮者の安否確認などが考えられます。



自主防災組織に期待されている役割をよ〜く理解するのじゃ



県では、地域防災力の要となる自主防災組織の設立や運営を支援してきました。その結果、県内の自主防災組織の組織率は、東日本大震災の前の64.6%から令和2年4月には96.8%にまで大きく増加し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識や活動が広く定着しつつあります。

一方で、各地で自主防災活動を実施する中で、以下のような課題も明らかとなってきています。

**地域の人たちが防災に関心を持ってくれない、地震に対して正しい知識を身につけたい、リーダーがいない、参加者が固定化している、活動がマンネリ化している、活動内容(訓練などの行事予定)を知らせる手段がない、どのような活動が効果的かわからない、など。**

この冊子では、こうした自主防災組織に期待する役割や課題を踏まえ、円滑かつ効果的に活動を実施していただくための参考となる事例や事業を紹介しておりますので、是非、ご活用ください。

# 目次

## ■ 自主防災組織の様々な課題を解決する取組対応表 ..... 1

### 01 正しい防災の知識を学ぼう

TOPICS	学習会を開催する	2
事例	浸水想定区域を地域で共有	2
TOPICS	高知県防災マップ	3
事例	地元小学生と連携した防災マップ作り	3
事例	防災すごろくを通じた防災学習	4
事例	防災ビンゴゲーム・防災劇	4
事業紹介	南海トラフ地震対策推進出前講座	5
事例	「こうち防災備えちよき隊」を活用する	5
事業紹介	起震車による揺れ体験	6
事例	災害を疑似体験して避難行動につなげる	6
TOPICS	負傷者の応急手当を行う	7
事例	消防署員による応急手当講習	7

### 02 情報発信を積極的にしよう

事例	LINE やチラシを活用して防災に取り組む	8
事例	地区防災連合会で防災新聞を発行	8

### 03 リーダーや人材の育成をしよう

事業紹介	自主防災組織人材育成研修	9
事業紹介	「防災士」養成講座	9

### 04 地域の自助の取組を支援しよう

TOPICS	高知家の南海トラフ地震への心得8カ条	10
事例	携帯トイレの使用体験訓練	11
TOPICS	家具の固定をしよう	11
事例	家具の固定に地域で取り組む	11

### 05 津波から命を守ろう

事例	自主防災組織が主体となって避難場所に備蓄を行う	12
事例	避難場所及び避難路の整備を行う	12
事例	避難路の維持管理を行う	13
事業紹介	「県内一斉避難訓練」、「地域みんなで自主防災訓練」に参加する	13
事例	黄色いタオルを使用した市内一斉安否確認訓練	14
TOPICS	津波を正しく理解する	14

## ■ 自主防災活動支援ツール ..... 31

### 06 避難所運営ができるようにしよう

TOPICS	避難所運営マニュアル作成の手引き	15
TOPICS	HUG(避難所運営ゲーム)に参加してみる	16
事例	防火クラブと自主防災組織の合同HUG研修	16
事例	避難所開設・運営訓練をする	17
事例	感染症対策を行う避難所運営訓練をする	17
事例	防災士が地域と連携した取組	18
事例	避難所で収容できなくなったときのために	18
TOPICS	避難場所と避難所の違い	18
事例	熊本地震の経験	19

### 07 要配慮者を支援しよう

事例	避難行動要支援者避難プランの作成	20
TOPICS	個別避難計画とは	20
事例	避難行動要支援者の避難訓練を実施	21
TOPICS	避難行動要支援者のための資機材整備	21
TOPICS	一般の避難所と福祉避難所	22

### 08 工夫を凝らした活動をしよう

事例	被災経験から高まった防災意識を活動につなげる	23
TOPICS	高知県自主防災組織知事表彰	23
事例	防災女子会の設立	24
事例	誰でも参加しやすい組織づくりの工夫	24
事例	大規模災害時の物資配送を自主防災組織が支援	25
事例	地区防災計画の策定	26

### 09 外部と連携した活動をしよう

事例	防災活動が活発な中学校と自主防災組織との連携	27
事例	自主防災組織のリーダーシップによる地域ぐるみの取組	27
事例	連絡協議会を利用した連携	28
事例	消防と連携した通信訓練	28

### 10 様々な災害・状況を想定した訓練をしよう

事業紹介	シェイクアウト訓練を実施する	29
事例	シェイクアウト訓練後の非常食試食会を実施	29
事例	みんなで逃げる「防災スイッチ」	29
事例	夜間での救助訓練及び負傷者搬送訓練	30
事例	地元の各組織と連携した防災訓練の実施	30

01 正しい防災の知識を学ぼう

02 情報発信を積極的にしよう

03 リーダーや人材の育成をしよう

04 地域の自助の取組を支援しよう

05 津波から命を守ろう

06 避難所運営ができるようにしよう

07 要配慮者を支援しよう

08 工夫を凝らした活動をしよう

09 外部と連携した活動をしよう

10 様々な災害・状況を想定した訓練をしよう

# 自主防災組織の様々な課題を解決する取組対応表

自主防災組織が抱える様々な課題について対応項目とページを記載しています。

課 題	対応項目 (ページ)
地域の人たちが防災に関心を持ってくれない	防災すごろくを通じた防災学習 (P4) 防災ビンゴゲーム・防災劇 (P4) LINE やチラシを活用して防災に取り組む (P8) 地区防災連合会で防災新聞を発行 (P8)
地震に対して正しい知識を身につけたい	学習会を開催する (P2) 起震車による揺れ体験 (P6) 自主防災組織人材育成研修 (P9) 「防災士」養成講座 (P9) 自主防災活動支援ツール (P31)
リーダーがいない	自主防災組織人材育成研修 (P9) 「防災士」養成講座 (P9) 防災女子会の設立 (P24) 誰でも参加しやすい組織づくりの工夫 (P24)
参加者が固定化している	地元小学生と連携した防災マップ作り (P3) 防災すごろくを通じた防災学習 (P4) 防災ビンゴゲーム・防災劇 (P4) LINE やチラシを活用して防災に取り組む (P8) 防災士が地域と連携した取組 (P18) 防災女子会の設立 (P24) 誰でも参加しやすい組織づくりの工夫 (P24) 防災活動が活発な中学校と自主防災組織との連携 (P27)
活動がマンネリ化している	地元小学生と連携した防災マップ作り (P3) 防災すごろくを通じた防災学習 (P4) 防災ビンゴゲーム・防災劇 (P4) 南海トラフ地震対策推進出前講座 (P5) 携帯トイレの使用体験訓練 (P11) 地区防災計画の策定 (P26) みんなで逃げる「防災スイッチ」 (P29)
活動内容(訓練などの行事予定)を知らせる手段がない	LINE やチラシを活用して防災に取り組む (P8) 地区防災連合会で防災新聞を発行 (P8)
どのような活動が効果的かわからない	学習会を開催する (P2) 高知家の南海トラフ地震への心得 8 カ条 (P10) 避難場所及び避難路の整備を行う (P12) 避難路の維持管理を行う (P13) 避難所開設・運営訓練をする (P17) 避難行動要支援者避難プランの作成 (P20) 避難行動要支援者の避難訓練を実施 (P21) 自主防災活動支援ツール (P31)



# 01 / 正しい防災の知識を学ぼう

## TOPICS

### 学習会を開催する

災害時に被害を最小限に留めるためには、地域住民が防災に関する正しい知識を身につけておく必要があります。そのためには、専門知識や経験を有する講師を招いて学習会を開催することが効果的です。

県では、そうした講師派遣のニーズにお応えするため、元県職員や防災士で構成する「こうち防災備えちよき隊」を結成しています。県内各地に無料で派遣することができますので、是非、ご活用ください。(5ページ参照)

#### ■学習会に活用できる DVD (P31ページ参照)

- ・南海地震対策啓発ドラマ「その日、その時・・・」

南海トラフ地震発生時から仮設住宅入居までに被災者が直面する様々な困難をドラマで表現しています。

- ・「津波から命を守るために・・・」

東日本大震災の津波の実際の映像や南海トラフ地震の津波の想定や備えについて紹介しています。

- ・「なんでだろう～応急手当の必要性」

応急手当の知識や技術を紹介しています。

#### ■起震車による揺れ体験 (6ページ参照)

県では、保有する 2 台の「起震車」を県内各地に巡回させ、地震の揺れを疑似体験していただくことで、防災について考えるきっかけ作りをしています。

問合せ先

高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課 TEL : 088-823-9317

## 事例

### 浸水想定区域を地域で共有

いの町の是友地区では、仁淀川や宇治川が氾濫した場合に備え、町が作成したハザードマップを活用し防災学習会を重ねながら、いざという時に命を守る行動がとれるよう取り組んでいます。

また、避難の際に配慮が必要な方に対し、どのような支援が必要となるか想定した訓練にも取り組んでいます。



浸水想定区域を確認する様子

是友・奥名自主防災会 [設立:平成16年度 世帯数:266世帯 人口:614人]

問合せ先

いの町総務課危機管理室 TEL : 088-893-1113

## TOPICS

### 高知県防災マップ

高知県防災マップでは、地震や津波、洪水、土砂災害などにより被害のおそれのある場所を知ることができます。

インターネットで「高知県防災マップ」と検索。

<http://bousaimap.pref.kochi.lg.jp/>



液状化ハザードマップ(高知県防災マップ)



避難場所マップ(高知県防災マップ)

問合せ先

高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課 TEL : 088-823-9317

## 事例

### 地元小学生と連携した防災マップ作り

高知市の鴨田校区連合防災会は、組織を立ち上げて以来継続して地域防災力の向上のための取組を実施しています。

また、連合防災会の分科会として、鴨田在住の防災士や防災に関心のある市民で「防災協力会」を立ち上げて活動を進めています。

令和元年12月には、地元の鴨田小学校5年生の約140人と、校区内を探索し、災害時に避難場所・避難所となる場所や、防災倉庫、AED の設置場所を落とし込んだ「鴨田校区防災マップ」を作成しました。現在、地域や各組織へ配布されています。



マップ作りの様子



鴨田校区防災マップ

鴨田校区連合防災会 [設立:平成20年度 世帯数:5,589世帯]

問合せ先

高知市地域防災推進課 TEL : 088-823-9040

## 事例

### 防災すごろくを通じた防災学習

四万十市防災士会では、市内の小学生に楽しみながら防災に関心を持ってもらうことを目的に、令和元年度に「防災すごろく(地震編)」を作成しました。

防災クイズや防災イベントをマスに組み込み、成功者に付与されるBポイント(防災ポイント)の獲得点数で勝負します。すごろくを通じて防災に関する知識を身に着けることができ、また競争性があることから、小学校で実施した防災学習では大変盛り上がりました。また、すごろくの指導方法は非常に簡単ですので、防災士が学校での防災学習に参画するために活用し易いツールにもなりうると考えています。

今後も、学校での防災学習や各種防災イベントの際にこのすごろくを活用していくと共に、風水害編の作成にも取り組んでいくこととしています。



防災すごろく「地震編」



小学校の防災学習で実施

**四万十市防災士会** 【設立:平成29年度 構成員:90人】

問合せ先

四万十市地震防災課 TEL: 0880-35-2044

## 事例

### 防災ビンゴゲーム・防災劇

安芸市の川向防災会では、防災訓練時や忘年会、親睦会等のイベントで「防災グッズビンゴ」を行っています。

出題者は、非常持ち出し袋に入れておくべきグッズをあらかじめカードに書き出しておき、袋か箱に入れておきます。参加者は、出題側が事前に作成したカードの中から非常持ち出し袋に入れる物9個をビンゴカードに書き込みます。

縦横斜め、どれでも2列そろったら「ビンゴ」です。

出題者はカードを引きながら、それぞれのグッズがなぜ必要なのか簡単な場面を挙げながら解説します。ゲームに参加しながら防災を楽しく学ぶ機会となります。

また、川向防災会では「一回かぎり座」を立ち上げ、県内で開催される講演会などで防災劇を行っています。

台本も防災会のメンバーが書いています。劇を行う地域の特色を盛り込み、避難所での困難のあれこれについて体験できるもの、子ども対象のアンパンマン防災劇などレパートリーを増やし楽しみながら活動を重ねています。

ヘルメット	ガムテープ	ラジオ
ろうそく	懐中電灯	めがね
水	ウェットティッシュ	マッチ

ビンゴカードのイメージ



防災劇「ifあなたならどうする? 避難所にて」の様子

**川向防災会** 【設立:平成17年度 世帯数:205世帯 人口:387人】

問合せ先

安芸市危機管理課 TEL: 0887-37-9101





## 南海トラフ地震対策推進出前講座

南海トラフ地震の特徴や必要な備えについて学ぶことができるように、こうち防災備えちよき隊の隊員が、皆さんがお住まいの地域へ出向き、講座を行います。

講義内容は、座学と実技のさまざまなメニューがあり、地域の実情に合わせた内容の学習を行うことができます。

申込方法は申込書に必要事項を記入の上、南海トラフ地震対策課または市町村防災担当課までメールまたは FAX でお申し込みください。申込は 1 ヶ月前までをお願いします。

ホームページ : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/2019031400176.html>

メールアドレス : [010201@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:010201@ken.pref.kochi.lg.jp)

FAX:088-823-9253



### 「こうち防災備えちよき隊」隊員

NPO 法人 地域の安全を図る会 [http://www16.plala.or.jp/kochi\\_anzen/](http://www16.plala.or.jp/kochi_anzen/)

- ・元県職員で組織されている。
- ・会員数 124名(令和元年5月現在)
- ・平成23年5月から南海トラフ地震に関する啓発講座を実施

NPO 法人 日本防災士会高知 <http://bousaishikochi.watson.jp/>

- ・地域防災力の向上を担う防災リーダーとして地域で活躍中
- ・会員数 55名(令和2年2月現在)
- ・防災訓練や図上訓練の指導実績も豊富

### 事例

## 「こうち防災備えちよき隊」を活用する

令和2年度の県政出前講座を紹介します。

受講団体 : 香美市土佐山田町北本町上一丁目防災会 17名

香美市土佐山田町北本町上一丁目防災会が開催した防災学習会で、「南海トラフ地震の基本情報と自主防災対策」をテーマに、17名の方が参加されて、昨年度に引き続き県政出前講座【座学】を実施しました。講演の後、防災会副会長から「プラザ八王子避難所運営マニュアル」の事例についての説明があり、その後、「災害時に活用できる防災体操」の実技指導が行われました。



防災学習会の様子

※ NPO 法人 地域の安全を図る会のホームページより引用

問合せ先

高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課 TEL : 088-823-9317

## 解説

### 地震の揺れを疑似体験する

防災に関する学習会や研修会を行う際に、講師による講義だけでなく、地震の揺れを体験したいと思われるかもしれません。

県では、保有する2台の「起震車」を県内各地に巡回させ、地震の揺れを疑似体験していただくことで、防災について考えるきっかけ作りをしています。



## 事業紹介

### 起震車による揺れ体験

地域で、防災対策の一環として地震の揺れを疑似体験したいときには、防災学習会や研修会とあわせて、**昭和南海地震や東日本大震災など10種類の地震**が再現できる「起震車による揺れ体験」をおすすめします。

まずは、お住まいの市町村担当課に**一般開放日の状況**を確認していただき、お申し込みください。

起震車巡回の経費はかかりませんが、注意事項をよくご確認のうえ、起震車体験に対する**イベント保険等への加入**を忘れずにお願いします。

※巡回申し込みは、イベント実施の2ヶ月前から10日前までの申し込みをお願いしています。詳しくは下記のURLから確認してください。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/kishinsya-yuretaiken.html>  
または、「高知県 起震車」と検索。



## 問合せ先

お住まいの市町村役場または高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課 TEL：088-823-9317

## 事例

### 災害を疑似体験して避難行動につなげる

いの町の天王地区自主防災会連合会では、学習会など講師による講義だけでなく、土石流3Dシアター(四国山地砂防事務所)での土砂災害の疑似体験や火災時の煙体験を通して、災害の恐ろしさやどのように避難行動につなげるのかイメージを持つ取組を実施しています。



土石流3Dシアターを体験する様子

**天王地区自主防災会連合会** [世帯数:1,619世帯 人口:3,895人]

## 問合せ先

いの町総務課危機管理室 TEL：088-893-1113

## TOPICS

### 負傷者の応急手当を行う

県がまとめた南海トラフ地震の被害想定の中で県内の負傷者の数は最大でおよそ 3万6000 人です。がれきで道がふさがれて救急車が現場に到着できなかつたり、医療機関にケガ人が殺到したり、多くの人はずっと治療を受けることができないことが予想されています。そのため、応急手当の方法を覚えておく必要があります。

応急手当の正しい方法を学ぶためには、実際にやってみることが大切ですので、各地域の消防署が行う応急手当の講習会に参加することが効果的です。

応急手当の参考となるものをご紹介します。

#### ■応急手当の講習会に参加する

日本赤十字社や各消防本部で応急手当の講習会を開催しています。

詳しくは、下記の URL にアクセスしていただき連絡先をご確認のうえ、お問い合わせください。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/oukyuuteate.html>



#### ■応急手当を DVD で学ぶ

県では、応急手当の必要性を知っていただくため、「なんでだろう～応急手当の必要性」を制作しました。

YouTube で公開しており、DVD の貸出も行っています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/movie/docs/oukyuuteate-nandedaro/>



#### ■応急手当パンフレット「南海トラフ地震に備えて応急手当」

パンフレットでは、南海トラフ地震発生時に覚えておきたい「寝かせ方」「運び方」「きず」「突き指・ねんざ・やけど」「骨折」の 5つを紹介しています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/oukyuuteate.html>



## 事例

### 消防署員による応急手当講習

四万十町の米奥地区自主防災組織では毎年、四万十川での川遊びが始まる時期に備え、消防署員を講師に招き、応急手当講習(救命入門コースや普通救命講習 I)を実施しています。

こういった特殊技能は、毎年反復して学習することで身に付くものであり、いざという時に躊躇することなく救助活動が実施できるよう継続した取組が重要です。



救命入門コース

**米奥地区自主防災組織** 【設立:平成25年度 世帯数:274世帯 人口:483人】

問合せ先

四万十町危機管理課 TEL : 0880-22-3280

# 02 情報発信を積極的にしよう

## 解説

### 防災新聞やインターネットを活用する

訓練や学習会などの自主防災活動に、多くの住民に参加していただくには、そうしたイベントの開催情報を広く周知することが重要です。また、活動実績や活動から明らかとなった課題などを共有し、外部へ発信することは、地域全体の防災力向上につながります。

情報の発信・共有の手段として、回覧板などの他、防災新聞の発行やブログ、SNSなどを上手に活用している組織があります。

## 事例

### LINE やチラシを活用して防災に取り組む

いの町の池ノ内地区自主防災会では幅広い世代に情報発信するため、LINE アプリのグループ機能を活用して防災訓練の周知や避難情報、避難所の開設などの情報を提供しています。周知方法として、防災訓練の案内チラシにグループのQRコードを載せて周知を行っています。

また、防災訓練を行う際には、チラシを工夫するなど幅広い世代が気軽に参加してもらえる様に取り組むほか、集会所(避難所)を拠点に、婦人部などと連携して一緒にマップを広げて地域の危険箇所の洗い出しや避難路の確認などの防災活動を行っています。



工夫された訓練案内チラシ  
(右下)LINEの登録案内

**池ノ内地区自主防災会** [設立:平成15年度 世帯数:174世帯 人口:382人]

問合せ先

いの町総務課危機管理室 TEL: 088-893-1113

## 事例

### 地区防災連合会で防災新聞を発行

南国市の岡豊地区防災連合会は、地震などの大規模災害に備えて各自主防災組織が相互に連携を図ることを主な目的として結成されました。特に地区全体の連絡網の構築と情報交換に力を入れて活動をしています。

その一環として防災新聞の発行を継続して行っています。

新聞の発行が岡豊地区に即したきめ細かい防災啓発や防災を通じた「地域のつながり強化」の役割も果たしています。



岡豊防災連合会回覧新聞  
(令和元年6月22日発行)

**岡豊地区防災連合会** [設立:平成28年度 組織数:13組織で結成]

問合せ先

南国市危機管理課 TEL: 088-880-6575

# 03 / リーダーや人材の育成をしよう

01 正しい防災の知識を学ぼう

02 情報発信を積極的にしよう

03 リーダーや人材の育成をしよう

04 地域の自助の取組を支援しよう

05 津波から命を守ろう

## 解説

### リーダーとなる人材を育成する

現在の自主防災組織の課題のひとつとして担い手不足が挙げられます。

県では、こうした課題を解決するために「自主防災組織人材育成研修」や「防災士養成講座」を開催しています。自主防災組織のリーダーは、こういった研修に参加し、防災に関する基本的な知識と技術を身につけ、日頃から住民の防災意識を高めることができるように努めましょう。

#### ■自主防災組織人材育成研修

自主防災組織のメンバーを中心に、防災に関する知識や技能を習得するための研修を開催しています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/jinzaiikusei.html>

#### ■「防災士」養成講座

地域や事業所での防災の担い手として、「防災士」を養成する講座を実施しています。

[https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/27bousai\\_shi.html](https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/27bousai_shi.html)



## 事業紹介

### 自主防災組織人材育成研修

県では、自主防災組織の活動に必要な知識や技能等を習得するための研修を行うことで、地域の災害対応能力の向上を図ることを目的として、自主防災組織のメンバーや防災士、市町村職員を対象に、防災に関する知識や技能を習得するための研修を毎年、中部・東部・西部の3ヶ所で開催しています。

令和元年度	参加者数
中部会場	56名
東部会場	22名
西部会場	55名



## 事業紹介

### 「防災士」養成講座

県では、地域防災力の向上を図るため、地域や事業者での防災活動の担い手となる「防災士」を養成する講座を実施しています。

#### ■「防災士」とは（日本防災士機構ホームページより抜粋、一部編集）

「自助」、「共助」、「協働」を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人です。

#### ■資格取得者は、全国に200,000人超！

現在、全国に205,896人（令和3年2月末時点）が資格を取得しており、今後の活躍が期待されています。

※事業実施前の平成25年5月末の県内の資格取得者数は286人でしたが、令和3年2月末時点では、4,806人まで増加しています。



防災士取得までの流れ

問合せ先

高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課 TEL：088-823-9317

# 04 地域の自助の取組を支援しよう

解説

## 自助の啓発を行う

自主防災組織に期待されていることは、共助ではありません。地震や津波のリスクから地域住民を守るためには、自助の取組が徹底されていなければなりません。そうした自助の取組を地域でしっかり実施していただけるよう啓発していくことが、自主防災組織の大きな役割の一つになります。

### TOPICS

## 高知家の南海トラフ地震への心得8カ条

自主防災組織の皆様から地域の皆様に実施を促していただきたい取組は、以下の8つです。

- 1 **古い住宅を耐震化しよう**  
(昭和56年5月以前に建てられた建物については、まず、耐震診断を行ってください)
- 2 **家具などの転倒防止対策を実施しよう**  
(ほとんどの市町村で家具の固定作業を無料で実施してくれる制度があります)
- 3 **津波から身を守ろう**  
(揺れがおさまったら、警報や呼びかけを待たずに、とにかく急いで避難してください)
- 4 **ハザードマップや最寄りの避難場所、避難所の確認をしておこう**  
(地域のリスクを正しく知り、避難する場所を把握しておきましょう)
- 5 **備蓄をしっかりやっておこう**  
(3日分以上の水、食料、トイレ袋の備蓄を必ず実施しましょう)
- 6 **避難所の開設・運営が自分たちでできるようにしておこう**  
(運営マニュアル作成や開設訓練に是非参加しましょう)
- 7 **自主防災組織の活動に積極的に参加しよう**  
(自主防災組織は共助の要です)
- 8 **お年寄りや障害のある人などを積極的に支援しよう**  
(自分や家族の安全を確保したうえで、近所のお年寄りや障害のある人などに声をかけをしたり、避難を手伝ってあげましょう)



高知家の南海トラフ地震への心得8カ条は全世帯に配布している防災啓発冊子「南海トラフ地震に備えよき」に詳しく書かれていますので是非ご覧ください。インターネットからも確認できます。



URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/sonaetyoki-pumphlet.html>

# 地域の自助の取組を支援しよう

01 正しい防災の知識を学ぼう

## 事例 携帯トイレの使用体験訓練

香美市の中村4防災会では、大規模地震の発災時等に避難所の水洗トイレが使用できなくなる場合に備えて、携帯トイレの使用体験訓練を行いました。

現在、家庭で携帯トイレを準備している方は35%程度であり、中村4自主防災会でも、今後更なる普及を図るために携帯トイレの使用体験訓練を実施しました。

訓練後にアンケートを実施した結果、約90%の方が使用が簡単だったとの回答だったため、これから非常用品として準備することを検討しています。



トイレセット

**中村4防災会** [設立:平成25年度 世帯数:56世帯 人口:123人]

問合せ先

香美市防災対策課 TEL: 0887-52-8008

02 情報発信を積極的にしよう

## TOPICS

### 家具の固定をしよう！

建物が倒壊しなくても、大きな家具や家電製品が転倒すると、死亡したり、大けがをしたり、避難の妨げとなったりします。南海トラフ地震での家具等の転倒による想定死傷者数は、約2,500人に上ると想定されています。

家具の転倒防止対策は、住宅の耐震化と比べて軽視されがちですが、自分や家族の命を守るために、必ず固定をしておきましょう。

ほとんどの市町村には、家具の固定を無料で実施してくれる制度がありますので、自主防災組織の皆様は、是非この制度を地域で周知していただき、地域の家具固定を促進していただくようお願いいたします。制度について詳しくは各市町村防災担当課までお問い合わせください。

03 リーダーや人材の育成をしよう

04 地域の自助の取組を支援しよう

## 事例 家具の固定に地域で取り組む

中土佐町では、町が実施している家具固定事業は、役場へ申請が必要であるため、移動手段を持たない高齢者の方などは煩わしさから申請をためらう実態がありました。

このため、自主防災会では、事業の地区全体への波及のために、事業の周知活動や申請の取りまとめを行っています。

令和2年度は、地区で30件の申請を目標に活動しています。

**笹場自主防災組織** [設立:平成19年度 世帯数:87世帯 人口:205人]

問合せ先

中土佐町総務課危機管理室 TEL: 0889-52-2211

05 津波から命を守ろう

# 05 津波から命を守ろう

## 事例

### 自主防災組織が主体となって避難場所に備蓄を行う

土佐清水市では各地区の自主防災組織が中心となって、食糧や資機材などの備蓄を進めています。以布利自主防災組織では、500人分の食糧(1日3食分)を備蓄するため、毎年地域でアルファ米や水などを購入しています。

自主防災組織の役員の集まりや、避難場所の清掃時に合わせて倉庫内の備蓄品や資機材の確認等を行っています。

#### ●整備内容

- ・食糧(アルファ米、水)
- ・保温マット
- ・簡易トイレ
- ・カセットコンロ
- ・その他(草刈機、ヘルメット、担架、投光器など)



資機材の点検



食料の備蓄

**以布利自主防災組織** [設立:平成15年度 世帯数:260世帯 人口:502人]

問合せ先

土佐清水市危機管理課 TEL:0880-87-9077

## 解説

### 避難場所や避難路の維持管理

いざという時に安全に避難するためには、避難場所や避難路の維持管理を行っておく必要があります。防災訓練や一斉清掃など、人が集まる地区の行事に合わせて草刈りをするなど維持管理に努めましょう。

## 事例

### 避難場所及び避難路の整備を行う

須崎市の南地区地域防災連絡協議会では、9つの自主防災組織で組織されており、地域の避難場所や避難路の整備を行っています。

避難路の避難誘導灯の設置や、避難場所の清掃と維持管理を兼ねた草刈りを行っています。



**南地区地域防災連絡協議会** [設立:平成13年度 世帯数:509世帯 人口:987人]

問合せ先

須崎市地震・防災課 TEL:0889-42-1236



# 津波から命を守ろう

01 正しい防災の知識を学ぼう

## 事例

### 避難路の維持管理を行う

土佐市の寺山自主防災組織では、いざという時に備えて、避難路の維持管理を行っています。普段使っていない避難路は草刈りなどの維持管理をしておかなければ避難路として使うことができません。定期的に自主防災組織が中心となって避難路の維持管理に努めています。



避難路の維持管理の様子

#### 寺山自主防災組織

〔設立:平成19年度 世帯数:59世帯 人口:121人〕

問合せ先

土佐市防災対策課 TEL : 088-852-7607

02 情報発信を積極的にしよう

03 リーダーや人材の育成をしよう



### 「県内一斉避難訓練」、「地域みんなで自主防災訓練」に参加する

県では、11月5日の「津波防災の日」、「世界津波の日」と合わせて訓練を行っています。要配慮者避難や最短ルートで避難できない場合、夜間や早朝など様々な状況を想定して訓練を行いましょう。

#### ■県内一斉避難訓練

地震による津波土砂崩れや建物倒壊、火災などを想定した避難訓練を県内一斉に行っています。実際に避難して避難場所や避難路の問題点を確認しましょう。

#### ■地域みんなで自主防災訓練

それぞれの市町村やお住まいの地域で炊き出し、消火、救助救出訓練、救命講習、防災学習など地域の実情に合わせた訓練や学習会を行いましょう。



04 地域の自助の取組を支援しよう

05 津波から命を守ろう

問合せ先

高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課 TEL : 088-823-9317

## 事例

### 黄色いタオルを使用した市内一斉安否確認訓練

四万十市自主防災会連絡会議では、地区内安否確認訓練を「黄色いハンカチ大作戦」と題し、市内一斉で実施しました。

「黄色いハンカチ大作戦」とは、安全が確保された家庭は、黄色いタオル等の目立つ布などを玄関先に各自で掲示する、真に救助が必要な家庭を速やかに把握することができるようにする取組です。

訓練は、市内一斉シェイクアウト訓練の実施後、市が事前に配布した黄色いタオルを玄関先やポストなどに掲示し、それを各自主防災組織が確認して回るというものです。今回の訓練では、市内の約6割の世帯が参加しました。更にこの制度が市民の皆さんに浸透するよう、今後も継続して取り組んでいきます。



黄色いタオルの掲示状況

四万十市自主防災会連絡会議 [設立:平成24年度 構成員:市内167組織]

問合せ先

四万十市地震防災課 TEL:0880-35-2044

## TOPICS

### 津波を正しく理解する



#### ■ 津波の特徴

- 津波の波長(波の山から山までの距離、南海トラフ地震の場合は約50km)は長く、深海ほど速く伝わり、浅くなれば速度は遅くなりますが波高は高くなる性質があります。
- 地震の発生位置(震源)や規模(マグニチュード)により、予想される到達時間や高さは違ってきます。
- 引き潮から始まるとは限りません。
- 津波が押し寄せてくると、膝上の高さでも、人は立っていることができません。
- 津波は繰り返し襲ってきます。第一波が最も大きいとは限りません。

#### ■ 津波の脅威

- 津波は川をさかのぼり溢れさせることがあります。
- 平野部は沿岸から離れた場所でもより注意が必要です。東日本大震災では平野部で内陸に5km以上津波が遡上しています。
- 須崎湾のようなV字湾などでは津波のエネルギーが湾の奥に集中し、波高が高くなる場合があります。
- 引き波は流れが強く、壊れた家や船などは沖に流されます。
- 地球の反対側からでも津波は太平洋を伝わり、被害を及ぼします。

(例:昭和35年チリ地震津波)

# 06 避難所運営ができるようにしよう

06 避難所運営ができるようにしよう

07 要配慮者を支援しよう

08 工夫を凝らした活動をしよう

09 外部と連携した活動をしよう

10 様々な災害状況を想定した訓練をしよう



## 避難所運営マニュアルを作成する

南海トラフ地震が発生すると広域に大規模な被害が発生し、公的な支援活動が避難所運営まで届かないことが予想されます。そのため、地域の住民で避難所運営を円滑に行うために、地域で協力して準備を進めておくことが重要です。

避難所運営マニュアルを作成する際の参考となるツールを紹介します。

### TOPICS

## 避難所運営マニュアル作成の手引き

県では、大規模災害時に地域住民が主体となって在宅の避難者も含めた避難所運営が可能となるよう、平成20年度に策定した「避難所運営のための手引き」を大幅に見直し、「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き(第1版)」として公表しています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/2014110500044.html>



## 避難所運営マニュアル作成ノウハウ集

実際に自主防災組織の活動で避難所運営マニュアルを作成しようとした場合、マニュアル作成のノウハウがあれば、作成の助けになるのではないのでしょうか。

県では、避難所運営マニュアルの作成を支援していくことが必要であると考え、学校や集会所などの背景の異なる避難所を県内で10箇所選定し、市町村職員や地域住民、学術機関等も含めて、マニュアルづくりを実施し、得られた作成内容やノウハウを「避難所運営マニュアル作成ノウハウ集」として公表しています。

### 避難所運営マニュアル作成ノウハウ集



HUGによるイメージ共有



避難所運営ルールの掲示



<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/2014110500044.html>

問合せ先

高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課 TEL : 088-823-9317

## TOPICS

### HUG(避難所運営ゲーム)に参加してみる

大規模災害が発生して、もし、あなたが避難所の運営をしなければならなくなったとき、避難所に殺到する人々やでき事にどう対応すれば良いでしょうか。

HUGは、避難所の運営をみんなで考えるためのツールとして静岡県で開発されました。避難者の年齢、性別、国籍のほか、それぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こるさまざまなでき事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。

HUGは、H(Hinanjo=避難所)、U(Unei=運営)、G(Game=ゲーム)の頭文字を取ったもので、「抱きしめる、受入れる」という意味の英単語と同じ表記となり、避難者をやさしく受入れる避難所のイメージと重ね合わせて名づけられています。

県では、避難所運営ゲーム(HUG)の貸出を行っています。  
詳しくは南海トラフ地震対策課までお問い合わせください。



問合せ先

高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課 TEL: 088-823-9317

## 事例

### 防火クラブと自主防災組織の合同 HUG 研修

高知市のみさと女性防火クラブと十津小学校区防災連合会が共催で避難所運営ゲーム(HUG)研修を行いました。

様々な事情を抱える人たちが避難所を訪れる状況の対応を考える中で、現状の避難所運営マニュアルやそれに基づく訓練の見直しをする必要があると感じました。また、病気の方や障害のある方に対応する際は、医療知識を持つ方の協力も必要という意見も出ました。合同で実施したことによって、新たな気づきも多くあり、有意義な研修となりました。



HUGの様子

今後はさらに、「生活者の視点から考える避難所運営」を学んだり、感染症対策などを課題として、できるだけ現実に即した検討・訓練を行っていく予定です。

十津小学校区防災連合会 [設立:平成24年度 世帯数:1,351世帯]

問合せ先

高知市地域防災推進課 TEL: 0880-823-9040

# 避難所運営ができるようにしましょう

06 避難所運営ができるようにしましょう

## 事例

### 避難所開設・運営訓練をする

土佐清水市の大岐自主防災会では、家庭・地域の防災意識を高め自ら考え行動ができるように小学校と連携し、避難所開設訓練を行いました。避難所がスムーズに開設できるよう受付の設置や誘導、食料・物資の割り振り、負傷者の状態確認等を行いました。



#### 大岐自主防災会

〔設立:平成17年度 世帯数:171世帯 人口:296人〕

問合せ先

土佐清水市危機管理課 TEL : 0880-87-9077

07 要配慮者を支援しよう

## 県外事例

### 感染症対策を行う避難所運営訓練をする

埼玉県の春日部市では、令和2年8月30日、武里市民センターで市と武里公隣防災対策連絡協議会(武里地区内の四つの自主防災組織と武里地区公民館が広域連携し設立)の共催で、コロナ禍を想定した避難所開設・運営訓練を実施しています。

この訓練は、新型コロナウイルスが収束しない中で避難所を開設する場合、感染症対策に万全を期す必要があることから実施されています。

訓練では、非接触型体温チェッカーを使用した検温や健康チェックリストによる健康状態の確認、体調不良者用の避難エリアの設営や紙管を使用した間仕切りの設置などを行いました。コロナ禍での避難所開設・運営をリアルに想定した訓練に、参加者は真剣な表情で取り組んでいました。



※訓練の様子  
※春日部市 HP から引用

参加者からは「コロナ禍を想定した避難所開設運営訓練は初めてだったので、貴重な経験ができた。これから台風のシーズンになるので、その前に訓練できたことも有意義だった」と話があり、価値ある訓練となった様子でした。

08 工夫を凝らした活動をしよう

09 外部と連携した活動をしよう

問合せ先

高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課 TEL : 088-823-9317

10 様々な災害状況を想定した訓練をしよう

避難所の運営は地域の住民で  
できるようにしておくのじゃ



## 事例

### 防災士が地域と連携した取組

四万十市防災士会では、市内の小学生に楽しみながら防災に関心を持ってもらうことを目的に、避難所宿泊体験訓練(防災キャンプ)を平成30年度、令和元年度に実施しました。

防災士会の会員が講師となり、耐震性貯水槽や浄水機、自家発電施設の使用方法を学習すると共に、防災かまどを使用した炊き出し訓練、避難所の設営訓練を行いました。

訓練最後の意見発表では、避難所での集団生活の大変さや地域の人の協力の重要性を訴える参加者が多く、また皆一様に今後も地域や学校での防災訓練に積極的に参加したいとの意見が出されました。

また、防災士会の会員としても、避難所生活における様々な課題、その対処方法を考えることのできる大変貴重な機会となるため、今後各地区でも同様の取組を展開する予定です。



避難所の設営訓練



耐震性貯水槽の使用訓練

**四万十市防災士会** 【設立:平成29年度 構成員:90人】

問合せ先

四万十市地震防災課 TEL:0880-35-2044

## 事例

### 避難所で収容できなくなったときのために

室戸市の佐喜浜町浦地区は、南町、北町、中町、西町の4地区から成り立ち、室戸市内では規模の大きい自主防災組織です。

人口が多いため、発災時にすべての避難者を地区の避難所へ収容できず、避難所へ入れなかった住民は避難場所で滞在することが想定されています。そのため、避難場所で滞在するための備えとして、地区の防災倉庫の中に3~4人程度が寝泊まりできる簡易テントを備蓄し、テントを建てる土地も地区で決めています。

また、小・中学校と連携した訓練を行っており、平成30年度には地元の中学生在が自主防災組織と連携し、テントの組み立て及び片付けのマニュアルを作成しています。



組み立て訓練のようす



備蓄しているテント

**浦区自主防災組織** 【設立:平成13年度 構成員:335組織】

問合せ先

室戸市防災対策課 TEL:0887-22-5132

## TOPICS

### 避難場所と避難所の違い

**避難場所**…津波などの災害から一時的に避難する場所(高台や津波避難タワーなど)

**避難所**…災害時に自宅での生活が困難な場合に、一定期間生活する場所(学校の体育館など)

06 避難所運営ができるようにしましょう

07 要配慮者を支援しよう

08 工夫を凝らした活動をしよう

09 外部と連携した活動をしよう

10 様々な災害状況を想定した訓練をしよう

# 避難所運営ができるようにしましょう

06 避難所運営ができるようにしましょう



## 過去の避難所運営に学ぶ

平成28年4月14日21時26分、熊本県熊本地方を震源とする地震が発生し、熊本県益城町で震度7を観測しました。熊本の県と市町村では、4月23日～5月18日にかけて職員を6班編成して派遣し、益城町広安西小学校における避難所運営の支援を行ないました。ここでは、実際に派遣された職員の声をいくつか紹介します。

07 要配慮者を支援しよう



## 熊本地震の経験 益城町広安西小学校における避難所運営支援

### ■居住スペース区割り

○当初は避難した時の状態のままで、区画もバラバラなうえ女性や障害者等の要配慮者への配慮がなされていない部分がありました。後日、パーティションや段ボールベッドを活用した居住スペースが確保されたことで、プライバシーが守られ、避難者の体力消耗や精神衛生上のストレスが軽減されたと思われます。

○居住スペースの区割りの事前検討が必要でした。

### ■トイレ

○トイレは感染症リスクがあるため、仮設トイレを配備するだけでなく、トイレ清掃用品、石鹼、消毒液等の備蓄も必要です。

○人目に付く場所、降雨に対応できる場所及び夜間でも使い勝手の良い場所にトイレを設置する必要があります。

○初期の仮設トイレは和式のみであり、高齢の方や足が不自由な方には不便でした。

### ■食料・物資の配給

○在宅避難者への物資配布のルール作りが必要と感じました。

○物資は多く届きましたが、避難者ニーズの全てを網羅することはできず、不足物資(お茶や乳幼児用及び大人用おむつ等)も発生しました。

### ■情報共有

○避難者の方々は、スタッフ側が思うよりも情報を欲していました。避難所設置当初から避難者の方々にも避難所運営にたずさわっていただけるようなルール作りが必要と感じました。

### ■その他

○避難所ごとの運営マニュアルの作成と継続的な更新が大切だと感じました。



避難所の状況



仮設トイレの設置



掲示板による情報共有

08 工夫を凝らした活動をしよう

09 外部と連携した活動をしよう

10 様々な災害状況を想定した訓練をしよう

問合せ先

高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課 TEL：088-823-9317

# 07 要配慮者を支援しよう

## 解説

### 個別避難計画の作成

県と市町村では連携して災害時に要配慮者が円滑に避難できるよう、「個別避難計画」の作成を推進しています。個別避難計画の作成は地域の住民の方の協力が不可欠です。地域で協力して要配慮者を守る取組を行いましょ。県内には、市町村と自主防災組織が協力し、個別避難計画の作成や訓練を行うなど積極的に要配慮者支援対策を行っている自主防災組織があります。

## 事例

### 避難行動要支援者避難プランの作成

四万十町の志和地区自主防災組織では、高齢者や障がい者など災害時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」に対しては、個別避難計画を作成しています。

特に沿岸地域においては、津波からの避難ということで、限られた時間内での避難が求められることから、より実効性のある避難計画が必要のため、一人一人に合ったオリジナルの「避難プラン」の作成に取り組んでいます。

作成にあたっては、自主防災組織が中心となって民生員等の協力を得ながら、実際に避難所要時間の計測や、避難路の状況の確認、また屋内の揺れ対策などを行い、その結果を基に、その方の支援の方法や体制の検討を行っています。



聞き取り調査の実施



避難所要時間の計測

**志和地区自主防災組織** [設立:平成15年度 世帯数:126世帯 人口:223人]

問合せ先

四万十町危機管理課 TEL:0880-22-3280

## TOPICS

### 個別避難計画とは

個別避難計画は、避難行動に支援が必要な方が、「災害時に、誰(避難支援者)が、どこ(避難場所等)に、どのような手段(徒歩・車いす等)で避難支援するのか」などについて定めた個人ごとの避難支援の計画です。

※市町村が計画の策定を進めていますので積極的に参加しましょう。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060101/youhairyo.html>

問合せ先

高知県 地域福祉部 地域福祉政策課 TEL:088-823-9089



# 要配慮者を支援しよう

06 避難所運営ができるようにしよう

## 事例

### 避難行動要支援者の避難訓練を実施

高知市の初月地区防災連合会では、南海トラフ地震発生時に高齢者や障がい者などの自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」の避難支援を行うため、「個別避難計画」の策定に取り組み、713名分策定しました。

令和元年度は、その「個別避難計画」を基に避難訓練を行いました。また、各自主防災組織ごとに防災学習や消火栓を使った訓練なども併せて行いました。

訓練には当初予定していた人数より多くの参加があり、防災意識の高さが伺えました。訓練終了後は避難してくるまでの危険な箇所等の情報交換を行いました。



学習会の様子



訓練の様子

**初月地区防災連合会** [設立:平成25年度 世帯数:6,173世帯 人口:13,847人]

問合せ先

高知市地域防災推進課 TEL:088-823-9040

07 要配慮者を支援しよう

08 工夫を凝らした活動をしよう

09 外部と連携した活動をしよう

10 様々な災害状況を想定した訓練をしよう

## TOPICS

### 避難行動要支援者のための資機材整備



避難行動要支援者の避難行動を支援するための方法として、リヤカーや担架などを活用することが有効です。

#### ■リヤカーや車椅子を使用した避難訓練

奈半利町法恩寺地区自主防災組織で災害時要配慮者避難訓練を行いました。南海トラフ地震による津波の発生を想定し、避難に配慮が必要な方にリヤカーや車椅子、担架を使った支援などを行い、津波到達時間内に避難を完了できるか確認するという内容で訓練を行いました。訓練では、車いすに持ち手を取り付けてリヤカーのように運べる用具や座ったままで運べる担架などを試してみました。



避難路は坂や階段があるため、車いすでの支援も重労働でしたが、時間内に避難を完了することができました。

#### ■担架を使用した避難訓練

大月町安満地(あまじ)地区では、消防署から20～40kgの人形3体を借りてきて、担架に乗せ浸水区域から避難場所まで運びました。要配慮者の訓練は今回が初めてだったため、要配慮者本人ではなく人形を運んで訓練を行いました。



避難行動要支援者の避難を支援するためのリヤカーや担架などの資機材の購入にかかる費用は高知県地域防災対策総合補助金で補助を行っています。詳しくは31ページ「自主防災活動支援ツール」参照

## TOPICS

### 一般の避難所と福祉避難所

避難所には、学校の体育館などを活用した一般の避難所の他に、障害や病気をお持ちの方など避難生活に特別な支援を必要とする方が避難する福祉避難所があります。



市町村では、福祉避難所の確保を進めていますが、現在の福祉避難所の確保状況では、すべての要配慮者の受入れを行うことは困難であり、一般の避難所で比較的障害の程度が軽く、支援の度合いが低い要配慮者を受入れる必要があります。

福祉避難所の開設には時間を要するため、また、限られた福祉避難所に障害の程度が重い、支援の度合いが高い要配慮者に入っていたりするため、一旦、すべての要配慮者に一般の避難所に避難していただき、そこで福祉避難所に移送していただく方を決め、移送することになります。

ただし、個別避難計画を作成している場合など、状況により一般の避難所を経由せず、直接福祉避難所に避難する場合があります。

### 一般の避難所での要配慮者対応

県では、「要配慮者の特性に応じた避難所における要配慮者支援ガイド」を令和2年度に作成しました。

本ガイドは、避難所の運営に携わる方が、要配慮者の特性や避難所での困りごとを理解し、必要に応じて手助けが行えるよう支援や対応方法をまとめたものです。避難所で要配慮者の支援に携わる際に参考にしてください。

県では今後、要配慮者の避難所での受入れについて学ぶことができる動画を制作することを検討しています。



<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/2020082500159.html>

問合せ先

高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課 TEL : 088-823-9317

06 避難所運営ができるようにしよう

07 要配慮者を支援しよう

08 工夫を凝らした活動をしよう

09 外部と連携した活動をしよう

10 様々な災害・状況を想定した訓練をしよう

# 08 工夫を凝らした活動をしよう

06 避難所運営ができるようになりよう

07 要配慮者を支援しよう

08 工夫を凝らした活動をしよう

09 外部と連携した活動をしよう

10 様々な災害状況を想定した訓練をしよう

## 事例

### 被災経験から高まった防災意識を活動につなげる

#### ■地域の住民だけで避難所運営に取り組む

中土佐町の笹場自主防災会では、大規模災害時に開設する避難所の運営マニュアル策定会への参加を通じて、地区住民が主体となる避難所運営を計画し、風水害時においても行政の指示を待たず、自主的に避難所を開設することとしました。

実際の運営は訓練以上に得るものが多く、大規模災害時の運営に活かされます。笹場地区のノウハウが町内の他地域にも広がることが期待されています。

#### ■地域で避難マップを作る

地区で過去の災害時に発生した冠水やがけ崩れなどの情報を持ち寄り、災害に弱い場所を知ることで、安全に避難できる経路を記載した避難マップを作成しました。

このマップは、普段から目に見えるようにしておくという考えから、地区の防災役員の連絡先とともに、地区内の全世帯に配布されています。

地区で起きた小規模な冠水などは、行政が把握できていない場合もあり、地域の知識と経験が避難マップ作りに大きく活かされました。



作成会議の様子

**笹場自主防災組織** [設立:平成19年度 世帯数:87世帯 人口:205人]

問合せ先

中土佐町総務課危機管理室 TEL: 0889-52-2211

## TOPICS

### 高知県自主防災組織知事表彰

県では平成25年度から自主防災活動に関して特に優れている団体を表彰しています。県内の自主防災組織のお手本となる取組を広め、自主防災組織の活動強化を図り地域防災力の向上に役立つことを目的としています。

毎年度1回開催しており、市町村長からの推薦により、推薦基準を満たした組織が表彰されます。

#### ○令和2年度受賞団体

・ 神田地区町内会連合会防災会(高知市) ・ 是友・奥名自主防災会(いの町)

#### ○令和元年度受賞団体

・ 潮江小校区連合会(高知市) ・ 笹場自主防災会(中土佐町)  
・ 西町区防災対策委員会(宿毛市)

#### ○平成30年度受賞団体

・ 鴨田校区連合防災会(高知市) ・ 川向地区防災会(安芸市)  
・ 浦区自主防災組織(室戸市)





## 自主防災組織の役割

大規模災害時には、自分の身は自分で守る(自助)とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと(共助)が必要になります。そして「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより、被害の軽減を図ることができます。

「共助」の取組として、避難所運営は自主防災組織など被災者である皆さんが行うこととなります。避難所運営を円滑に行うためには日頃から市町村職員や地域住民と訓練を行う必要があります。

**平常時** ⇒ 防災知識の普及啓発、地域内の安全点検、防災訓練、避難所運営マニュアル作成、個別避難計画策定への参画 など

**災害時** ⇒ 避難誘導、初期消火、救出・救助、応急手当、情報の収集伝達、避難所の運営 など

## 事例

### 大規模災害時の物資配送を自主防災組織が支援

四万十市自主防災組織連絡会議では、大規模災害時の物資配送を支援するために、物資配送訓練を行っています。

南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、国などからの支援物資が各市町村の物資配送拠点を経由し、各避難所へ配送されることとなります。

各避難所には、民間事業者によって配送されることとなっていますが、トラックや運転手をスムーズに確保できないことも想定されます。

このため、四万十市自主防災会連絡会議は、市と「災害時における避難所への支援物資配送に関する協定」を令和元年度に締結し、市の物資配送拠点から避難所までの物資配送を自主防災組織が協力すること、必要な燃料は市の指定給油所での優先給油を市の負担で行うこと等を定めました。

更に、令和元年10月には物資配送訓練を実施し、県の物資配送拠点からの物資の受入れ・仕分け、市の避難所への配送を実践しました。



物資配送訓練の様子

**四万十市自主防災会連絡会議** [設立:平成24年度 構成員:市内167組織]

問合せ先

四万十市地震防災課 TEL : 0880-35-2044



## 地域の特性を踏まえた防災計画作成

### ■地区防災計画とは・・・

災害対策基本法において「市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（地区居住者等）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（災害対策基本法第42条第3項）」と定義されています。

### ■地区防災計画の意義（地区防災計画の素案作成支援ガイドより抜粋、一部編集）

地区防災計画は、地区住民等が、自助、共助の精神に基づき、安全な地区をつくるためのツールであり、計画に定める共助の取組は、自分が、そして自分の親が、高齢になっても安心して暮らせるための自分事取組でもあります。地区の大人達が積極的に計画を考え、実施する姿勢は、地区の安全を高めることのみならず、地区を守ろうという次世代の災害対応力が育まれる効果があります。また、地域社会全体で地域の取組が共有されることで、「自助」「共助」「公助」がつながるだけでなく、ともしればばらばらに取り組まれていた「共助」と「共助」がつながる契機にもなります。

また、地区防災計画が市町村の防災計画に位置づけられることにより、災害時に各地区で住民がどのような活動を行うか具体的に整理され明らかになります。市町村が住民の行動を把握できれば、公助の支援で何を補えばよいか整理でき、公助と自助・共助の計画を認識しあうことになるところが重要な点です。



### 事例

## 地区防災計画の策定

高知市の下知地区減災連絡会は、地区住民の方々が中心となり、平成27年度から3年間かけて「下知地区防災計画」を策定しました。

平成30年5月17日に、高知市防災会議（会長は高知市長）に提案を行い、平成30年8月2日開催の同会議で高知市地域防災計画に位置付けられました。

計画では、災害から命を守るため優先的に取り組む項目を「下知ベスト10」とし、この計画に従って、津波避難訓練や避難所開設訓練などの防災活動を行っています



昭和小学校での避難所開設訓練

### 下知地区減災連絡会

【設立：平成24年度 世帯数：2,100世帯 人口：約4,600人】

問合せ先

高知市地域防災推進 TEL：088-823-9040

# 09 外部と連携した活動をしよう

06 避難所運営ができるようにしよう

07 要配慮者を支援しよう

08 工夫を凝らした活動をしよう

09 外部と連携した活動をしよう

10 様々な災害状況を想定した訓練をしよう

## 事例

### 防災活動が活発な中学校と自主防災組織との連携

高知市南海中学校は、平成24年度から校区一斉での津波避難訓練を地域の自主防災組織と連携し実施しています。中学生が各避難場所で避難者数を集計し、その後地域の方々と簡単な訓練を行うなど、学校と地域の交流の機会にもなっています。

また、毎年7月には中学生が、自主防災組織や消防機関が構えたブースをスタンプラリー形式で周り、簡易トイレの作成や消火体験などを行い防災を学んでいく防災フェアも校内で開催し、大変な盛り上がりを見せています。

さらに、平成24年度には「NSP（南海サバイバルプロジェクト）実行委員会」を結成しました。

地域住民の防災意識を高めるために、「笑い」も交えながら防災を分かりやすく紹介する「防災にわか」を地区内外のイベントやお祭りで披露するなど幅広い活動を行っています。

平成29年度のぼうさい甲子園では「ぼうさい大賞」を受賞するなど、これまでに数々の賞を受賞しています。



令和元年度  
防災フェアチラシ

防災フェアでの  
炊き出しの様子

<b>高知市南海中学校</b>	[全校生徒 182名]	<b>NSP 実行委員会</b>	[15名]
問合せ先	高知市地域防災推進課 TEL : 088-823-9040		

## 事例

### 自主防災組織のリーダーシップによる地域ぐるみの取組

四万十町の興津地域ぐるみ学校安全体制整備推進委員会は、興津地区の3つの自主防災組織、小中学校、消防団、婦人会、保育所等で組織されており、平成17年から学校を中心とした地域ぐるみで津波対策等の防災への取組を行っています。会長は興津小室地区の大総代(=自主防災組織会長)、事務局長は興津小学校長が務めています。事務局は、会の案内、議事のたたき台作成等の作業を担当しています。委員会では年3回程度、話し合いの場を持って主な事業等を企画しています。

令和元年度は、昼間と夜間の津波避難訓練の実施及び炊き出し訓練の実施、京都大学等の協力を得て行う防災学習会を実施しています。



<b>興津地区自主防災組織</b>	[設立:平成13年度]		
	・興津小室地区自主防災組織	世帯数:145世帯	人口:228人
	・興津浦分地区自主防災組織	世帯数:141世帯	人口:230人
	・興津郷分地区自主防災組織	世帯数:180世帯	人口:331人
<b>四万十町立興津小学校</b>	[生徒数:20名 教職員数:11名]		
<b>四万十町立興津中学校</b>	[生徒数:3名 教職員数:7名]		
問合せ先	四万十町危機管理課 TEL : 0880-22-3280		

## 解説

### 連絡協議会を利用した連携

自主防災組織同士が連携して地域の防災について協議する連絡協議会の設立は、他の自主防災組織の活動を知ることができることや、お互いに刺激を受けること、情報交換等ができることなどにより活動の質を高めることができます。

また、日頃から近隣の自主防災組織で協力関係を築いておくことにより大規模災害時の連携した防災活動につながることを期待できます。平時は情報交換、合同訓練を行い、災害発生時には相互に協力して活動することができます。

## 事例

### 連絡協議会を利用した連携

#### 市町村内で連携

須崎市では、市内8地区の地域防災連絡協議会の会長及び事務局、消防署、警察署、消防団など関係機関が定期的に集まり、情報交換や課題の共有、活動方針の決定などを図っています。



また、年に数回、リーダー研修として、気象講習会や防災講演会への参加、救急救命講習などの実施により防災活動への意識を高め、自主防災組織の活動活性化につなげています。

**須崎市防災連合会** [設立：平成24年度 世帯数：10,611 世帯人口：21,142人]

問合せ先

須崎市地震・防災課 TEL：0889-42-1236

## 事例

### 消防と連携した通信訓練

四万十町の興津地区、志和地区では、避難訓練実施時に、消防署・消防団と連携して、通信機器を使用した訓練を行っています。興津・志和地区には簡易無線や衛星携帯電話を配備しており、これらを用いて消防・役場と自主防災組織間の情報伝達訓練を行っています。

**興津地区自主防災組織** [設立：平成13年度 世帯数：471世帯 人口：789人]

**志和地区自主防災組織** [設立：平成15年度 世帯数：126世帯 人口：223人]

問合せ先

四万十町危機管理課 TEL：0880-22-3280



# 10 様々な災害・状況を想定した訓練をしよう

06 避難所運営ができるようにしよう

07 要配慮者を支援しよう

08 工夫を凝らした活動をしよう

09 外部と連携した活動をしよう

10 様々な災害・状況を想定した訓練をしよう



## シェイクアウト訓練を実施する

シェイクアウト訓練とは、その場で「姿勢を低く、頭を守り、動かない」という3ステップの安全を確保する行動をとる訓練です。時間をとらず、屋内・屋外の場所を問わず実施できる手軽な訓練ですので、多くの方が参加しやすく、集団で行う必要がないため感染症の流行下でも行えるという特徴があります。

県では、H29年度から「高知県南海トラフ地震対策推進週間」（8月30日～9月5日）にあわせて、県内一斉でシェイクアウト訓練を実施しています。お住まいの地域、職場、ご家族単位で参加してみましょう。

参加方法はホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/shake-out.html>



### 事例

## シェイクアウト訓練後の非常食試食会を実施

土佐市の寺山自主防災組織では、防災週間に行われるシェイクアウト訓練の実施後、非常食の試食会を行いました。実際に試食してみて、どのような非常食を準備しておくべきか意見交換を行いました。

**寺山自主防災組織** [設立:平成19年 世帯数:59世帯]

問合せ先

土佐市防災対策課 TEL: 088-852-7607

### 事例

## みんなで逃げる「防災スイッチ」

四万十町大正地区の自主防災組織では、水害や土砂災害に備えて、防災スイッチ訓練を行っています。「防災スイッチ」とは、地域の様子や過去の経験、災害情報（気象情報や河川情報）などを利用して、地域独自の避難するタイミングを考える取組です。全5回のワークショップを実施し、地域住民が自分たちの地域の避難判断の基準について真剣に協議する中で、地域のみみんなで呼び掛け合って逃げようという意識を高めることができました。

また、防災スイッチ訓練を年に1回実施するほか、日頃から雨天時の防災スイッチの状況を記録し、地域でその情報を共有していくなど、継続的な取組を行っています。



防災スイッチ訓練



スイッチ検討会ワークショップ

**大正地区第1班自主防災組織** [設立:平成19年度 世帯数:135世帯 人口:287人]

**大正地区第2班自主防災組織** [設立:平成19年度 世帯数:180世帯 人口:328人]

**大正地区第3班自主防災組織** [設立:平成19年度 世帯数:165世帯 人口:311人]

問合せ先

四万十町危機管理課 TEL: 0880-22-3280

## 事例

### 夜間での救助訓練及び負傷者搬送訓練

いの町の柳瀬地区では、夜間に災害が起こった場合に備え、地域の消防団と連携しジャッキ等を使用した救助訓練や負傷者を安全な場所まで搬送する訓練を実施しました。

夜間の作業は昼間とは違い、明かりが少ない箇所では作業が非常にしづらく、その時はLEDライトや発電機等があり対応できましたが、普段からいかに緊急時に備えて準備することが重要であるかを学びました。

大規模災害時には地域へつながる主要道路が通行止めになることが想定され、公助の支援も届かない事態が発生する可能性が高いため、地域のことは地域で守ることを意識して防災活動に取り組んでいます。



救助訓練の様子



負傷者の搬送訓練

**柳瀬自主防災会** [設立:平成24年度 世帯数:39世帯 人口:62人]

問合せ先

いの町総務課危機管理室 TEL : 088-893-1113

## 事例

### 地元の各組織と連携した防災訓練の実施

室戸市佐喜浜町浦区では、婦人会や消防団、小・中学校と連携した防災活動に取り組んでおり、避難訓練や夜間訓練、HUGなど活発な防災活動が行われています。

また、夜間訓練では街灯にカバーをかけ光を無くす工夫を行い、訓練に向けた小・中学校での事前学習、訓練の反省や課題などを便りとして配布するなどの実践的な訓練や防災への理解を深めるための活動を行っています。

小中学生と連携して訓練を行うことで地域全体の防災力の向上に取り組んでいます。

訓練での反省や課題の解決にも取り組んでおり、地域住民による避難路の拡幅や街路灯の設置を行っています。



夜間訓練の様子



避難路拡幅作業

**浦区自主防災組織** [設立:平成13年度 世帯数:335世帯 人口:586人]

問合せ先

室戸市防災対策課 TEL : 0887-22-5132

# 自主防災活動

## ●南海トラフ地震啓発 DVD

県では学習会で活用できる啓発 DVD をインターネットで公開、DVD の貸出を行っています。



### ■ 南海トラフ地震対策啓発ドラマ 「その日、その時・・・(約35分)」

(YouTube 公開、DVD 貸出)

<https://www.pref.kochi.lg.jp/movie/docs/2017041800023/>



### ■ 津波から命を守るために・・・(約21分)

(YouTube 公開、DVD 貸出)

<https://www.pref.kochi.lg.jp/movie/docs/2014082800012/>



### ■ なんでだろう～応急手当の必要性(約28分)

(YouTube 公開、DVD 貸出)

<https://www.pref.kochi.lg.jp/movie/docs/oukyuuteate-nandedaro/>



YouTube 再生回数  
**400万回**

## ●防災に役立つ冊子



### ■ 防災啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」

「南海トラフ地震に備えちょき」は防災について大切な情報が数多く詰まった防災啓発冊子です。1世帯に1冊配布しています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/sonaetyoki-pumphlet.html>



### ■ 応急手当パンフレット「南海トラフ地震に備えて応急手当」

パンフレットでは、南海トラフ地震発生時に覚えておきたい「寝かせ方」「運び方」「きず」「突き指・ねんざ・やけど」「骨折」の5つを紹介しています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/oukyuuteate.html>



## ●起震車



県では、保有する2台の「起震車」を県内各地に巡回させ、地震の揺れを疑似体験していただくことで、防災について考えるきっかけ作りをしています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/kishinsya-yuretaiken.html>



# 支援ツール

学習会などで活用できるツールを貸し出ししています。

## 1 避難所運営ゲーム (HUG)

県では、避難所運営ゲーム (HUG) の貸出を行っています。  
詳しくは南海トラフ地震対策課までお問い合わせください。

## 2 防災ゲーム「クロスロード」



災害対応カードゲーム「クロスロード」は、気軽に楽しめるシミュレーションゲームです。  
災害時に直面する様々な問題に対して、グループ全員がイエスカノーの札で答え、  
なぜそう思うのかの話し合いを通じて答えを見いだしていきます。

県ではクロスロードの貸出を行っています。

クロスロードについて詳しくは内閣府情報防災のページ

[http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h20/11/special\\_02\\_1.html](http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h20/11/special_02_1.html)

## 3 防災キャラクター着ぐるみ、腕人形



県では学習会で活用できる防災キャラクターの着ぐるみと腕人形を貸し出しています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/kigurumiudeninngyou.html>



## ●高知県地域防災対策総合補助金

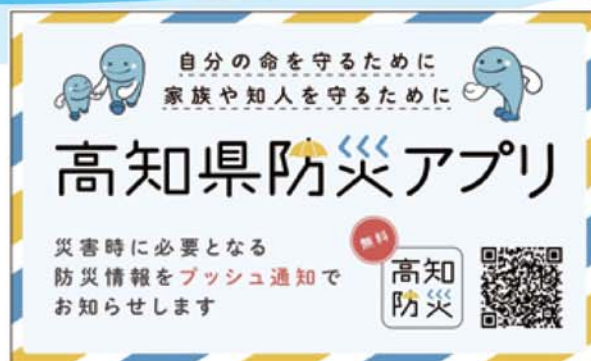
訓練などの防災活動を行うためには資金が必要になります。

県では、自主防災組織等が行う地域の防災活動を進めるための取組に対して、市町村と協力して補助を行っています。申請方法や補助限度額や補助対象などが市町村によって、多少異なっていますので、詳しい内容についてはお住まいの市町村の防災担当課までお問い合わせください。

### ■支援内容

- ① 防災学習にかかる経費 (啓発資料作成、防災研修、視察研修を含む)
- ② 防災訓練にかかる経費 (消火訓練、救急救護訓練、避難訓練、炊き出し訓練等)
- ③ 危険箇所の調査及び地域での情報共有にかかる経費 (防災マップ作成等)
- ④ 自主防災組織が行う避難経路及び避難場所の簡易な整備にかかる費用 (損害保険料含む)
- ⑤ 防災資機材の整備の購入にかかる費用 (防火用資機材、救助・救護用資機材、情報伝達用資機材等)  
※個人財産の形成に関するもの及び備蓄物資 (食糧、毛布、トイレ、ガスボンベ、乾電池等) は補助対象外  
※防災資機材の整備を行う場合は、①～④のいずれかの取組とあわせて行うこと。
- ⑥ 連絡協議会 (自主防災組織・防災士等) の開催及び運営に係る経費

高知県ではアプリや SNS を使って災害に関する情報等を発信をしています。  
QR コードからインストール、友だち登録をしましょう。



日頃からの備えに  
役立つ情報を LINE で  
お届けします。



災害時に必要となる  
防災情報をプッシュ通知  
でお知らせします。

## キャラクター紹介



じしんまん



つなみまん



たいさくくん



ヘルパちゃん



ゆうどうくん



トラフ博士

高知県防災キャラクター  
©やなせたかし

## 自主防災活動事例集

〈企画・発行〉 高知県危機管理部南海トラフ地震対策課  
〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2-20  
TEL:088-823-9317 FAX:088-823-9253  
Eメール:010201@ken.pref.kochi.lg.jp

〈発行〉 平成26年4月初版発行  
平成29年3月第1回改訂  
令和3年3月第2回改訂

# 危機管理型ハード対策の実施箇所では越流が生じた事例(都幾川)

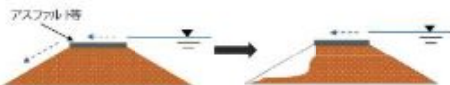
- 氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間などについて、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する「危機管理型ハード対策」を進めているところ。
- 荒川水系都幾川<sup>ときがわ</sup>では、今般の台風第19号により危機管理型ハード対策を実施した箇所では越流(越流時の水深は約25cm)が発生したものの、堤防の決壊に至らなかった。

## ◆対策内容(堤防天端の保護)

堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には土質の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす

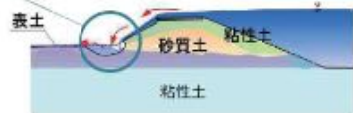


堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている

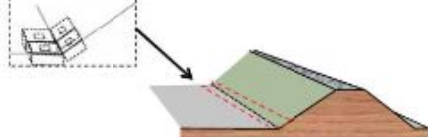


## ◆対策内容(堤防裏法尻の補強)

裏法尻をブロック等で補強し、越水した場合には浸透れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防裏法尻をブロック等で補強



### 都幾川

危機管理型ハード対策無し



都幾川0.4k右岸 決壊箇所

危機管理型ハード対策有り

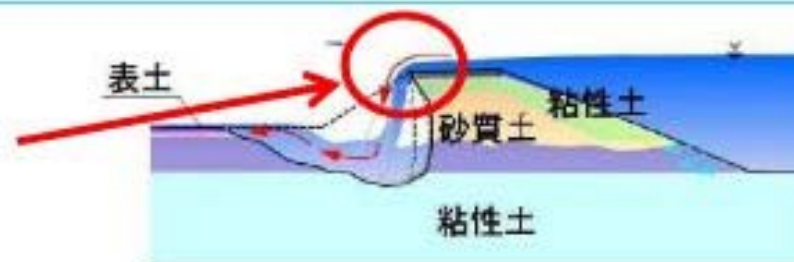


都幾川6.2k左岸付近 越流水深約25cm

- ・詳細な効果の把握に、内水湛水の有無、越水時間等の状況を整理し、評価することが必要となる。
- ・なお、決壊した堤防、決壊を回避した堤防の各種諸元等(材質、計上、越水状況)は同一ではない。

## ■天端の保護

堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



計画：2.60km(完)

(H31.3.31現在)

計画：1.23km(完)

(H31.3.31現在)

計画：0.69km(完)

(H31.3.31現在)

水系	年度	実施状況
吉井川水系	H28年度まで	2.60km (累計100%)

見直しにより対策不要となった区間を含む

水系	年度	実施状況
旭川水系	H28年度まで	1.23km (累計100%)

見直しにより対策不要となった区間を含む

水系	年度	実施状況
高梁川水系	H28年度まで	0.69km (累計100%)

見直しにより対策不要となった区間を含む



吉井川水系



高梁川水系

## ②避難時間を確保する効果的な水防対策の取組

R1取組 R2継続

### ■河川管理施設を最大限活用するハード・ソフト対策の促進

・決壊までの時間を少しでも引き延ばすような堤防構造を工夫する対策(堤防強化対策の実施)

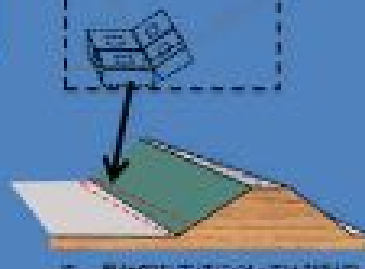
- ・暫定堤防背後地に多数の民家が張り付いているため、用地の制約などからすぐに完成堤防にすることが困難。
- ・2018年の緊急点検を踏まえ、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、洪水が堤防を越水した場合の深掘れの進行を遅らせ、堤防決壊までの時間を少しでも延ばすことを目的に、堤防裏の法尻補強を実施。

#### 堤防裏法尻の補強

越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



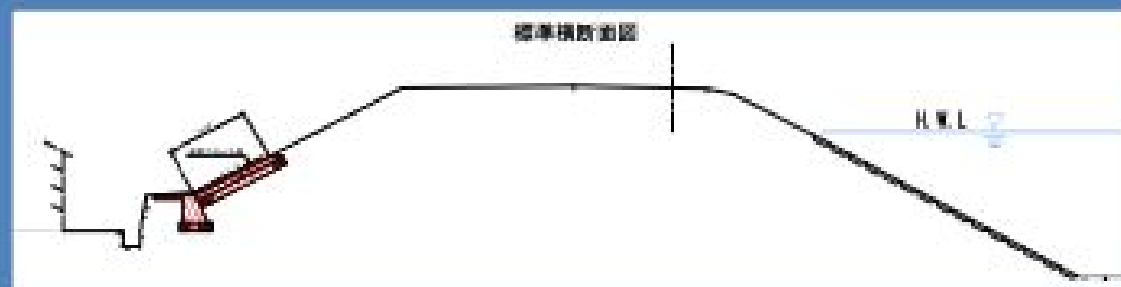
堤防裏法尻をブロック等で補強



※ 異材質の土工法については検討中



西城川 左岸 寺戸地区  
施工状況





## 災害時の「緊急避難路」整備について

中村河川国道事務所

中村国道出張所 技術係長 敷地 貴

### 1. はじめに

平成24年8月29日に、南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等が、国（内閣府）から公表されました。今回の公表は、本年3月31日に公表された震度分布・津波高の第1次報告（50mメッシュ）を、10mメッシュ単位の微細な地形変化を反映したデータを用いて、震度分布、海岸部での津波高や到達時間、陸域に遡上した津波の浸水域・浸水深を推計したものです。

その結果、高知県幡多郡黒潮町では同県土佐清水市と共に、「最大震度7」「海岸での最大津波高3.4m」という、日本一厳しい数字が示されました。

### 2. 児童88人の命を救った避難階段

平成23年3月11日に発生した東日本大震災における大津波により甚大な被害を受けた岩手県岩泉町小本小学校では、校舎、体育館、校庭とも浸水したが高台を通る国道45号につながる避難階段が整備されていたことで、児童88人全員が無事に避難することができました。

このことから、津波襲来時には安全で円滑に高台へと避難できる施設の整備が重要であることが改めて確認されました。

### 3. 中村河川国道事務所の取り組み

当事務所では、東日本大震災による津波被害を教訓に、来るべき東南海・南海地震に備え、津波など災害発生時に浸水が想定される国道沿いの山側法面や既設ストンガード裏のスペースを改良することにより、道路利用者や沿道住民の皆さんが高台への「緊急避難路」としても利用可能な道路点検用通路を整備する取り組みをはじめました。



図-1 今回整備箇所

### 3.1 幅員

階段やスロープの幅員については、現地の状況にもよりますが、歩行者一人の占有幅0.75mであることから2人が並んで通れる幅1.5mを基本とすることにしました。

津波襲来時（緊急時）には、車椅子・松葉杖使用者でも介助者との並行歩行が可能な幅員を確保しております。



写真-1 スロープ

### 3.2 プラスチック階段

山側法面の避難階段にはプラスチック階段を採用しました。現場打ちのコンクリート階段と比べ軽量であることから危険を伴う高所での施工性や安全性の向上を確保しました。

また、現道上で作業を行う際に度々問題となる規制中における追突事故やもらい事故に対しても二次製品を使用することでコンクリート打設に伴う交通規制が不要となり、円滑な道路交通の確保、工期短縮等による現道交通への負荷の低減が図られました。



写真-2 プラスチック階段

### 3.3 手摺り・転落防止柵

避難階段・スロープには手摺りを設け、子供からお年寄りまで安全で円滑に避難できるよう工夫しました。

併せて、スロープや法面の小段など避難者の溜まり場となるスペースには、余震などの揺れから転落を防止するため縦格子型の転落防止柵を設置しました。



写真-3 手摺り付き転落防止柵

### 3.4 点検用扉付き蹴破り門扉

平時における道路点検用の扉と津波襲来時（緊急時）には蹴破って避難できる扉を一体にしました。

蹴破り板は石膏ボード（繊維強化セメント板）を使用しており、子供や女性の方でも簡単に蹴破って避難することができます。



写真-4 蹴破り門扉

### 3.5 避難誘導灯

夜間における津波襲来時（緊急時）の避難誘導灯として、ソーラーLED誘導灯を設置しました。緊急時には内蔵バッテリーにより停電に関係なく効果を発揮します。

また、法面の影や覆い茂った草木により日射量の確保が困難な場所ではソーラーと発光部を分離させることで、どのような条件下においても最大限の効果が発揮できるよう工夫しました。

避難路への入り口となる門扉には、その存在を常に知らしめるため夜間になると常時点灯するタイプを採用し、そこから先の避難路については、獣類が通る度に感知し誤点灯を繰り返すセンサー式ではなくスイッチ式を採用し、緊急時にはスイッチを入れて避難できるようにしました。



写真－5

避難誘導灯（分離タイプ）

### 3.6 避難誘導看板

避難路への入り口及びお遍路さんや一般ドライバーの方々が休憩する東屋には、逃げる方向を示す「矢印」と「ピクトグラム（絵文字）」を一体にした避難誘導看板を設置しました。

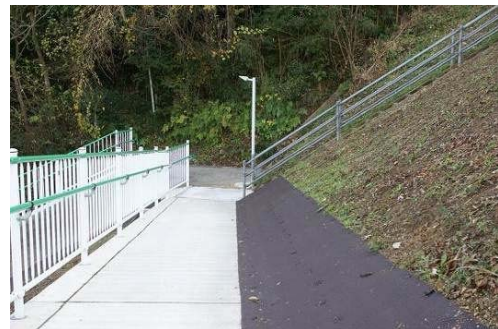
津波襲来時（緊急時）には、土地勘のない人でも迅速な避難行動をとることができます。



写真－6 避難誘導看板

### 3.7 防草対策

避難階段やスロープ脇の法面には防草対策を実施し、津波襲来時（緊急時）には安全かつ円滑に避難できるよう配慮しました。



写真－7 防草シート設置状況

#### 4. 広報誌への掲載

今回完成した緊急避難路は積極的な広報活動を行った結果、地元の広報誌にも掲載され一般の方々に広く周知して頂くことができました。



図-2

【広報くろしお 2012年10月号】  
黒潮町広報



図-3

【広報四万十 2012年12月号】  
四万十市広報

#### 5. 地元住民による避難訓練

緊急避難路の整備を行った黒潮町灘地区・四万十市坂本地区では、地元住民の方々による避難訓練がおこなわれ、実際に門扉を蹴破ってもらい最上段まで上がっていただきました。

参加者からは、「下から見るより意外と上りやすかった」「しっかりしていて安心感があった」「これで安心して避難できる」「良い物を作ってもらいありがとうございました」などの声が多く寄せられました。



写真-8 避難訓練の様子

## 6. 今後の課題

最大クラスの巨大な地震・津波に対応できる高さまで整備することが最終目標ではありますが、一部官地内の整備だけでは最大津波高に達しない箇所もあることから、自治体および地権者の協力を得ながら最大津波高以上まで到達できるよう整備をおこなっていくことが必要と考えています。

また、今後においても自治体や地元と協議・協力しながら整備箇所数や避難高さを充実させていきたいと考えています。

## 7. おわりに

「最大震度7」「海岸での最大津波高3.4m」という衝撃的な数字が公表された地域では、これまでの防災計画や対策事業の抜本的な見直しを迫られ住民からはあきらめや不安を訴える声が数多く寄せられているそうです。

今回の取り組みは、道路利用者や沿道住民の皆さんはもとより、新聞・テレビ等にも大きく取り上げられ世論の関心の高さを改めて知る結果となりました。

この度の緊急避難路の整備が、道路利用者や沿道住民の皆さんが避難する選択肢のひとつとして有効に活用していただければと考えています。

また、今後緊急避難路等の整備を計画・検討されている道路管理者や自治体の皆様のご参考になれば幸いです。

### 参考 — 完成写真



黒潮町佐賀（トンネル上に避難）



黒潮町白浜（斜面上に避難）



黒潮町灘（斜面上に避難）



四万十市坂本（トンネル電気室付近に避難）

□空振り・FACPモデル・避難スイッチ  
 —豪雨災害の避難について再考する—

京都大学防災研究所 矢守 克也

1. 京丹波町上乙見地区における避難事例

本稿は、2018年の西日本豪雨災害における京都府京丹波町上乙見地区（人口44人、高齢化率50%）での避難事例に依拠しながら、豪雨災害の避難について論じるときにフレームワークを、「空振り」、「FACPモデル」、「避難スイッチ」をキーワードにしつつ再考しようとするものである。なお、西日本豪雨災害を引き起こした気象現象や被害の総括的特徴については、すでに各所で報じられているので、ここでは割愛し本事例についてのみ概要を簡略に記す（図1を参照）。

2018年7月7日、午前5時半頃、地元消防団員9人が、明るくなるのを待って上乙見地区に入った。一軒一軒の玄関を叩き、「すぐ逃げて下さい」と呼びかけた。前日からの警戒態勢の中、未明の午前3時頃から雨脚が急に強まったためである。同町を含む地域への特別警報（大雨）の発表（6時45分）、および、町役場の避難指示発出（7時00分）よりも、前のことだった。

この間の対応を一事後的に一批判するのは、容易である。「特別警報発表の判断に遅れ、間に合わなかった避難指示」など。しかし、矢守(2018)で注意喚起しているように、タイムラインを事後



図1 上乙見地区における避難事例参考図

の視点から回顧すると、出来事の渦中にある当事者（役場の職員であれ、住民であれ）と同じ視点に立ってタイムラインを未来へ向けて順向で展望するのでは、見えるものがまるで異なる。

だから、この場合、むしろ、なぜ、特別警報や避難指示よりも前に、消防団が全集落住民に避難を呼びかけるといった英断が実現したのかと問う方が、はるかに生産的である。だいいち、このとき、消防団員たちが「まだ避難指示、出ないなあ」などと思っていたわけではない。同時に、それが英断になることがその時点で約束されていたわけでもない。災害時の対応や情報の前後関係やその評価（英断か、愚策か）を、事後に回顧する視点で問うこと自体に重大な限界があることを十分意識すべきである。

さて、消防団の呼びかけを決定づけた契機は、一つは、体感できる雨脚の強さであり、集落内の沢の異常増水であり、もう一つは、同地区に、土砂災害のイエローゾーン、レッドゾーンが多数存在し、「町内でもっとも土砂災害が懸念される地区」だとの認識であった。つまり、緊急時の情報（気象情報、避難情報）は、避難呼びかけの開始を決

定づける主役ではなかったということだ。

「逃げろ！」に、すべての住民が即応し（その理由も大切なので、後述する）、8割以上の住民が、集落内と集落外への出口付近の崩落が発生する前、午前6時過ぎに集落外に位置する「最善」（この意味も後述する）の避難場所への避難を完了した。

しかし、このタイミングで避難できなかった住民はさらに切迫した事態に直面することになった。斜面崩落と沢の濁流の路面への越水が集落外への避難を阻んだからである。集落最奥に暮らす住民（女性）は、午前6時過ぎに自宅を出たとき（スマホ写真に時間記録あり）、道路がすでに水没している様子を撮影している。結果として、この女性を含む住民9人が集落内に取り残され、消防団員とともに一時孤立した。午前6時半過ぎのことである。このとき、計18人が身を寄せ、最悪の数時間をやり過ごした「次善」（この点も後述）の避難場所が、住民が「お堂」と呼ぶ建物（道路面から高く、集落両側の斜面からも遠い）である（図2を参照）。その後、この18人は、濁流が小康化するのを待って、崩落箇所をはしご等で乗り越えて、他の住民が待つ避難場所へと避難した。



図2 一時避難場所として利用された「お堂」（鳥居の上の構造物）

この避難劇には、重要な伏線がある。それは、昨年、2017年10月の台風21号襲来の際の集落外避難である。このとき、同地区には避難指示が発出されたが、幸い大規模な現象は生じなかった。だから、この出来事は、「避難指示は空振りだった、避難したが無駄だった」と振り返ることもできるし、事実、そのような評価も耳にする。

しかし、「空振り」は、「事実」の表現ではない。「空振り」は、災害を予測する情報が与えられたが、実際には災害が生じなかった、という事実を表現しているのではない。そうではなく、その事実に対するネガティブな「評価」を表明している。「事実」は変えられないが、「評価」（どのように、その「事実」の落とし前をつけるか）は変えられる。

本事例は、この点でも、よきモデルである。上述の女性は、実は、集落外から近年、上乙見地区に移住した住民で、2017年の避難の際、消防団員に「わざわざ集落外まで逃げなくてもよかったのではないか」との趣旨のことを言って、次のようにたしなめられたという。「×さん、この集落は雨のときは、ほんとに危ないんだよ、こういうときは古くから住んでるわたしの言うことを聞くものだ」。

この女性は、こう語っている。「すごい雨だったし、去年のこともあるので、消防団の方が来てくれて、ためらわず家を出た」。昨年の「事実」に対する「評価」のあり方（特に、昨年、消防団員がこの女性をたしなめた経緯）が重要だったのだ。裏を返せば、「事実」のレベルでの「空振り」を回顧の視点から見つけては、それを批判するタイプの研究や報道は生産的でない。前向きな「評価」を醸成するための知恵を出し合うべきだ。

なお、この事例に関して、「避難指示」の遅れを指摘された役場についても、むしろ、以下の点にフィンプレーを見出して、今後活かすべきだろう。つまり、事前の広報・啓発活動（主にハザードマップを通じて）によって、同地区の住民に、「ここは雨のときは要注意」という意識を高めることに十分貢献していたと考えられる点である。玄関を叩く消防団に対して、「逃げなくてもいいんじゃない」、「わしは逃げん」とはだれひとり言わなかったことが、それを立証している。

## 2. FACPモデル

表1は、豪雨災害の事例を分類するために筆者

表1 豪雨災害について考えるためのFACPモデル

	災害現象が顕在化 大規模な浸水、土砂災害などが発生	災害現象が顕在化せず 左のような事態には至らず
人的被害あり	<p>【フェイタル = FATAL】 「致命的な、破壊的な」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西日本豪雨（2018年）における倉敷市真備町、呉市など</li> <li>もちろん重要。牛山素行氏（静岡大教授）の犠牲者調査など</li> <li>ただし、ここに世間の目（研究、報道）が集中するぐらいも。</li> </ul>	<p>【アクシデンタル = ACCIDENTAL】 「不慮の、思いがけない」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都賀川事故（2008年）、玄倉川事故（1999年）など</li> <li>該当するケースは少ないはず。</li> <li>他に、田畑、用水路の点検中の犠牲などのケースも該当？</li> </ul>
人的被害なし	<p>【クリティカル = CRITICAL】 「死活的な、決定的な」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>九州北部豪雨（2017年）における朝倉市平榎地区、西日本豪雨における京丹波町上乙見地区など</li> <li>いわゆる「成功事例」。ただし、偶然的要素が併存し、それが生死（死活）を決定づけている場合も。</li> <li>当事者が自覚している「ヒヤリハット」。</li> </ul>	<p>【ポテンシャル = POTENTIAL】 「潜在的な、陰に隠れた」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西日本豪雨や2013年台風18号（史上初の特別警報）における京都府桂川下流域ほか</li> <li>次の災害で「フェイタル」になりかねない潜在的予備軍</li> <li>一部の行政担当者、専門家などを除いて「ヒヤリハット」だとの意識（自覚）がない点が課題</li> </ul>



(矢守, 2018) が提起した枠組み、FACP モデルである。

タイプ F (Fatal: 「致命的・破壊的」) は、災害現象が顕在化し、人的被害が生じた事例(地区) のことである。従来の避難研究は、このタイプ F に (のみ) 注意を向けてきた。当該の災害で、「致命的」に該当する事例 (地区) が複数生じたときには、より大きな人的被害が生じた事例 (地区) に注目してきた。

タイプ C (Critical: 「死活的・決定的」) は、「致命的」と同等の災害現象が顕在化したものの、人的被害が生じなかった事例 (地区) のことである。死活 (生死) を決定づけた要因を、何らかの意図的な選択や判断の中に求めようとするのが、いわゆる「成功事例」分析であるが、偶発的な要素 (たまたま運がよかったとしか言いようがない一面) の介も見逃せない。また、避難当事者が多くの場合、それが「ヒヤリハット」であったと自覚・意識している点も、このタイプの特徴である。

タイプ P (Potential: 「潜在的・陰に隠れた」) は、災害現象が顕在化せず、人的被害も (ほとんど) 生じなかったが、「致命的」や「死活的」なタイプと同等の災害現象の発生が十分に考えられた事例 (地区) である。ただし、災害現象の発生可能性は、専門家やごく一部の住民を除いてほとんど自覚・意識されていない。上で用いた「ヒヤリハット」を使って表現すれば、「ヒヤリハット」にすらなっていないという点に特徴がある。

タイプ A (Accidental: 「不慮の・思いがけない」) は、災害現象が顕在化しなかったにもかかわらず、人的被害が生じた事例 (地区) である。FACP モデルでは、河川流、土石流等の外力が施設許容量を超えて生じた越水、洪水、浸水、土石流、崖崩れなどが人間の活動空間に大規模に侵入している状態を、災害現象の顕在化と定義している。多くの人的被害は、この意味での災害現象の顕在化によって生じるが、川の様子を (あえて) 見に行っただけの人があやまって (氾濫を起こしているわけでは

ない) 河川に転落して犠牲になることはある。そうしたケースがこのタイプに該当する。

「不慮の」は、他のタイプに比べて該当例が圧倒的に少ないので、ここでは、議論を「致命的」、「死活的」、「潜在的」の3つのタイプに絞ることにする。まず、これら3つのタイプロジーを用いて、これまでの議論のポイントを整理しておこう。

上乙見地区の事例は、「致命的」な事例と同様、いやそれ以上に重視すべきと筆者が考えている「死活的」な事例の一つとして位置づけられる。この種のいわゆる「成功事例」については、筆者らは、別途、2017年の九州北部豪雨における朝倉市平塚地区の事例についても報告している (竹之内・加納・矢守, 2018)。

こうした事例は、今後の被害軽減策立案に向けたヒントをより直接的な形で含むことが多いにもかかわらず、「致命的」な事例よりも注目されない。もちろん、上記の通り、成功の陰に偶然の要素が併存しているので、教訓の鵜呑みが危険なのは当然である。しかし、それでも、これらの事例を複数渉猟して、「事例群」として一括して体系的に見つめることで、十分な普遍性をもった知見も得られると筆者は考えている。以下、上乙見地区の事例ほかをいくつか並列的に参照しながら、その作業を進めてみよう。

### 3. 「避難スイッチ」と「最善・次善・三善」

避難問題のポイントは、突きつめれば、「いつ」と「どこへ」の2つである。このうち、「いつ」については、筆者はかねてから、実際に逃げる当事者が、自分なりの「避難スイッチ」を設定して、自分で「スイッチ」を押すという構図 (役場や气象台に押しってもらうのではなく) を作ること、および、それを実現するための支援 (特に、そのための情報活用) を行うことが重要だと主張してきた (矢守, 2018)。

上乙見地区では、単純明快に、雨脚、沢の水量

といった体感情報が消防団の「スイッチ」に、また、消防団の呼びかけが住民の「スイッチ」になっていた。朝倉市平履地区では、2017年の、さらに5年前の豪雨で、川のそばにある住宅が浸水する被害が出た。それ以来、住民たちは、この住宅の状況を自主避難のための目安、つまり、「スイッチ」にしていた（竹之内ら、2018）。

「スイッチ」になるのは、当事者が体感できる直接的環境情報だけではない。いわゆる災害情報もむしろ有用である。岩手県岩泉町での悲劇を踏まえて、施設近くを流れる雄物川の水位情報をモニターし、それを避難に役立てた秋田県大仙市の高齢者施設もそうである（矢守、2018）。また、竹之内（2016）は、その地域で「スイッチ」になりうる気象情報（「地域気象情報」）を専門家が選択配置したウェブサイトを独自に作成し、地域社会に実装する取り組みを数年前から実施している。

いずれにしても、洪水のように情報を発信しても、実効性は薄い。それらの情報が「私（たち）のスイッチ」と結びつけられていないからである。専門家側は、そのレベル（各種の情報を「スイッチ」と結びつけた状態）に住民が達するまで、情報を選択したり加工したりする作業にとことん付き合わねばならない。他方、住民側も、「私が逃げなきゃいけないときには、そしてそのときだけ、必ずそう言ってね（必要のないときまで情報が出されたときは、「空振りだった」と批判しますからね）」といった依存的で、かつ手前勝手な態度を捨て、上記のレベルに達する努力をしなくてはならない。

「どこへ」については、矢守（2018）で主張した「満点主義の落とし穴」、つまり、自治体が指定する「最善」の避難先だけでなく、「次善、三善」の避難場所を独自に見だし、そこへ「も」

避難する訓練を実施すべきとの考えが核心である。絶対安全な避難場所に十二分な時間的余裕をもって避難する。たしかに、それ（「最善」）が理想である。しかし、現実には、それがもはや実現できない状況に追い込まれてしまうからこそ、ところが、そのような状況下で「何とか手を打つ」ための研究や訓練が不足しているからこそ被害をゼロにできないのだ。

100点満点（「最善」）ばかりを追い求める避難場所指定や訓練が、逆説的に人命を奪っている恐れは十分ある。上乙見地区の「お堂」に相当する場所の候補を、住民、自治体、専門家が協力して見いだす努力を重ね、リストアップされた「次善」、「三善」の避難場所へ逃げる訓練にも取り組むべきである。

【謝辞】 上乙見地区の調査にあたって大変お世話になった西村公貴さん（京丹波町役場）に心よりお礼申し上げます。

#### 【引用文献】

- 竹之内健介（2016）地域気象情報というコミュニケーション 矢守克也・宮本匠（編著）「現場でつくる減災学：共同実践の5つのフロンティア」新曜社 第4章
- 竹之内健介・加納靖之・矢守克也（2018）住民行動の時系列分析を通じた防災気象情報のあり方に関する考察—地域防災と防災気象情報の新たな連携— 京都大学防災研究所「2017年九州北部豪雨災害調査報告書」103-108.
- 矢守克也（2018）災害研究と災害報道のパラダイム・チェンジャー—そのための5つの視点— 日本災害情報学会第20回大会予稿集



2018年09月21日 (金)

京の防災2018 第5回「いつ逃げる？それぞれの判断基準を」



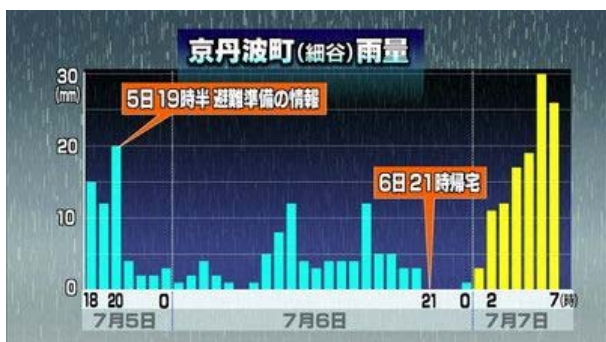
各地に大きな被害をもたらしたことし7月の西日本豪雨。京都府内でも、5人が死亡するなど大きな被害が出ました。この時、京丹波町の山間のある地区の住民たちのとった行動が、災害時の避難を考える際の大きなヒントを含んでいると、専門家から注目されています。いったい、どのような行動だったのでしょうか。

大きな被害が出た山間の地区



京丹波町の山間にある上乙見地区。40人余りが暮らしています。7月の豪雨では川が氾濫し、土砂崩れも起きました。自宅に大量の土砂が流れ込んだ男性は「まさかこんなことになるとは思わなかった。命があるのが不思議なくらいです」と話していました。男性は、土砂が流れ込む直前に避難できたといいます。

難しい避難の判断



7月5日午後7時30分。町は避難準備の情報を出し、一度は多くの住民が避難所に移動しました。翌6日の夜、雨は小康状態となり、住民たちは帰宅します。ところが、7日午前2時ごろから雨が急激に強まります。しかし、京丹波町役場では、避難勧告を出すべきなのか、判断しかねていました。雨の見通しが立ちづらいうえ、暗がりの中での避難は危険だと考えたためです。

異変を察知 避難の呼びかけを決断

新着記事

あなたを守る。あなたの力になる。 #あなたに知ってほしい

3月12日(金)放送『東日本大震災から10年被災者どうしをつないで』

3月11日(木)放送『東日本大震災から10年京都で"いまにつなげる"』

3月10日(水)放送『"京都からできる支援"で被災地支える』

3月10日(水)放送『命守る判断をAIがサポート』

検索

カレンダー

2019年05月						
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

バックナンバー

- 2019年5月
- 2019年3月
- 2019年2月
- 2019年1月
- 2018年12月
- 2018年11月
- 2018年10月
- 2018年9月
- 2018年5月
- 2018年4月



こうした中、いち早く地区の異変に気づき、避難を促した人がいます。  
消防団の川邊智行さんです。  
午前5時半過ぎ、地区で警戒にあたっていた川邊さんは、これまでに見たことがない川の様子に気がつきました。  
どんな大雨が降っても見えていた大きな岩が、わずか15分ほどの間に見えなくなるほど、川の水位が急激に上昇したのです。  
「こんな水位は見たことない。もう避難したほうがいい」。  
この時、町から避難勧告や指示は出ていませんでしたが、川邊さんたち消防団は独自に避難を呼びかけることを決断しました。



「家からすぐに出てください」

消防団員たちは、一軒一軒まわり、強い言葉で住民に直接、避難を呼びかけました。大きな声で、返事があるまで呼びかけたといいます。  
消防団の呼びかけで、すぐに避難を決意したという男性は、「まっすぐこちらを見て、一生懸命逃げてくださいと言われました。その説得力は大きかったです。これはもう逃げないと危険なのだと感じました」と話していました。

取り残された住民 とっさに逃げ込んだのは  
消防団が避難を呼びかけておよそ30分。多くの住民は避難所へ向かいました。しかし、お年寄りなど9人の住民が地区に取り残されていました。  
すでに避難所に通じる唯一の橋は濁流に飲み込まれ、渡れなくなっていました。  
こうした中、消防団の判断で住民たちがとっさに逃げ込んだ場所があります。



地域にある古い「お堂」です。  
集落の中でも高い場所にあり、山の斜面からも比較的離れているため、安全だと考えたのです。こうして住民全員が無事に避難しました。

命を守るために それぞれの「避難スイッチ」を

## 投稿者

澗随操司  
齊藤寿朗  
堀井洋一  
小林千恵  
酒井良彦  
江原啓一郎  
荒山沙織  
寺田有希  
猪崎由華  
小谷麻菜美  
磯野悠香  
番組スタッフ

京都局のアナウンサー・キャスター



**NHK** 京都放送局



防災の専門家、京都大学の矢守克也教授は、京丹波町の住民たちの行動には、災害から命を守るための大きなヒントが含まれていると注目しています。矢守教授は、自治体や気象台が出す情報に加えて、住民が主体的に避難のタイミングやいざという時の避難場所を考えておくことが重要だと考えています。自分たちが避難する判断基準。矢守教授はこれを「避難スイッチ」と呼んでいます。矢守教授は、災害から1人1人の命を守るには、行政が出す情報と自分たちの避難の判断基準「避難スイッチ」を組み合わせるという姿勢に転じていく必要があると指摘しています。

### 「避難スイッチ」探そう



矢守教授はいま、住民1人1人が「避難スイッチ」をもつための活動を進めています。今年7月、私が取材にうかがったのは、兵庫県宝塚市で行われたワークショップです。ワークショップでは、矢守教授ら専門家と住民が一緒になって、避難のスイッチとなるものを探していきます。



「大雨の時、ここは側溝がつまり水が溢れていた」「この川の石段が水に浸かったら危険だ」住民たちが、これまで危険を感じた箇所などを地図に書き込んでいきます。同じ地区に住んでいる住民同士でも、意外と知らない情報もあり、活発な議論が続いていたのが印象的でした。こうした住民の議論に矢守教授も専門家の立場から加わり、具体的にアドバイスしていきます。

何を「避難スイッチ」にするのか。そしていざ「避難スイッチ」を押したら自分たちはどう行動するのか。地区では今後もワークショップを続け、考えていくことにしています。

災害から、大切な命を守るために私たちができることは何か。災害に備え、これまで以上に考え、行動することが求められていると感じました。



# 水防倉庫の整理、収納位置の明確化

消防本部消防課

# 水防倉庫とは？

正面（西側）

南側

平成18年1月  
東側に建設

消防本部訓練場

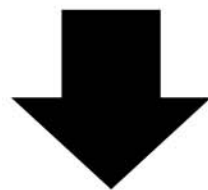
外観は、整然として  
いますが。。。

を収納

- 消防団員・消防員が資器材を搬送・使用する可能性
- 直近では、7月22日の豪雨災害により消防団が資器材を持ち出し
- 震災時、ガソリンなどの危険物の仮貯蔵場所として機能

# 改善目標

- 資器材収納方法を見直し、工夫
- 建物の常時整理整頓



誰もが利用しやすい  
水防倉庫にする！！



## ◎資器材配置図の掲示

消防職員以外の方が資器材の位置を一目でわかるよう、立面の資器材配置図を掲示した。

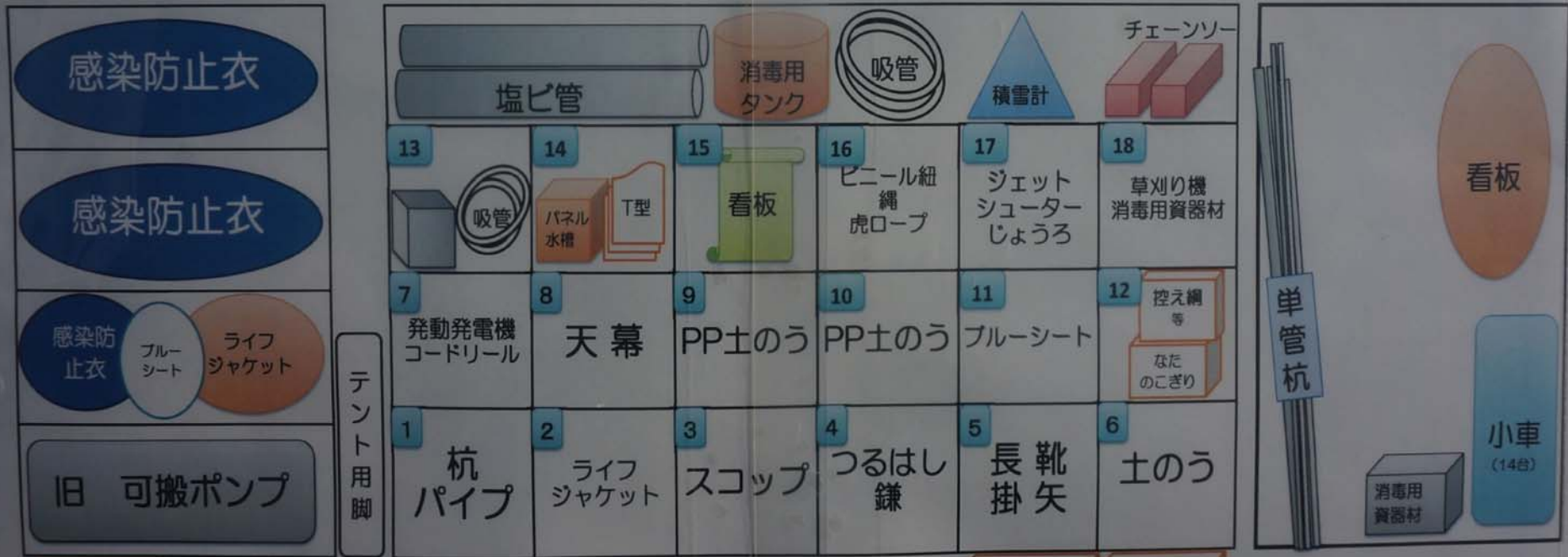


# 水防倉庫

北側

東側

南側



見直し、工夫した配置を基に作成

## ◎備蓄する水防資材の写真入り一覧表の設置

備蓄水防資材の写真入りリストを作成・設置し、名称・形状・  
・数量・置き場所を明確化した。

写真入り一覧表



入口付近に設置



## ◎電気設備スイッチ位置の明示

消防職員以外でもわかりやすいよう、照明・換気扇のスイッチの位置を明示した。

西側の屋内照明・換気扇スイッチ



南側の屋内照明スイッチ



## ◎電気設備スイッチ位置の明示

消防職員以外でもわかりやすいよう、照明・換気扇のスイッチ種類を明示した。

西側の屋外照明スイッチ



南側の屋外照明スイッチ



西側の屋内照明・換気扇スイッチ



南側の屋内照明スイッチ



# ◎水防倉庫内の整理

資器材配置の見直しを実施し、不要なものは処分した。

改善前



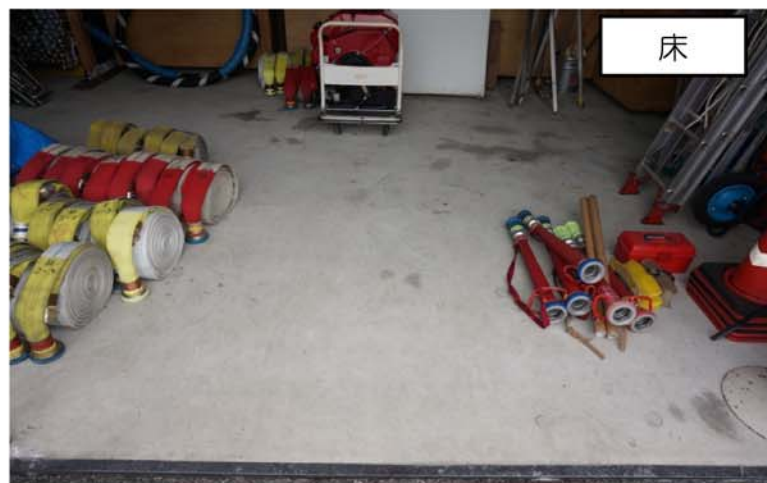
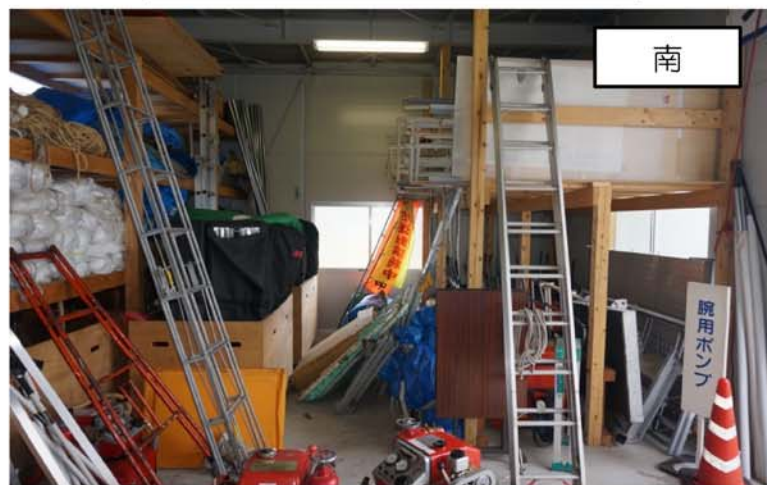
改善後



# ◎水防倉庫内の整理

資器材配置の見直しを実施し、不要なものは処分した。

改善前

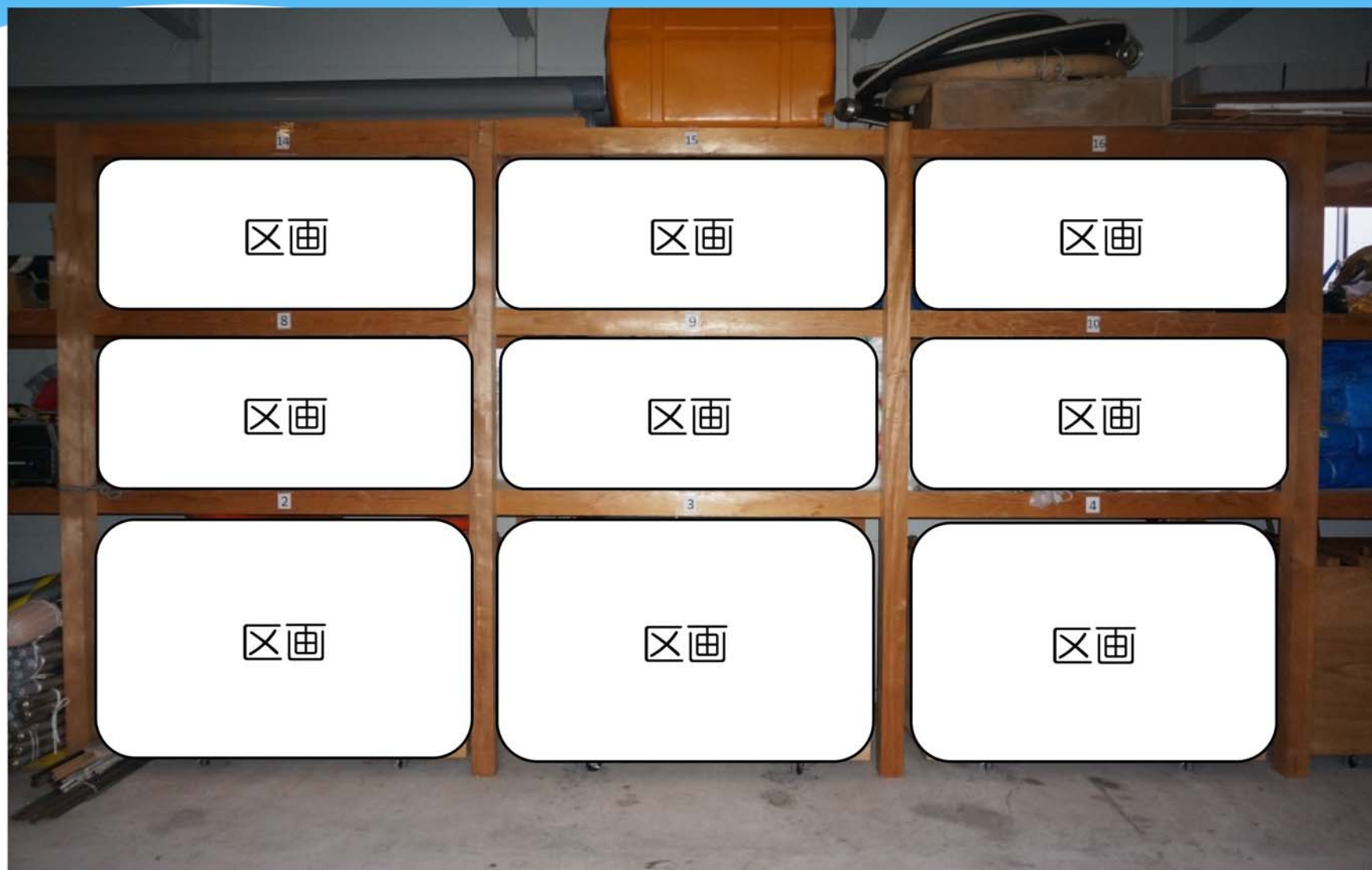


改善後



## ◎東側棚区画の番号化

東側棚の区画を番号化して表示し、資器材配置図と関連させた。

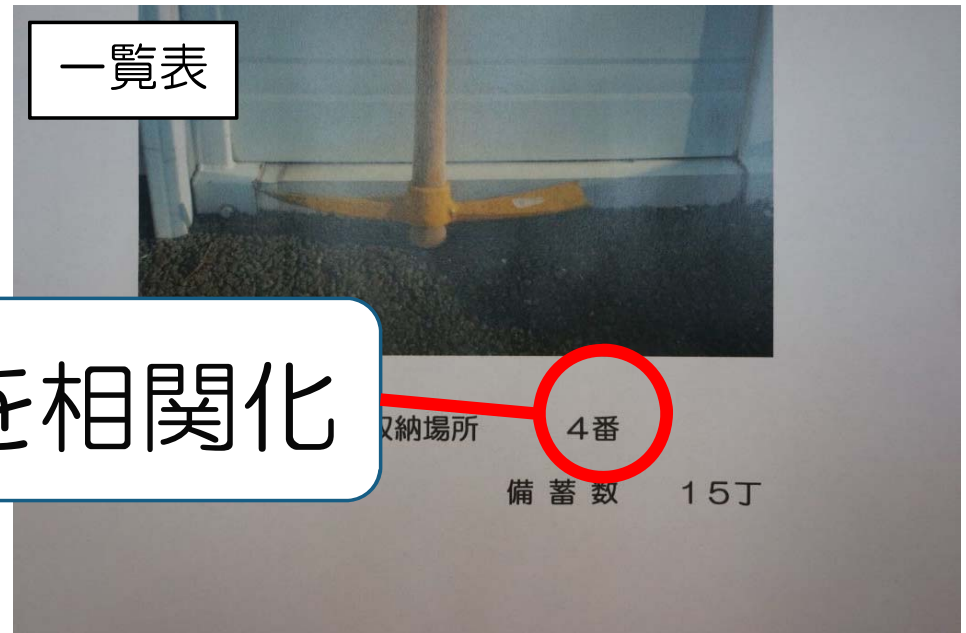
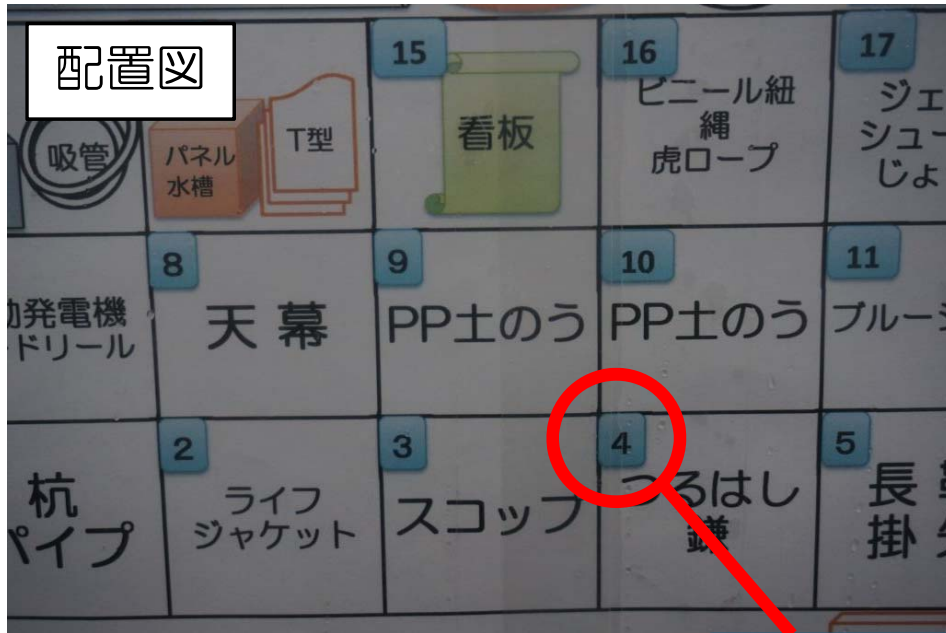




## ◎東側棚区画の番号化

東側棚の区画を番号化して表示し、資器材配置図と相関させた。

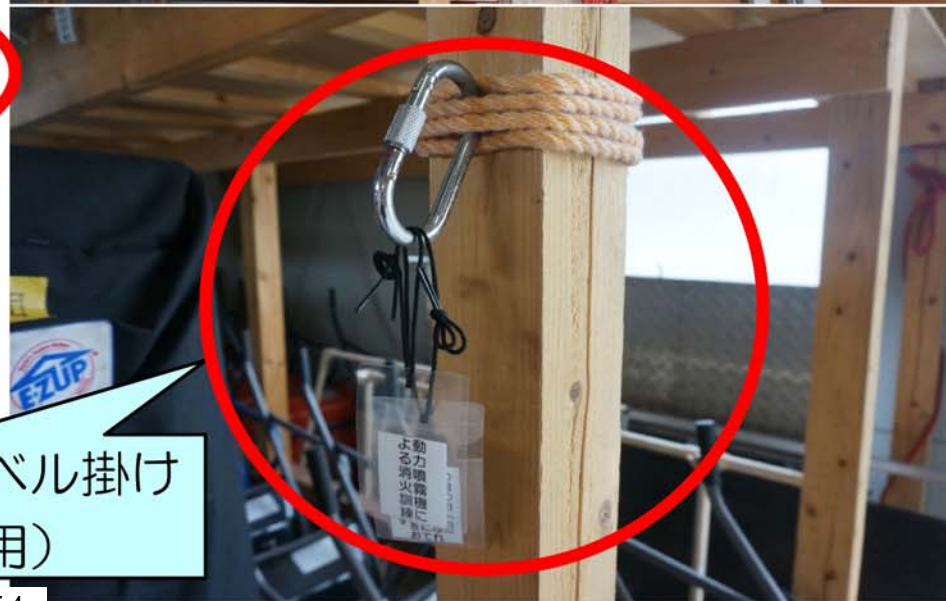




番号を相関化

# ◎行事別の看板収納、看板ラベルの作成、設置

看板の配置を行事別にし、種類別の看板ラベルを作成した。



# まとめ

- 資器材使用時、以前よりも探す時間が短縮され、作業効率が向上した
- 多くの人々が、様々な用途、場面で水防倉庫を利用する可能性があるため、日々維持管理に努めることが重要

# 佐波川総合水防演習 みず ~洪水から守ろう みんなの地域~

水防技術の向上・継承に努めるとともに、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、関係機関及び地域住民の参加のもと、行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、水害による被害の軽減を図ることを目的として、水防工法訓練・情報伝達訓練・救出救護訓練等を中心としたタイムライン※に沿った実践的な演習を実施しました。

- 開催日時 令和元年 5月25日(土) 9:00~12:15
- 実施場所 佐波川左岸河川敷(山口県防府市古祖原(こそばら)地先)
- 実施した演習 水防工法訓練、水防工法体験、出水時情報提供訓練、避難誘導訓練、孤立者救助訓練 他
- 参加機関 46機関
- 参加者 石井国土交通大臣、村岡山口県知事、池田防府市長、渡辺山口市長、藤井周南市長、江島参議院議員、北村参議院議員をはじめとする約1,200人(来賓及び一般見学者含む)

※タイムラインとは、災害に備えて、予め市町村や防災関係機関等がとるべき対応を時間軸に沿って定めた防災行動計画

## ■ 開会式



石井国土交通大臣による挨拶



村岡山口県知事による挨拶



江島参議院議員激励



北村参議院議員激励

## ■ 閉会式



岩崎河川部長講評



水谷局長お礼の言葉



演習指揮者を務めた防府市消防副団長への水防功労者表彰



池田防府市長開催地代表挨拶

## ■ 関係機関との連携による総合的な訓練



ホットラインによる情報提供  
(山口河川国道事務所長・山口市長・防府市長・周南市長)



NHKと連携した国交省職員による河川状況の解説



TEC-FORCEによる緊急排水活動訓練



広報車による多言語災害情報支援



住民避難(開出住人)・避難誘導訓練

## ■ 水防工法訓練



月の輪工法



釜段工法



改良積土のう工法



シート張り工



水防工法体験



流木撤去訓練



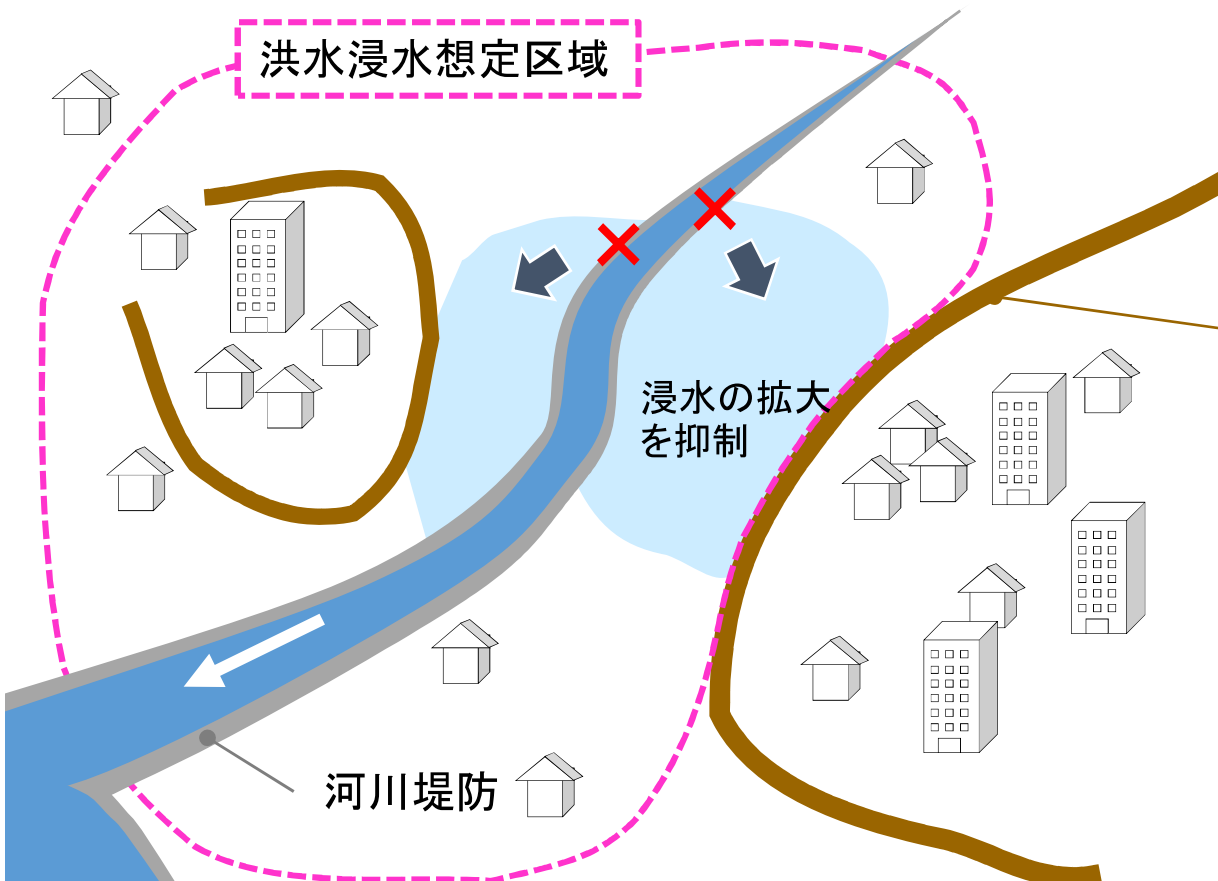
救出訓練

# 浸水拡大を抑制する施設等の保全について (浸水被害軽減地区)

# 浸水被害軽減地区の指定の対象

- 洪水浸水想定区域（隣接・近接する区域を含み、河川区域を含まない）内で、浸水の拡大を抑制する効用<sup>（注）</sup>があると認められる輪中堤等の盛土構造物、自然堤防等を指定
- 周辺の家屋等の立地状況や土地利用の計画等を踏まえて指定
- 一定の行為規制を課すものであることから真に必要な範囲に限定して指定

（注）必ずしも洪水浸水想定区域の前提となる洪水による浸水の拡大を防ぐ程の効用が求められるわけではなく、地域の実情に応じて、それ以下の洪水に対して浸水の拡大を抑制する効用が認められれば足りる



## ■ 輪中堤等の盛土構造物

: 歴史的に形成された輪中堤やその跡地といった帯状の盛土構造物

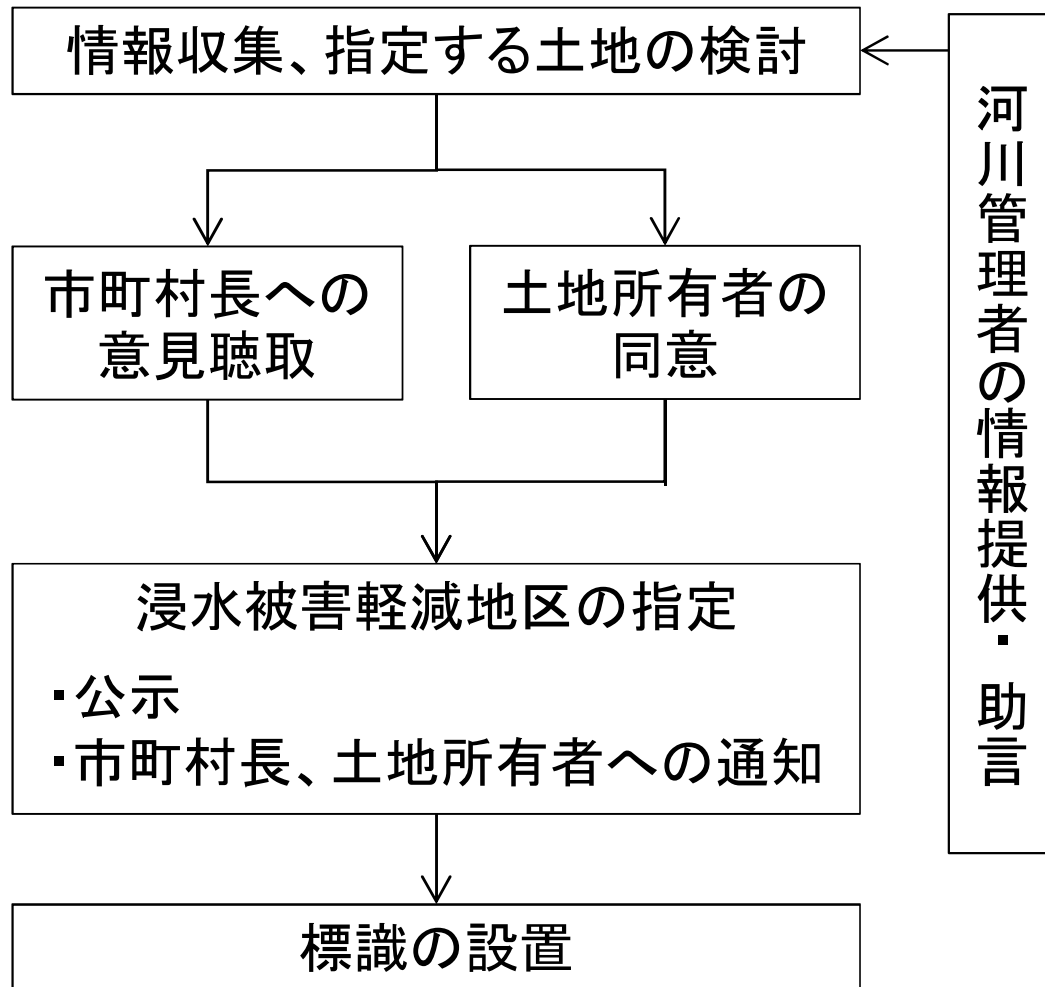
## ■ 自然堤防

: 河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲より高くなった帯状の土地

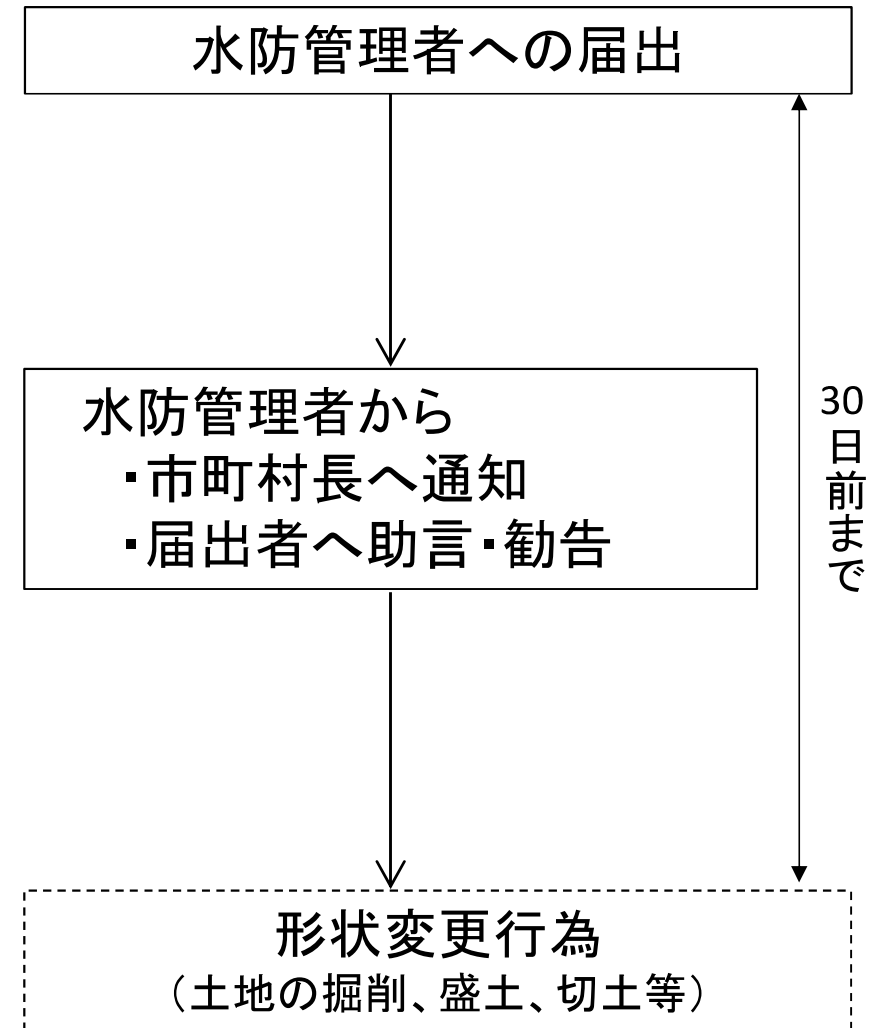


# 浸水被害軽減地区の指定、形状変更行為の届出等の流れ

## ＜水防管理者による地区指定等＞



## ＜形状変更行為の届出等＞



### ※河川管理者の情報提供・助言

:過去の浸水情報や周辺の地形情報等から、盛土構造物等の浸水拡大抑制に係る有用性等について情報提供・助言



## 指定の公示、通知

- 水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をするときは、当該地区を公示するとともに、その旨を当該市町村長及び土地所有者に通知しなければならない。

### <公示>

次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行う

①浸水被害軽減地区の指定をする旨

②当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号

※名称は、輪中堤の歴史的呼称など一般に分かりやすいもの

③当該浸水被害軽減地区の位置(以下を明示)

・市町村、大字、字、小字及び地番

※地番が未指定の場合は、指定されるまでの間、市町村、大字、字及び小字のみで可

・平面図

※縮尺2,500分の1以上の図面によることが望ましい

④当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤等の盛土構造物又は自然堤防の高さ

※地区を保全する上で必要な主要地点の高さを水防管理者が把握

### <通知>

上記の公示事項を通知しても良いし、指定を行う期日を通知して詳細は公示を参照することを求めても良い

## 標識の設置

- 水防管理者は、浸水被害軽減地区を指定したときは、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
- 地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、標識の設置を拒否、妨害してはならない。
- 水防管理団体は、標識の設置により損失を受けたものに対して、時価によりその損失を補償しなければならない

### <標識の設置>

以下の基準を参酌して、条例で定めるところにより、標識を設置

①次に掲げる事項を明示したものであること。

イ 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号

ロ 浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ

ハ 浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先

※管理者が私人の場合、プライバシーに配慮し、市町村の水防担当部局など当該管理者に取り次ぐことができる者の連絡先を記載

ニ 標識の設置者及びその連絡先

②浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

### <損失補償>

例えば、標識を設置できる場所が限定されており、かつ、その場所に設置することで既にある工作物を移転させる必要があるような場合の移転費用の補償 等

# 形状変更行為の届出

- 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為(形状変更行為)をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為等及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 水防管理者は、届出を受けたときは、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

## <届出が必要な行為>

- ・地区内の盛土構造物等の高さ等を有意に毀損し、浸水拡大を抑制する効用を低減・消滅させるような土地の掘削、盛土、切土等

## <届出が不要な行為>

- ・通常管理行為、軽易な行為(修繕・補修、電線等の埋設、仮設建築のための一時的なもの 等)
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為

## <届出の内容>

- ・形状変更行為の種類、場所、着手・完了予定日等
- ・設計・施工方法を示した計画図(右表)  
縮尺:1/2,500以上  
形状は、平面図、縦断面図及び横断面図により示す

	明示すべき事項
位置図	地区の位置
現況図	地区の形状
計画図	行為を行う箇所
	行為を行った後の形状

## 助言・勧告

- 水防管理者は、形状変更行為の届出があった場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

### <助言・勧告の内容>

- ・形状変更行為をできるだけ浸水拡大を抑制する効用に影響を及ぼさない形にするよう調整
- ・形状変更行為の時期を出水期の後に延期するよう求める 等

### <留意事項>

- ・助言・勧告は、届出をしたものが通常行っている管理行為の範囲内で対応できるものとする。
- ・届出をしたものによる対応が困難である場合は、形状変更行為があった箇所について出水時に優先して土のう設置等の水防活動を行う箇所とするなど、代替的な対応を十分検討すること。